

みんなで支え合い安心して暮らせる笑顔のいわで
～参加と協働による共生社会の実現～

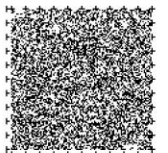


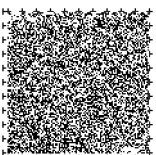
第3次 岩出市地域福祉計画

令和8年度 ➡ 令和12年度



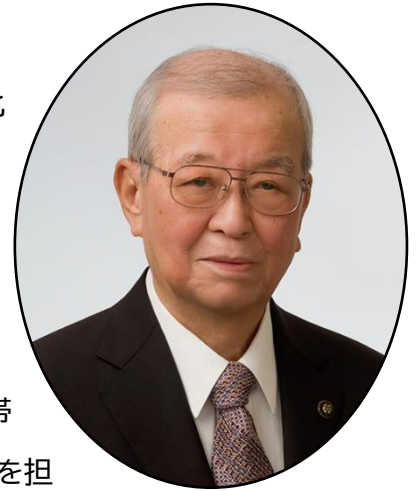
令和8年3月
岩出市





はじめに

近年、少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの多様化が進み、地域における相互扶助や社会的なつながりが希薄化しています。このような状況の中で、様々な困難に直面した場合には、お互いが配慮し存在を認め合い支え合うことで、その人らしい生活を住み慣れた地域でおくることができる社会の構築が求められています。



本市においても、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯の増加、子育て世代における不安や孤立感の高まり、地域福祉を担う人材の高齢化など、様々な問題が生じています。

また、介護と子育て、経済的困窮、孤立などの課題が重なり合うケースも多く、地域福祉を取り巻く状況はますます複雑化・多様化しています。

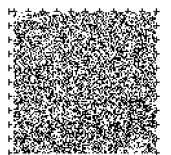
こうした状況に対応するため、本市では平成27年3月に「岩出市地域福祉計画」を策定して以来、計画の進捗状況を評価しながら、地域福祉の推進に取り組んできたところです。この度、第2次計画の期間満了に伴い、第3次岩出市地域福祉計画を策定しました。

これまでの取組を活かしながら、市、社会福祉協議会、地域住民、団体、事業者等地域福祉に関わる様々な機関と協働し、世代や分野を超えて包括的に支援する体制づくりに取り組み、本計画の基本理念である「みんなで支え合い 安心して暮らせる 笑顔のいわで～参加と協働による共生社会の実現～」を皆様と共に進めてまいりたいと思いますので、より一層のご理解ご協力をお願いします。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただいた地域福祉計画策定委員会の方々をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様並びに関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

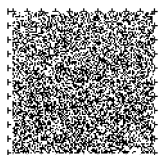
令和8年3月

岩出市長 中 芝 正 幸

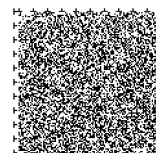


目 次

第1章 地域福祉計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨・目的	7
3 計画の位置づけ	10
4 計画の期間	11
5 計画策定の手順	12
第2章 本市の現状	13
1 統計データから見る現状の整理	13
2 市民意識調査結果	22
3 団体意識調査結果	47
4 第2次計画の指標の実施状況	51
5 岩出市の地域福祉の課題	52
第3章 計画の基本的な考え方	60
1 計画の基本理念	60
2 計画の基本目標	61
3 岩出市版包括的支援体制の構築	63
4 施策体系	65
5 成果指標・数値目標	66
第4章 施策の展開	67
基本目標1 一人ひとりのつながりづくり	67
（1）地域コミュニティづくり	67
（2）地域での交流促進	69
基本目標2 住民同士が「支え合い、助け合う」関係づくり	71
（1）地域で活動するきっかけづくり	71
（2）声かけ・見守り体制の充実	73
（3）地域福祉活動を行っている団体・組織、NPO等への活動支援	74
基本目標3 安全で安心して暮らせるまちづくり	76
（1）相談支援・情報提供の充実	76
（2）福祉サービスの利用促進と質の向上	79
（3）生活困窮者の自立支援の推進	80
（4）安全・安心の生活環境づくり	81
（5）災害に強い地域づくり	82
基本目標4 一人ひとりを認め合うまちづくり	83
（1）人権教育・啓発の推進	83
（2）自立支援や権利擁護等に向けた取組の推進	85
（3）刑を終えて出所した方の包摂的な支援	86



第5章 計画の推進等.....	87
1 計画の進捗管理と評価.....	87
2 計画の推進.....	87
3 和歌山県や国との連携強化.....	87
資料編.....	88
1 計画策定の経過.....	88
2 岩出市地域福祉計画策定委員会条例.....	90
3 岩出市地域福祉計画策定委員会及び岩出市地域福祉計画作業部会委員名簿.....	92
4 岩出市地域福祉計画策定に向けた地区別懇談会.....	93
用語解説.....	98



第1章

地域福祉計画の概要

1 計画策定の背景

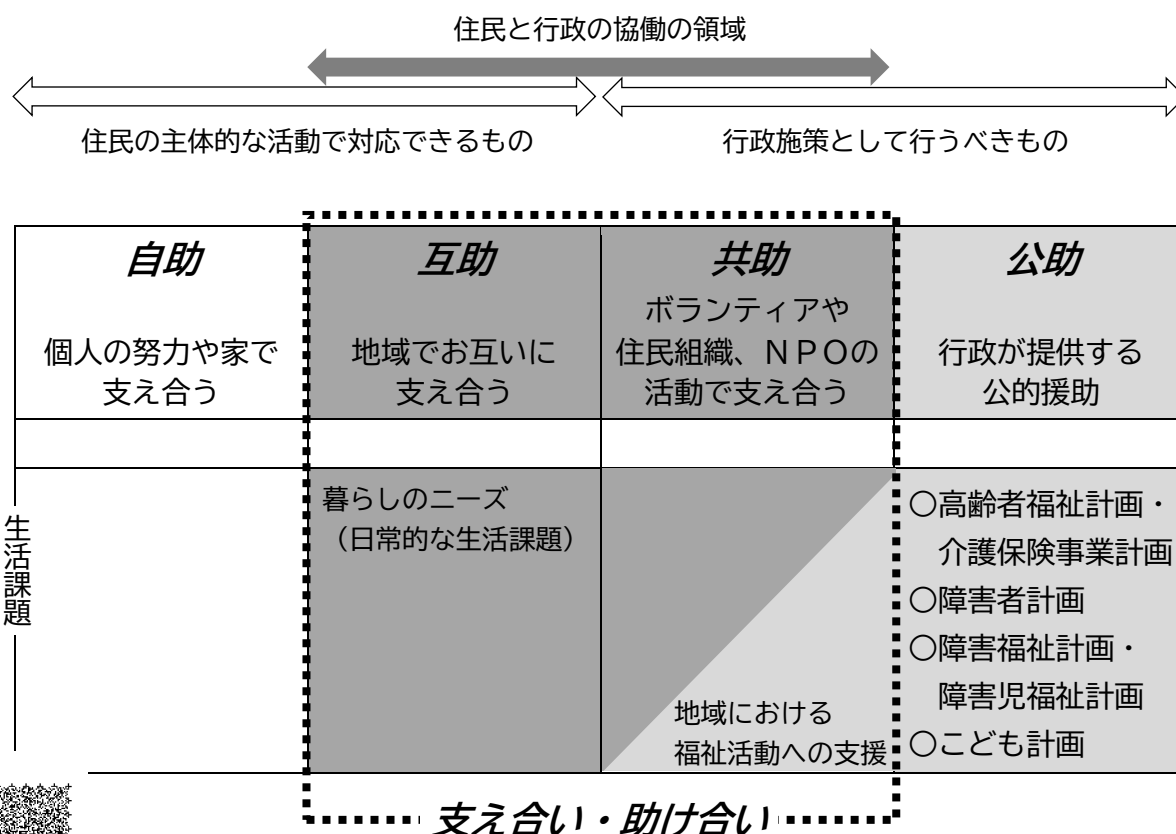
(1) 地域福祉とは

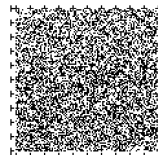
誰もが安心して自分らしい生活を送ることができるように、地域住民や地域で活動している多様な組織、行政が連携・協働して、地域が抱える生活課題・問題の解決に向け、取り組むことを「地域福祉」といいます。

なお、地域福祉においては、個人の努力や家族で支え合う「自助」、地域でお互いに支え合う「互助」、ボランティアや住民組織、NPOの活動で支え合う「共助」、そして、行政が提供する公的援助の「公助」が相まって支える仕組みと体制が重要です。

また、地域における多様な生活課題・問題に的確な対応を図るうえで、地域住民や地域で活動している団体等、それぞれが気づき、お互いに支え合い、助け合う取組を進めていくことが非常に大切となります。

■「自助」「互助・共助」「公助」との関係





(2) 地域福祉の必要性

わが国では、少子高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加、個人主義的傾向の強まりにより、家族や地域住民同士のつながりが希薄化し、「困ったときはお互いさま」といったご近所の支え合い機能が低下しています。

このような地域を取り巻く環境の変化により、孤立死をはじめ、子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待、消費者被害、災害時の対応、刑を終えて出所した人への支援等、様々な生活課題・問題が生じています。

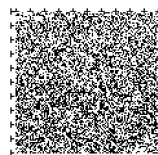
これらの課題・問題に対し、行政は公的な福祉サービスの整備や充実に取り組んでいますが、地域住民をはじめとする様々な主体が知恵と力を出し合い、協働しながら取り組んでいくことで、より効果的な解決が可能となり、住民一人ひとりの生活の向上を図ることができます。

そのため、これらの課題・問題について、いつかは遭遇する自身の問題として認識し、地域住民間でそれらを共有し、解決に向かう仕組みを協働してつくっていくこと、つまり、「地域福祉」を実現していくことは、自分たちのこれからの安心のための準備として必要になってきます。

(3) 「我が事・丸ごと」の地域づくり

近年、高齢者福祉や障害者福祉、子育て支援など、各制度の充実が図られている一方で、人口減少や家族・地域社会のあり方の変化などにより、介護や子育て、経済的な困窮、健康などの複合した問題を抱えている人や世帯が見られます。こうした問題を抱えている人の中には、自ら助けを求めることができず、暮らしが追い込まれ、その結果、危機的な局面になるまで問題が表面化しない状況が増えてきています。

こうした複雑化・多様化した地域の生活課題に対しては、これまでの福祉制度では対応が難しくなっています。これからは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」を実現する必要があります。

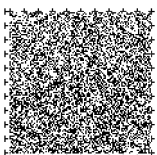


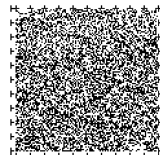
（４）地域共生社会を実現するために

複合的な課題を抱えている人や世帯は、社会的に孤立している場合が多いため、本人と周囲との社会的なつながりを広げていくことが大切です。専門職による支援だけでなく、本人の周りにいる地域住民の関わりが重要であり、それが地域のセーフティネットとなります。行政や専門職では行き届かないところで行われる、住民同士の見守りや助け合いといった活動は、場合によっては専門職による支援と同等か、それ以上の力を発揮することもあり、これからの地域福祉には必要不可欠となっています。

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会をめざすものです。

今後の福祉のあり方としては、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、本人や家族との継続的なつながりや専門職による支援と連携し、困りごとを抱えた一人ひとりの状況に寄り添った支援を行うことが大切です。





社会福祉法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

「地域福祉」という言葉が法令条文の中ではじめて登場し、さらに、「地域福祉の推進」が社会福祉の増進のための方法のひとつとして明記されています。

第4条（地域福祉の推進）

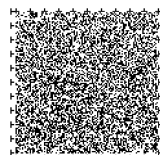
地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

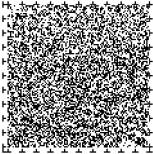
2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民と社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティアなど）が、公的機関や社会福祉法人などと連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手として期待されることが明記されています。

また、地域住民や福祉関係者が、①本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、②福祉、介護、保健医療に限らない、様々な生活課題を把握するとともに、③行政などと協働し、課題を解決していくことが必要である旨を定め、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を明確化しています。





社会福祉法（抜粋）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （１） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （２） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （３） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （４） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （５） 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

２ 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３ 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

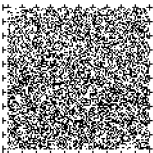
市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されています。

注：第106条の３（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第２項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- （１） 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- （２） 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- （３） 生活困窮者自立支援法第３条第２項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

２ 厚生労働大臣は、次条第２項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。



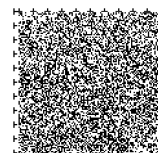
①地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、②様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備、③相談機関の協働、ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としています。

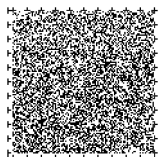
社会福祉法（抜粋）

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- （１） 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （２） 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （３） 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （４） 前３号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業





2 計画策定の趣旨・目的

(1) 国の動き

国では、平成12年の「社会福祉法」改正により、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、市町村は地域住民と関係機関等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくこととなりました。

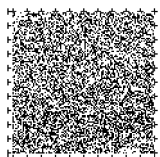
一方近年は、少子高齢化・人口減少が進み、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域の相互扶助の基盤となる、人と人とのつながり、家庭や地域における支え合いが希薄化し、これまで地域社会が果たしてきた助け合いや支え合い等の機能の低下が危惧されています。このような中、生活課題の複合化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、虐待等）した様々な福祉課題がみられ、「地域福祉」の充実と推進は今まで以上に重要です。

さらに、従来の縦割りによる公的な支援制度の枠組みでは十分な支援が受けられない、いわゆる「制度の狭間」の問題など、包括的な分野横断的支援を必要としている人に対し、地域共生社会の理念に基づき、制度化されたサービスと地域の助け合いによる支援を両輪として一体的かつ重層的に支援を実施していく必要があります。

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「地域共生社会の実現」が盛り込まれました。その後、地域共生社会の実現に向け、同年7月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」の設置、10月に「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」の設置及び検討が進められてきました。

こうした段階を経て、平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定されたことにより、社会福祉法の一部が改正されました。この改正では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念や、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

令和2年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現をめざす必要があることが明記されています。また、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。



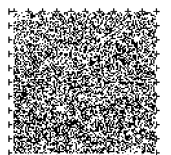
(2) 和歌山県の動き

和歌山県では、平成29年に「和歌山県長期総合計画」が策定されました。この計画の将来像のひとつである「未来を拓くひとを育む和歌山」を推進するための計画として「和歌山県地域福祉推進計画」が位置づけられ、地域福祉の基本的方針が示されました。令和7年12月には、県政の新たな指針となる和歌山県総合計画が策定され、2040年に目指す姿が示されています。

令和7年4月に、国の制度改革などを踏まえ4回目の見直しが行われ、「和歌山県地域福祉推進計画（改定版）」が策定されました。この計画では、健康福祉全般にわたる包括的な視点による将来の健康福祉社会のあるべき姿が明らかにされています。

■和歌山県地域福祉推進計画（改定版）の概要

- 1 包括的な支援体制の構築推進
 - (1) 市町村における包括的な支援体制の構築推進
 - (2) 住民、地域で活動する多様な組織、行政の役割～地域福祉の担い手～
- 2 互いに支え合う地域づくり
 - (1) 人権を尊重した地域福祉の推進
 - (2) 地域福祉施策推進
- 3 地域福祉を担う多様な担い手づくり
 - (1) 民生委員・児童委員活動の促進
 - (2) ボランティア活動の促進
 - (3) NPO活動の促進
 - (4) 社会福祉協議会の活動への支援
 - (5) 福祉教育・啓発の推進
 - (6) 福祉職場への人材確保対策
- 4 福祉サービスを適切に利用するための基盤づくり
 - (1) 健全な事業運営の確保
 - (2) 福祉サービスの点検・評価
 - (3) 苦情解決の仕組みの整備
 - (4) 福祉サービスの適切な利用等の推進
 - (5) 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備
- 5 災害に強い地域づくり
 - (1) 災害に備えた地域づくりの推進
 - (2) 避難行動要支援者への支援体制強化
 - (3) 災害派遣福祉チームの体制強化
 - (4) きめ細かな被災者支援の体制整備
 - (5) 円滑な避難所運営の強化
 - (6) 社会福祉施設等の防災対策強化
 - (7) 防災知識の普及・啓発

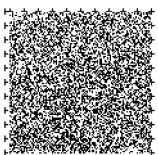


(3) 計画策定の趣旨

「第3次岩出市地域福祉計画（以下「本計画」という。）」は、令和3年3月に策定した「第2次岩出市地域福祉計画（以下「第2次計画」という。）」の計画期間の満了に伴い、取組の進捗状況を評価したうえで策定します。

本計画は、福祉分野の基盤計画として、本市における福祉分野やその他の分野における様々な取組状況などと整合を図るとともに、社会潮流や国や県の動きを踏まえたものとなります。

また、本市に住むすべての住民の幸せな暮らしをめざし、人と人とのつながりを基本として、困った時に助け合える関係づくり、お互いを認め合い、支え合える地域づくりを進めるための理念を明らかにします。この理念を実現するために、本計画では地域福祉推進の仕組みづくりと役割の明確化を図ります。



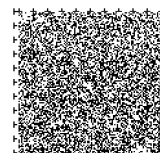
3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

また、「岩出市長期総合計画」を上位計画とし、対象別・分野別の「岩出市高齢者福祉計画・岩出市介護保険事業計画」「岩出市こども計画」「岩出市障害者計画」「岩出市障害福祉計画・岩出市障害児福祉計画」「岩出市健康づくり計画「ふれあい健康21」」「岩出市人権施策基本方針」「岩出市男女共同参画プラン（ハーモニープラン）」などを関連計画として、それぞれに共通する地域福祉の理念を明らかにするとともに、地域福祉の推進を図るための基本的な方向性を定めるものです。

また、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定される「岩出市再犯防止推進計画」として位置づけます。

■計画の位置づけ

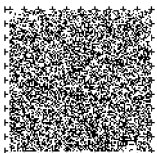


4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とします。

■計画の期間

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
第2次計画	第3次岩出市地域福祉計画					次期計画



5 計画策定の手順

本計画の策定にあたっては、次のような手順で行いました。

(1) 岩出市地域福祉計画策定委員会及び地域福祉計画作業部会における審議

本計画は、学識経験者や関係団体の代表者、行政関係者等から構成される「岩出市地域福祉計画策定委員会」において内容を審議し、策定しました。

また、委員会に岩出市地域福祉計画策定委員から選出された6名の委員で構成される「地域福祉計画作業部会」を設置し、本計画の基本理念、基本目標、施策体系・内容等の検討を行いました。

(2) 地域福祉に関する現状・課題の把握

① 市民意識調査

岩出市にお住まいの20歳以上の方の中から、無作為に2,500人を対象に、地域福祉に対する考え方や意見を把握するための市民意識調査を実施しました。

② 地区懇談会の実施

各地区に関する現状（いいところや気になるところ）や課題、課題の解決に関するアイデアなどの整理を行うため、市民参加の地区懇談会を4地区合同で開催しました。

③ 団体等への調査

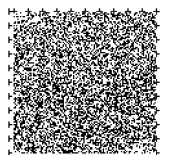
地域福祉の担い手である地域団体・組織を対象に、活動に関する現状や課題、今後の方向性等を把握するため、書面によるヒアリング調査を実施しました。

(3) 庁内における検討

横断的な内容の検討を行い、現行計画に対する評価・検証を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

よりよい計画となるよう、市民から広く意見を聞くためのパブリックコメントを実施しました。



第2章

本市の現状

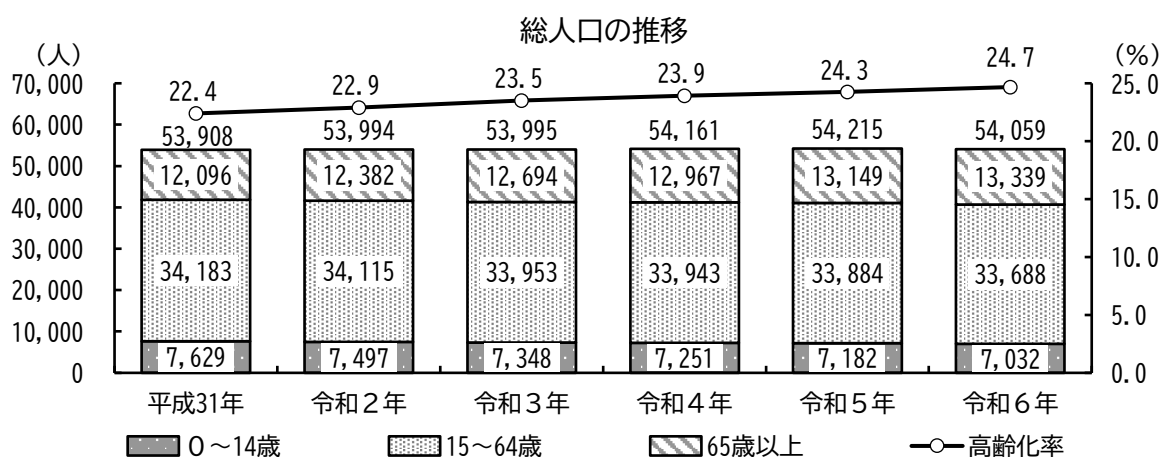
1 統計データから見る現状の整理

(1) 人口と世帯の状況

① 総人口の推移

本市の人口は、令和5年まで増加していましたが、令和6年は減少し、54,059人となっています。

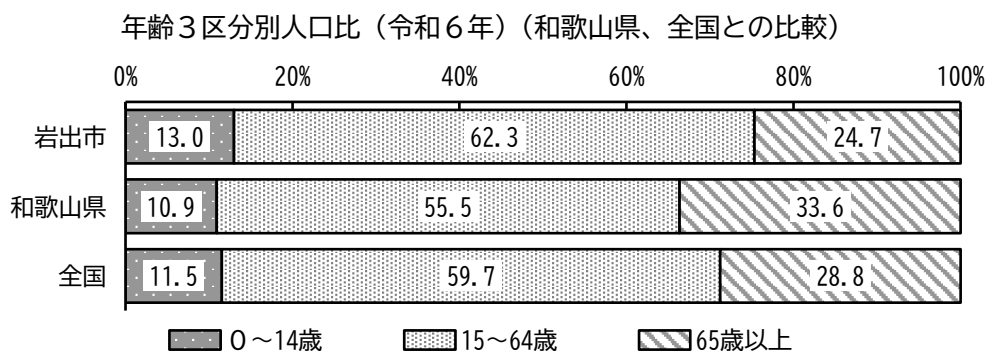
「0～14歳」「15～64歳」の人口は減少しており、「65歳以上」の人口は増加しています。高齢化率は、増加しており、令和6年には24.7%となっています。



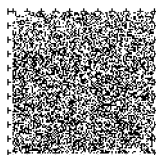
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

② 年齢3区分別人口比（令和6年）（和歌山県、全国との比較）

令和6年の年齢3区分別人口構成比を和歌山県、全国と比較すると、0～14歳人口比と15～64歳人口比は和歌山県や全国を上回っているのに対し、65歳以上人口比は下回っています。

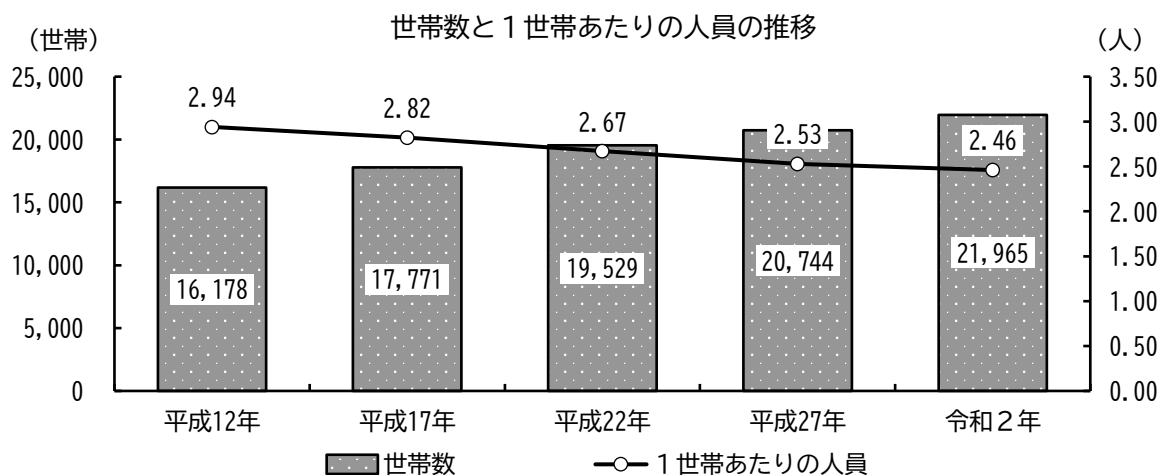


資料：住民基本台帳（令和6年1月1日現在）



③ 世帯数と1世帯あたりの人員の推移

世帯数は年々増加しており、令和2年には21,965世帯と、平成12年と比べて5,787世帯増加しています。一方、1世帯あたりの人員については、平成12年の2.94人から、令和2年の2.46人に減少しており、単身世帯や夫婦のみ世帯、ひとり親と子世帯など、世帯人数の少ない世帯が増加していることがうかがえます。

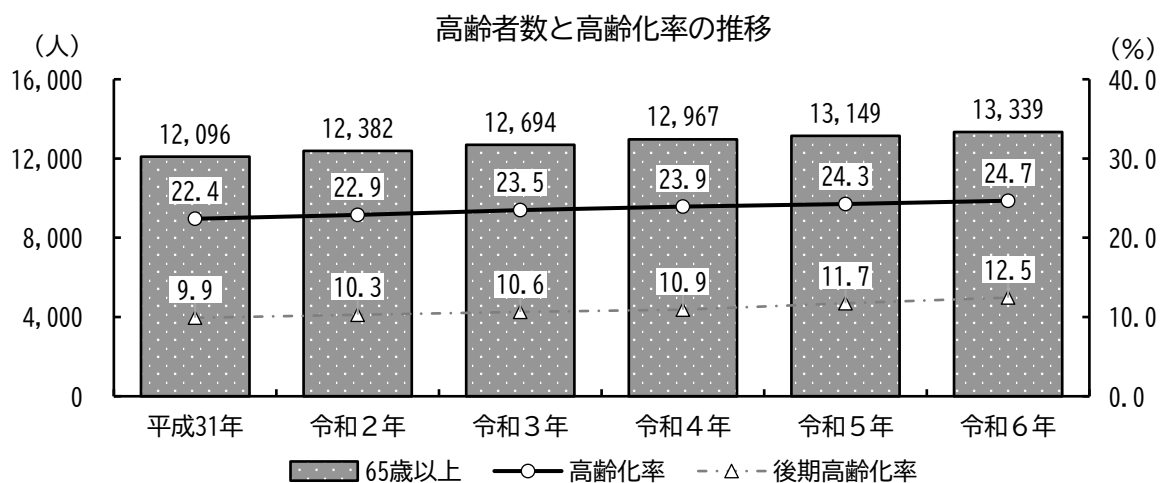


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

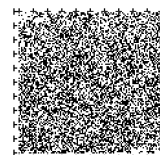
(2) 高齢者の状況

① 高齢者数と高齢化率の推移

65歳以上の高齢者数は年々増加しており、令和6年で13,339人となっています。また、総人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）と75歳以上の人口の割合（後期高齢化率）はともに増加しており、令和6年では高齢化率が24.7%、後期高齢化率が12.5%となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）



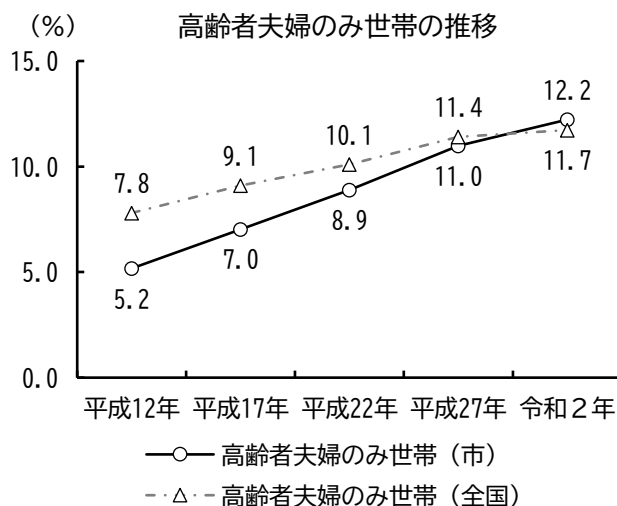
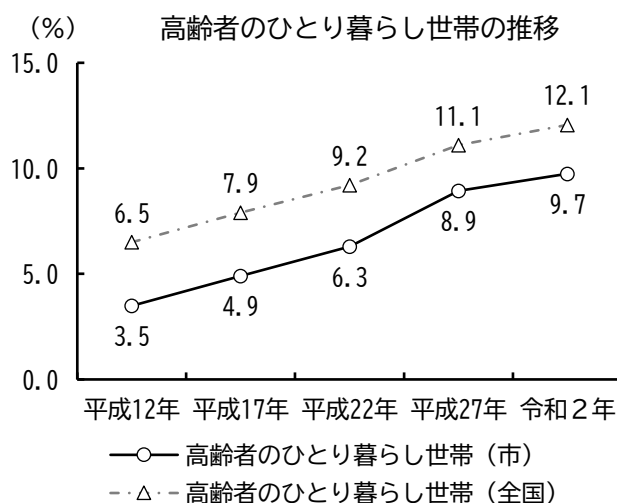
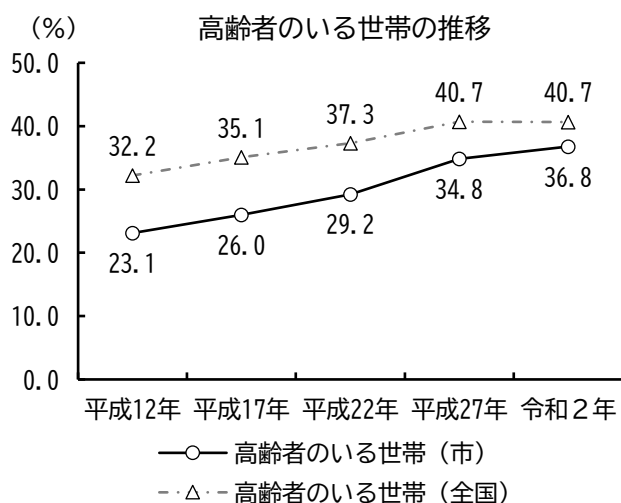
② 高齢者のいる世帯の推移

総世帯に占める高齢者のいる世帯、高齢者のひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯の割合はそれぞれ増加していますが、和歌山県を下回っている状況です。高齢者夫婦のみ世帯では、令和2年において全国を上回っています。

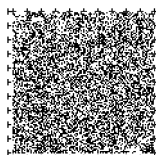
高齢者のいる世帯の状況

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年 (和歌山県)	令和2年 (全国)
総世帯 (A)	16,178	17,771	19,529	20,744	21,965	393,489	55,704,949
高齢者のいる世帯 (B)	3,740	4,619	5,709	7,228	8,078	197,253	22,655,031
比率B/A	23.1%	26.0%	29.2%	34.8%	36.8%	50.1%	40.7%
高齢者のひとり暮らし世帯 (C)	564	872	1,229	1,853	2,140	64,404	6,716,806
比率C/A	3.5%	4.9%	6.3%	8.9%	9.7%	16.4%	12.1%
高齢者夫婦のみ世帯 (D)	837	1,248	1,737	2,278	2,685	59,239	6,533,895
比率D/A	5.2%	7.0%	8.9%	11.0%	12.2%	15.1%	11.7%

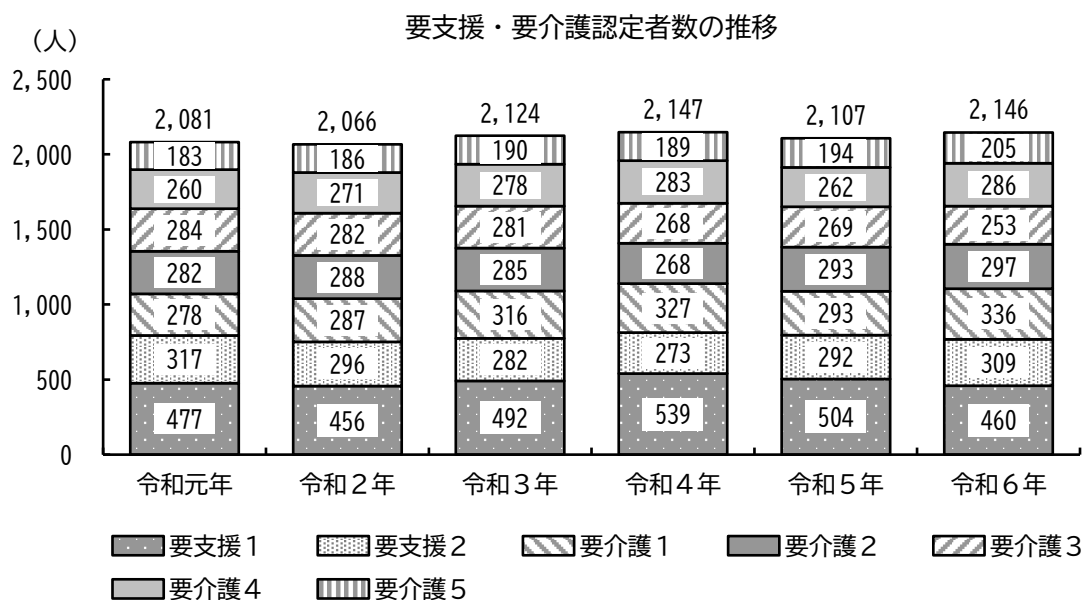


資料：国勢調査（各年10月1日現在）



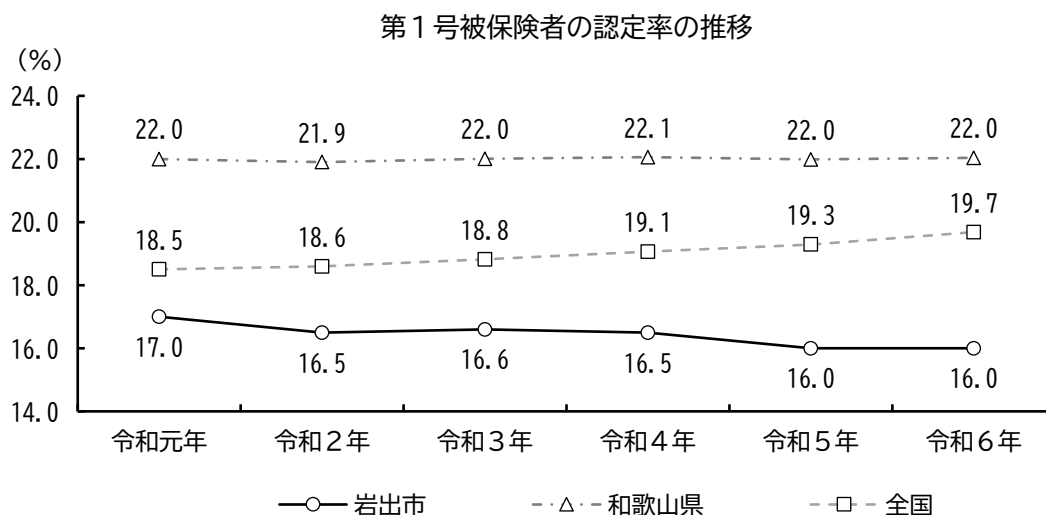
③ 要支援・要介護認定者数の推移

65歳以上で、介護保険料を支払い認定を受け介護サービスを利用できる第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推移を見ると、令和元年以降、緩やかに増減を繰り返しています。また、要介護別に見ると、各年、軽度者（要支援及び要介護1）が5割程度占めています。

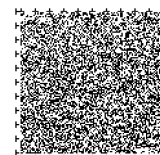


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

第1号被保険者の認定率の推移を見ると、令和元年以降減少傾向にあり、令和6年で16.0%となっています。和歌山県や全国と比べると、下回って推移しています。



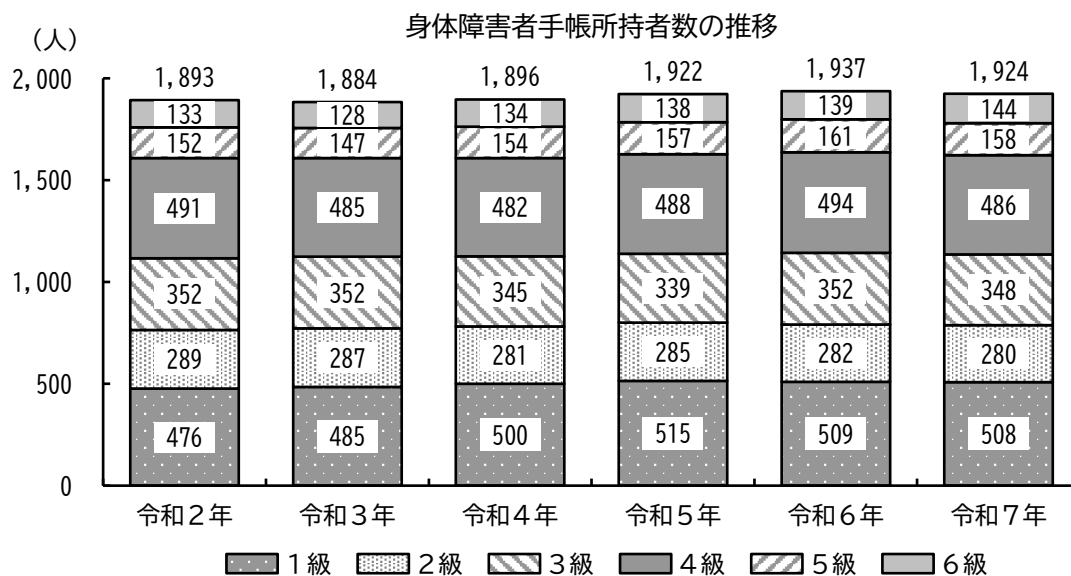
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）



(3) 障害のある人の状況

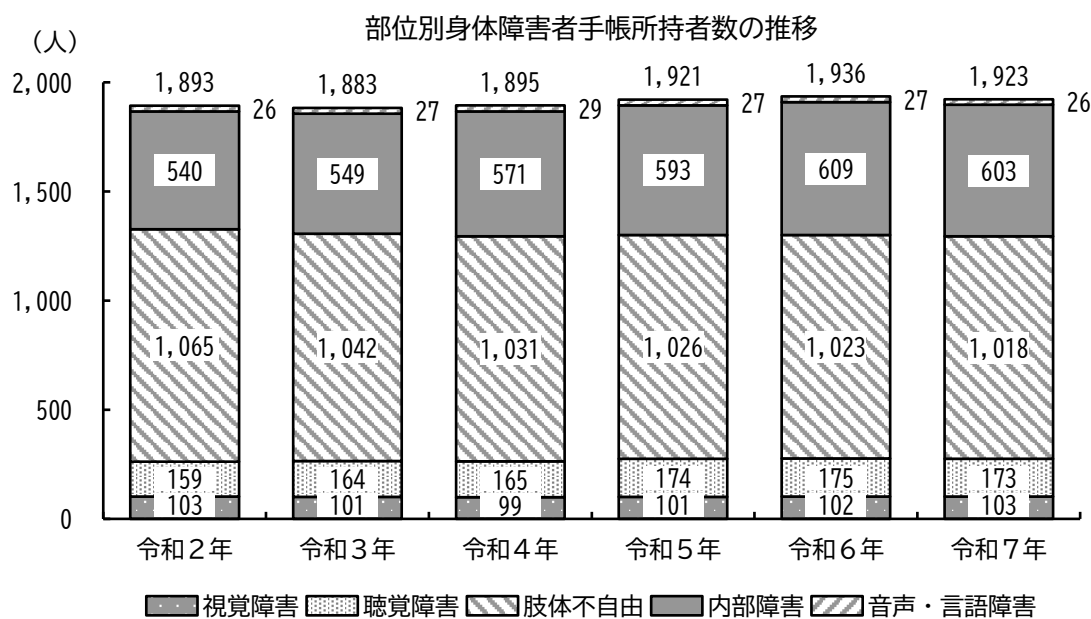
① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、年々増加傾向となっており、令和7年で1,924人となっています。等級別に見ると、令和4年以降、1級が最も多く、令和7年では508人となっています。

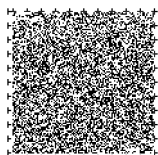


資料：社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

部位別に見ると、各年「肢体不自由」が最も多く、令和7年で1,018人となっています。次いで、「内部障害」（603人）、「聴覚障害」（173人）となっています。

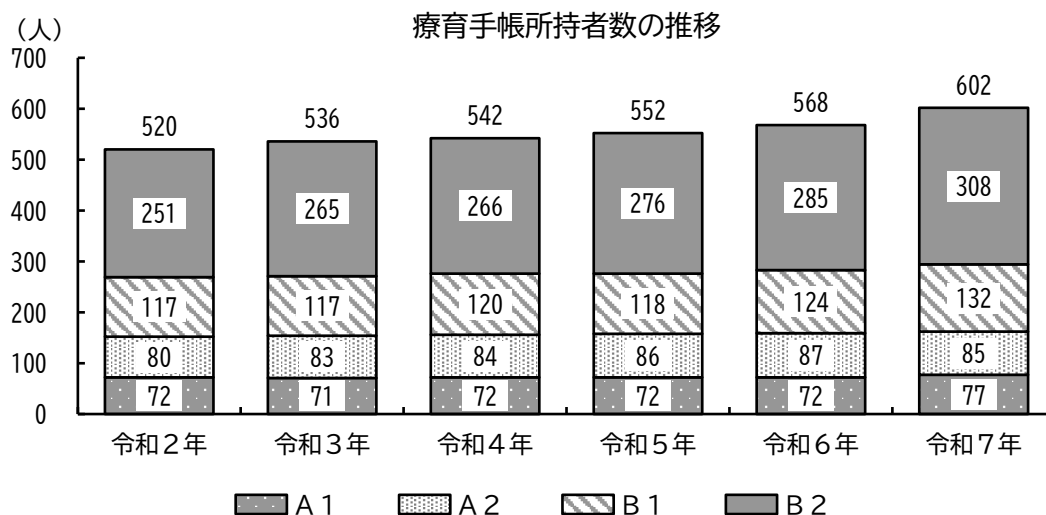


資料：社会福祉課調べ（各年3月31日現在）



② 療育手帳所持者数の推移

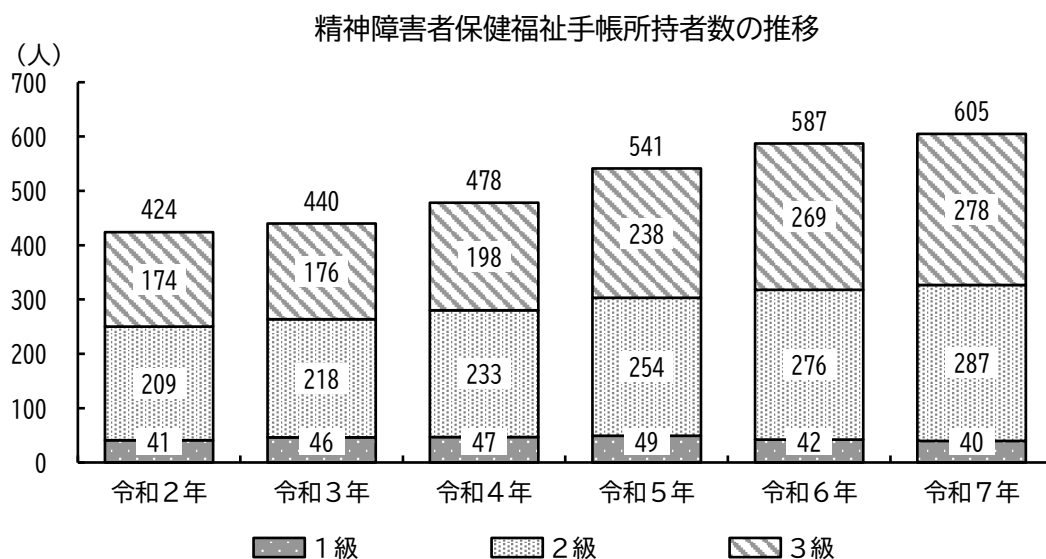
療育手帳所持者数の推移を見ると、年々増加しており、令和7年で602人となっています。また、判定別に見ると、令和7年で「B 2」が308人で最も多く、次いで「B 1」が132人、「A 2」が85人となっています。



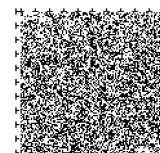
資料：社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、増加しており、令和7年で605人となっています。等級別に見ると、各年、2級が最も多く、令和7年で287人となっています。



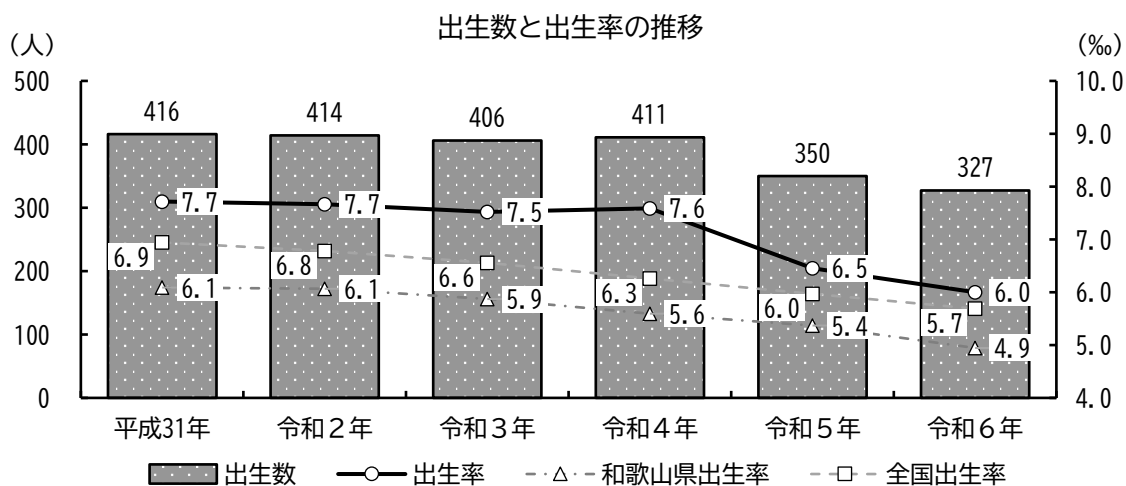
資料：社会福祉課調べ（各年3月31日現在）



(4) 子どもの状況

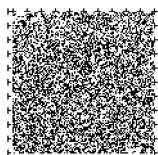
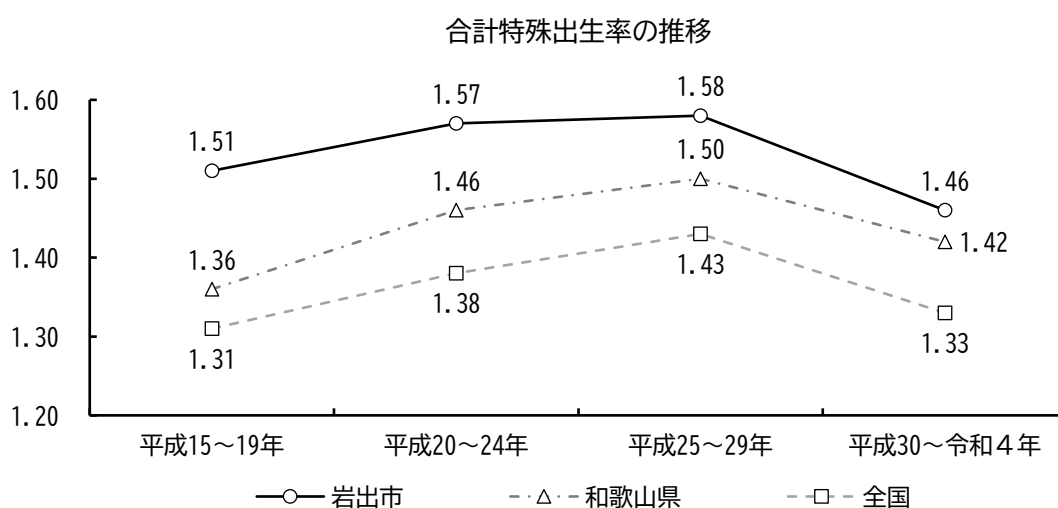
① 出生数と出生率の推移

出生数の推移を見ると、年々減少傾向にあり、令和6年で327人となっています。また、出生率（人口1,000人あたりの出生数）の推移を見ると、和歌山県や全国を上回りながらも減少傾向にあり、令和6年で6.0%となっています。



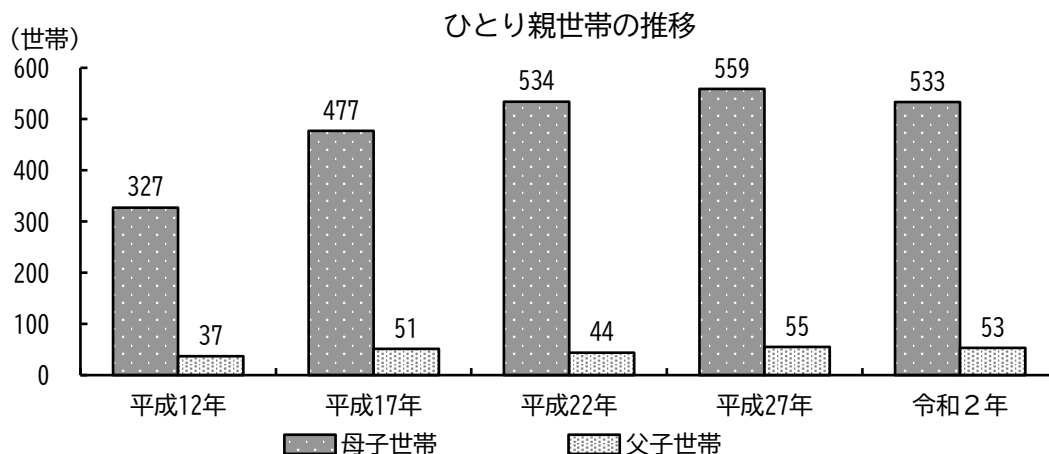
② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移を見ると、平成30～令和4年の合計特殊出生率は、近年で最も低い1.46となっていますが、すべての年で、和歌山県や全国を上回っています。



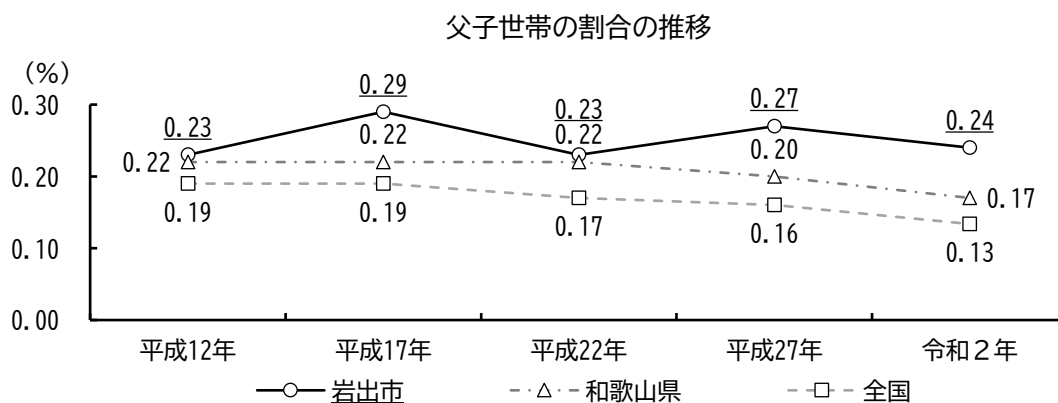
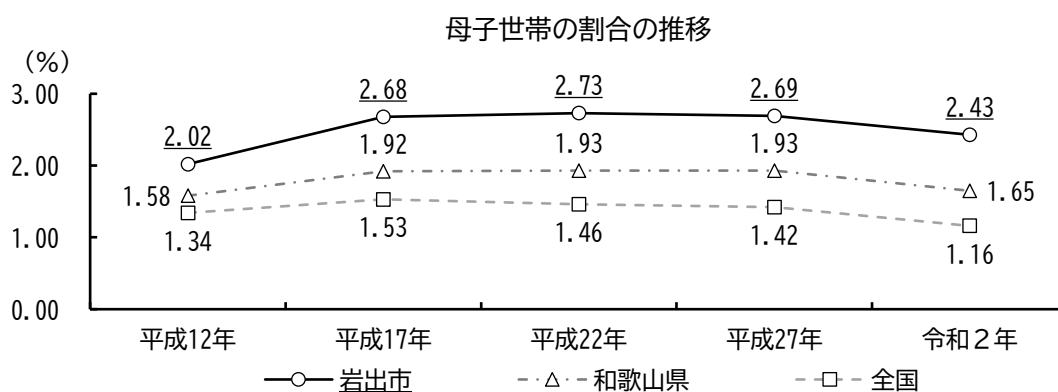
③ ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移を見ると、母子世帯は平成27年まで増加していましたが、令和2年で減少しており、533世帯となっています。父子世帯は、増減を繰り返しながら推移しており、令和2年では53世帯となっています。

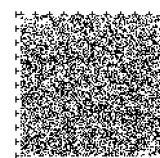


資料：国勢調査（各年 10月1日現在）

母子世帯及び父子世帯の割合の推移を見ると、母子世帯は、平成22年までは増加していましたが、平成27年以降減少しています。父子世帯は、増減を繰り返しながら推移しています。また、母子世帯、父子世帯ともに各年で和歌山県、全国を上回って推移しています。

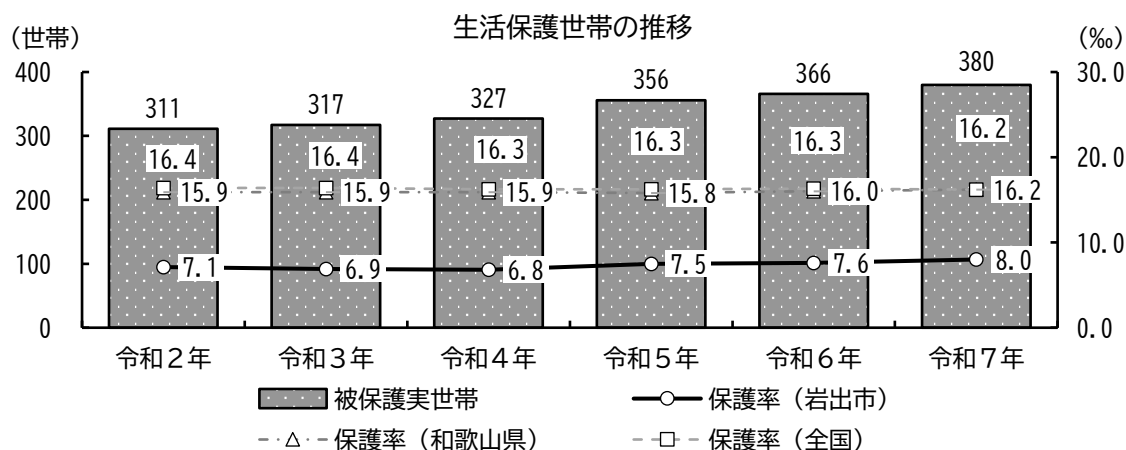


資料：国勢調査（各年 10月1日現在）



④ 生活保護世帯の推移

生活保護の被保護世帯の推移を見ると、令和2年以降、増加しており、令和7年で380世帯となっています。また、保護率（人口1,000人あたりの被保護者数）の推移を見ると、令和4年以降、増加しており、令和7年で8.0%となっていますが、全国、和歌山県と比べると、各年下回って推移しています。



資料：岩出市 社会福祉課調べ（各年3月末分）
 和歌山県 社会福祉課調べ（各年3月末分）
 全国 厚生労働省（被保護者調査）（各年3月末分）

⑤ 地域福祉の担い手などの状況

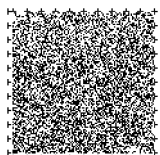
地域福祉の担い手などの状況を見ると、区・自治会については、団体数がほぼ横ばいで推移する一方で、加入世帯及び加入率は減少しています。また、全体的に会員数等が減少傾向の中、地域福祉協議会の団体数は横ばいで推移しています。

地域福祉の担い手などの状況

単位：人、世帯、団体、%

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
民生委員・児童委員	人数	89	91	91	88	90	90
	一人あたり担当世帯数	262	260	264	276	273	277
	一人あたり担当人数	605	594	596	617	601	599
社会福祉協議会 ボランティアセンター	個人登録数	55	46	46	62	50	42
	団体登録数	269	253	189	184	134	106
区・自治会	団体数	394	389	392	397	397	396
	加入世帯数	15,339	15,128	15,079	15,096	14,990	14,916
	加入率	66	64	63	62	61	60
老人クラブ	団体数	48	48	48	48	45	45
	会員数	2,071	2,011	1,937	1,856	1,691	1,628
地域福祉協議会	団体数	3	3	3	3	3	3
	会員数	39	40	39	36	32	30

社会福祉課・総務課・市社会福祉協議会（各年3月末現在）



2 市民意識調査結果

(1) アンケート調査概要

令和8年度からの第3次地域福祉計画の策定にあたり、「地域福祉」に対する皆様の考え方や意見をお聞かせいただき、計画策定の基礎資料とするため実施しました。

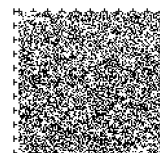
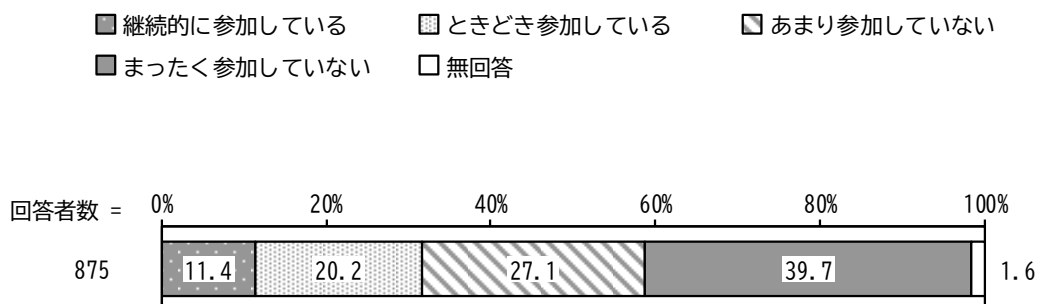
対象者	岩出市にお住まいの20歳以上の方の中から、無作為に2,500人
方法	郵送による配布・回収
時期	令和6年11月13日～令和6年12月20日
調査票配布数	2,500通
調査票回収結果	875通(35.0%)

(2) アンケート調査結果

地域での交流促進について

地域での活動に参加しているかについて、「継続的に参加している」「ときどき参加している」を合わせた“参加している”の割合が31.6%、「あまり参加していない」「まったく参加していない」を合わせた“参加していない”の割合が66.8%となっています。

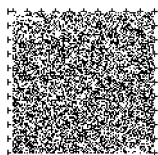
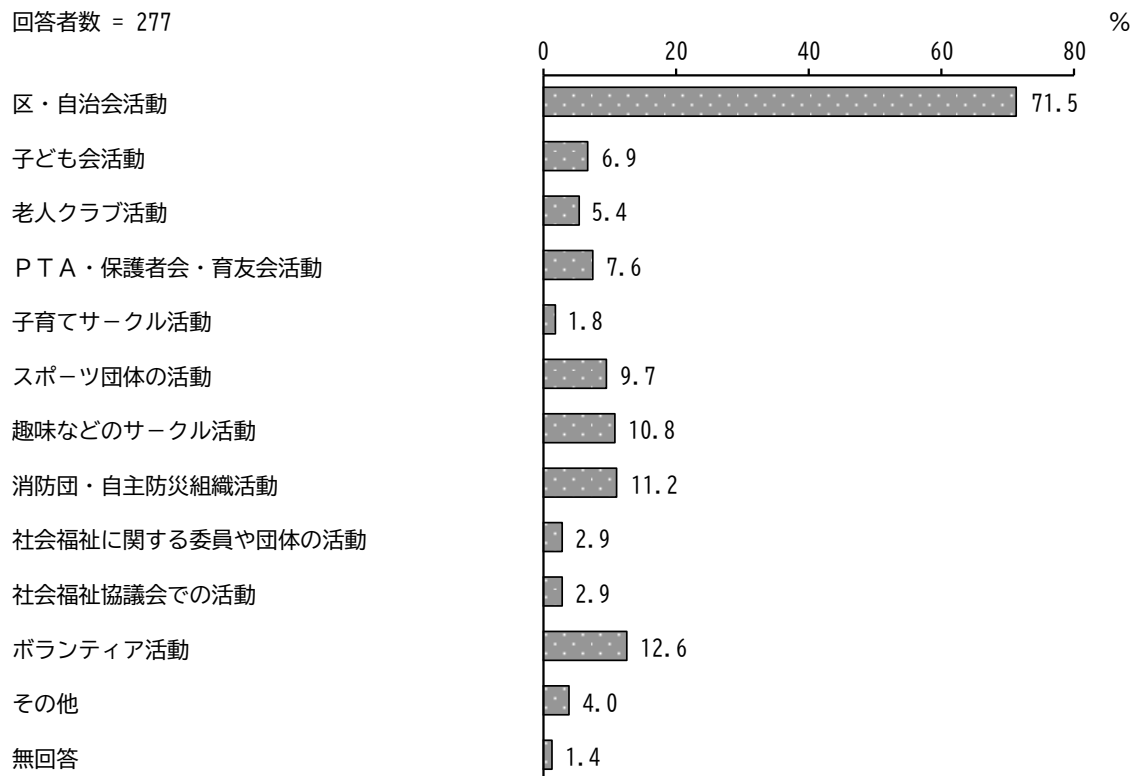
地域での活動に参加している人の割合



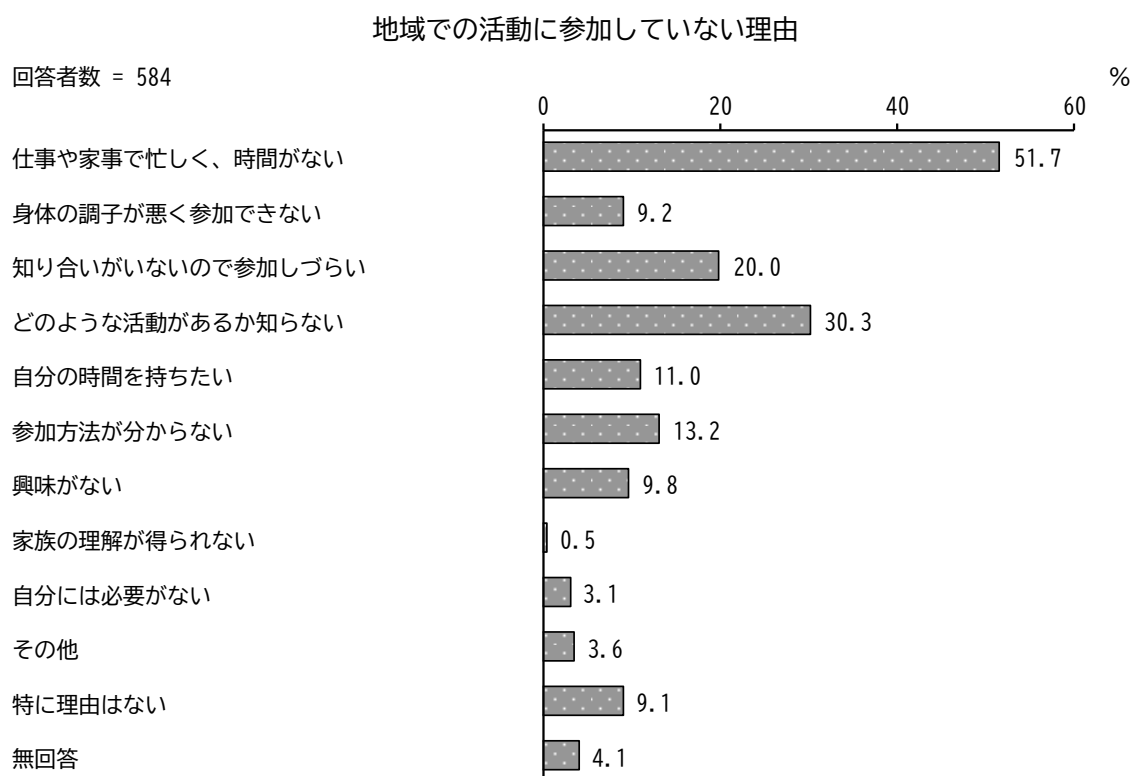
参加している活動について、「区・自治会活動」の割合が71.5%と最も高く、次いで「ボランティア活動」の割合が12.6%、「消防団・自主防災組織活動」の割合が11.2%となっています。

参加している活動

回答者数 = 277



地域での活動に参加していない理由について、「仕事や家事で忙しく、時間がない」の割合が51.7%と最も高く、次いで「どのような活動があるか知らない」の割合が30.3%、「知り合いがいないので参加しづらい」の割合が20.0%となっています。

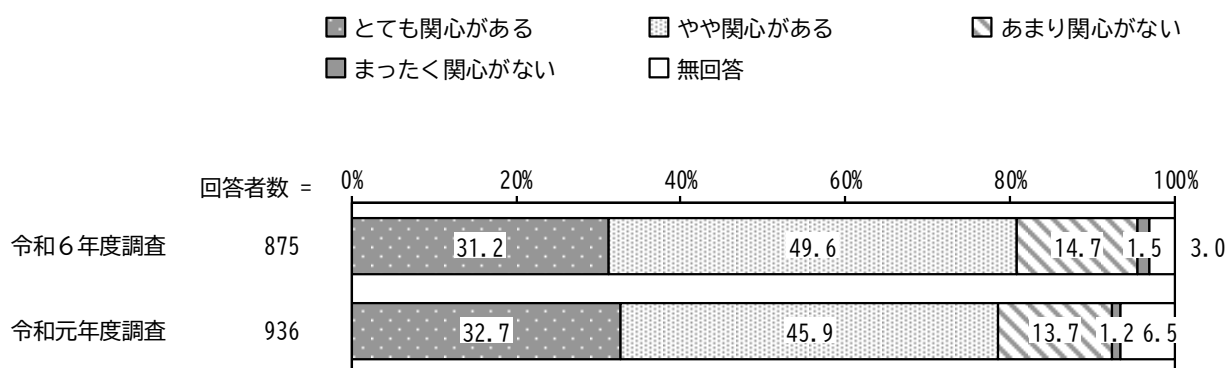


地域で活動するきっかけづくりについて

福祉について関心を持っているかについて、「とても関心がある」「やや関心がある」を合わせた“関心がある”の割合が80.8%、「あまり関心がない」「まったく関心がない」を合わせた“関心がない”の割合が16.2%となっています。

令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

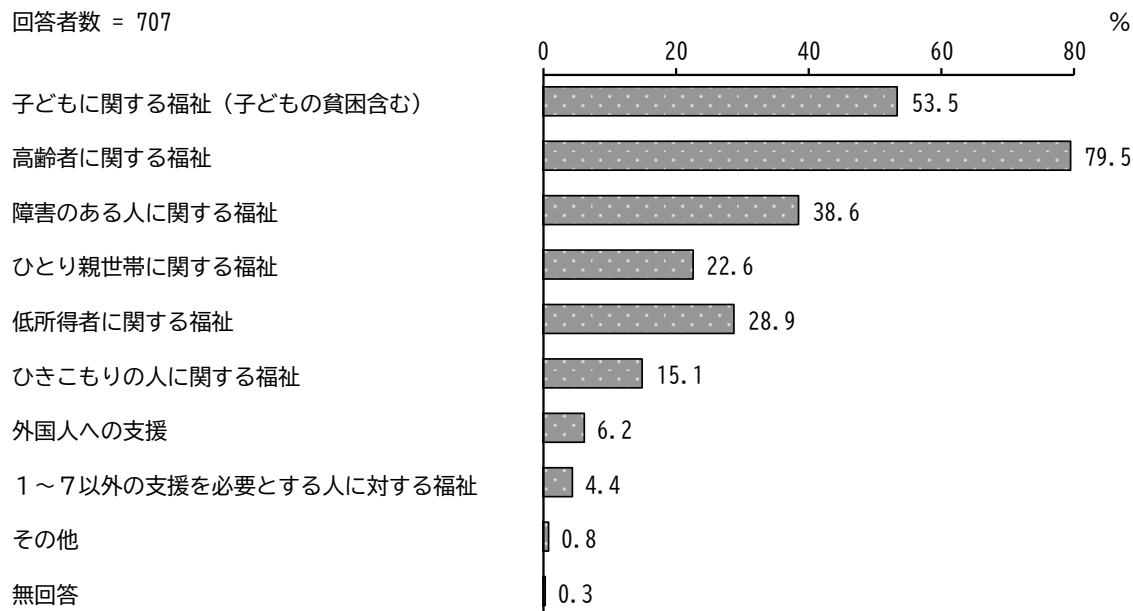
福祉について関心を持っている人の割合



福祉のどの分野に関心があるかについて、「高齢者に関する福祉」の割合が79.5%と最も高く、次いで「子どもに関する福祉（子どもの貧困含む）」の割合が53.5%、「障害のある人に関する福祉」の割合が38.6%となっています。

関心のある福祉の分野

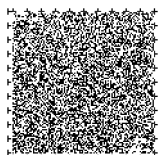
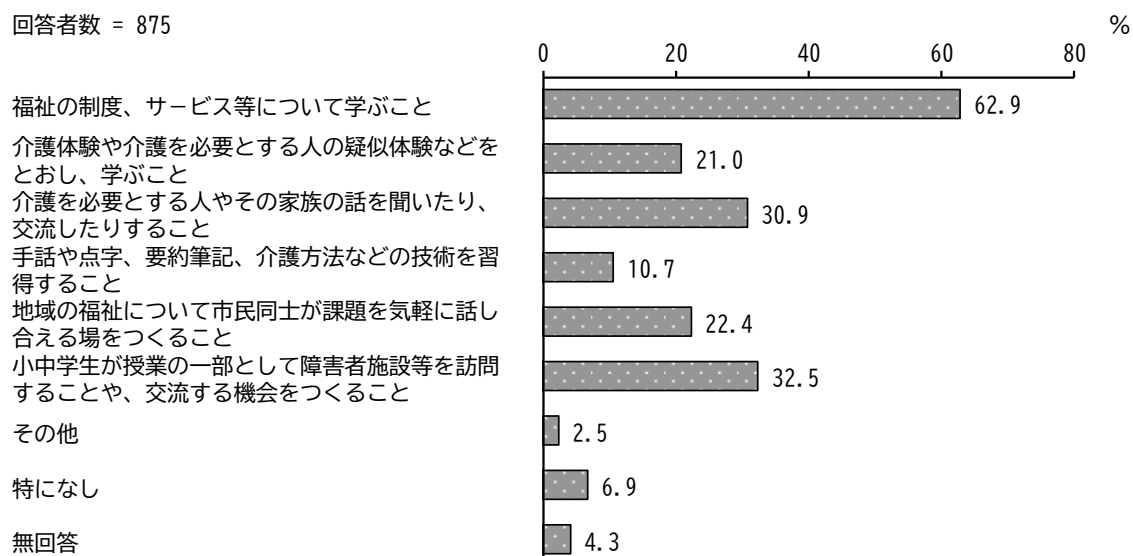
回答者数 = 707



福祉についての理解を深めるために必要な機会について、「福祉の制度、サービス等について学ぶこと」の割合が62.9%と最も高く、次いで「小中学生が授業の一部として障害者施設等を訪問することや、交流する機会をつくること」の割合が32.5%、「介護を必要とする人やその家族の話を聞いたり、交流したりすること」の割合が30.9%となっています。

福祉についての理解を深めるために必要な機会

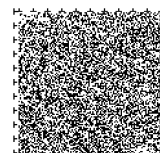
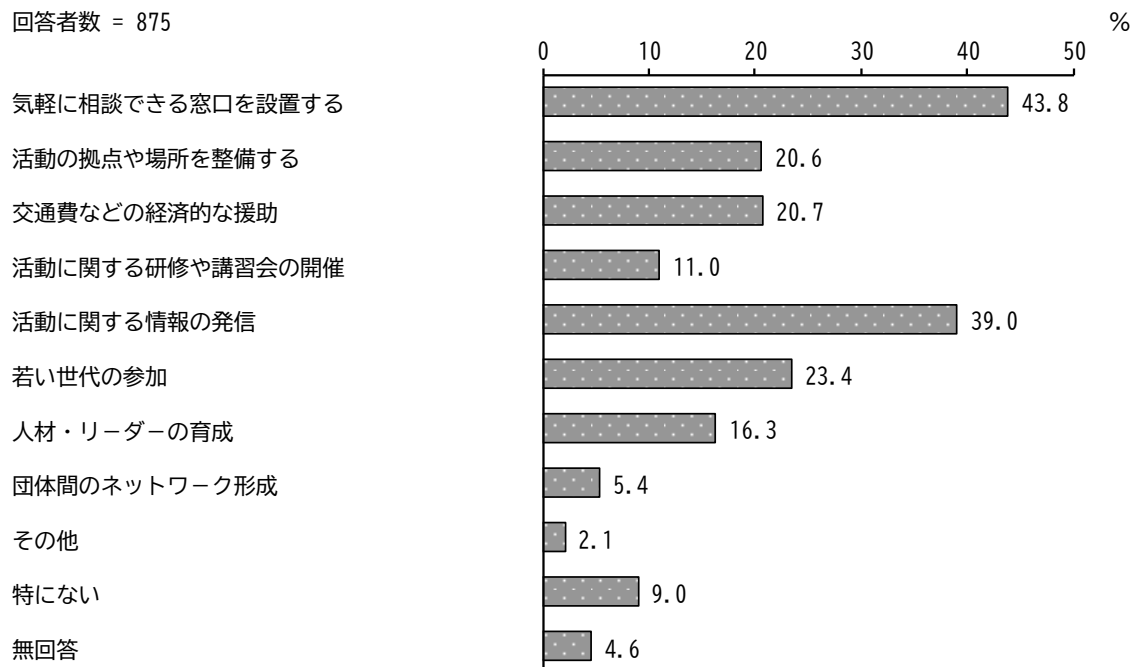
回答者数 = 875



地域活動やボランティア活動などの助け合い活動を活性化させるために必要なことについて、「気軽に相談できる窓口を設置する」の割合が43.8%と最も高く、次いで「活動に関する情報の発信」の割合が39.0%、「若い世代の参加」の割合が23.4%となっています。

地域活動やボランティア活動などの助け合い活動を活性化させるために必要なこと

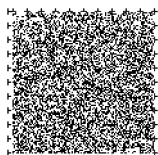
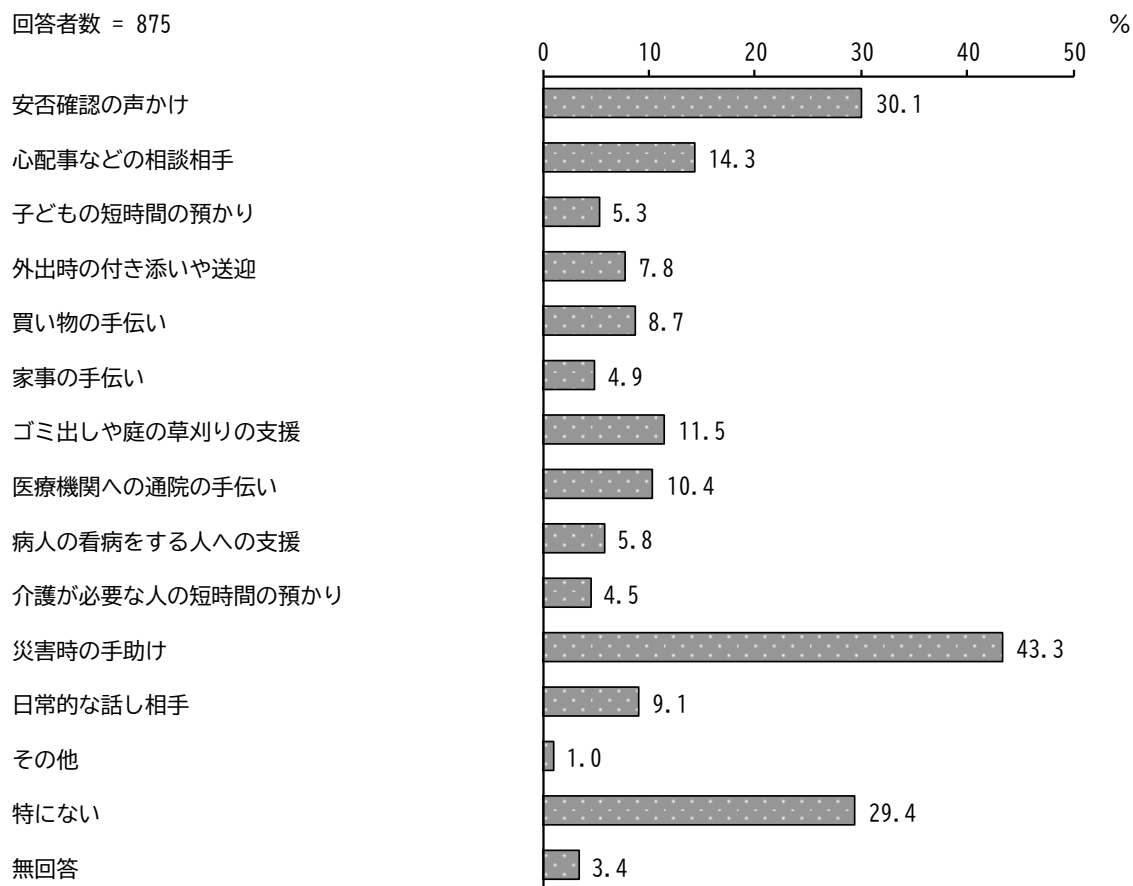
回答者数 = 875



「手助けしてほしいこと」は「災害時の手助け」の割合が43.3%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」の割合が30.1%、「特にない」の割合が29.4%となっています。

困りごとに対する地域での助け合い【手助けしてほしいこと】

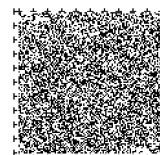
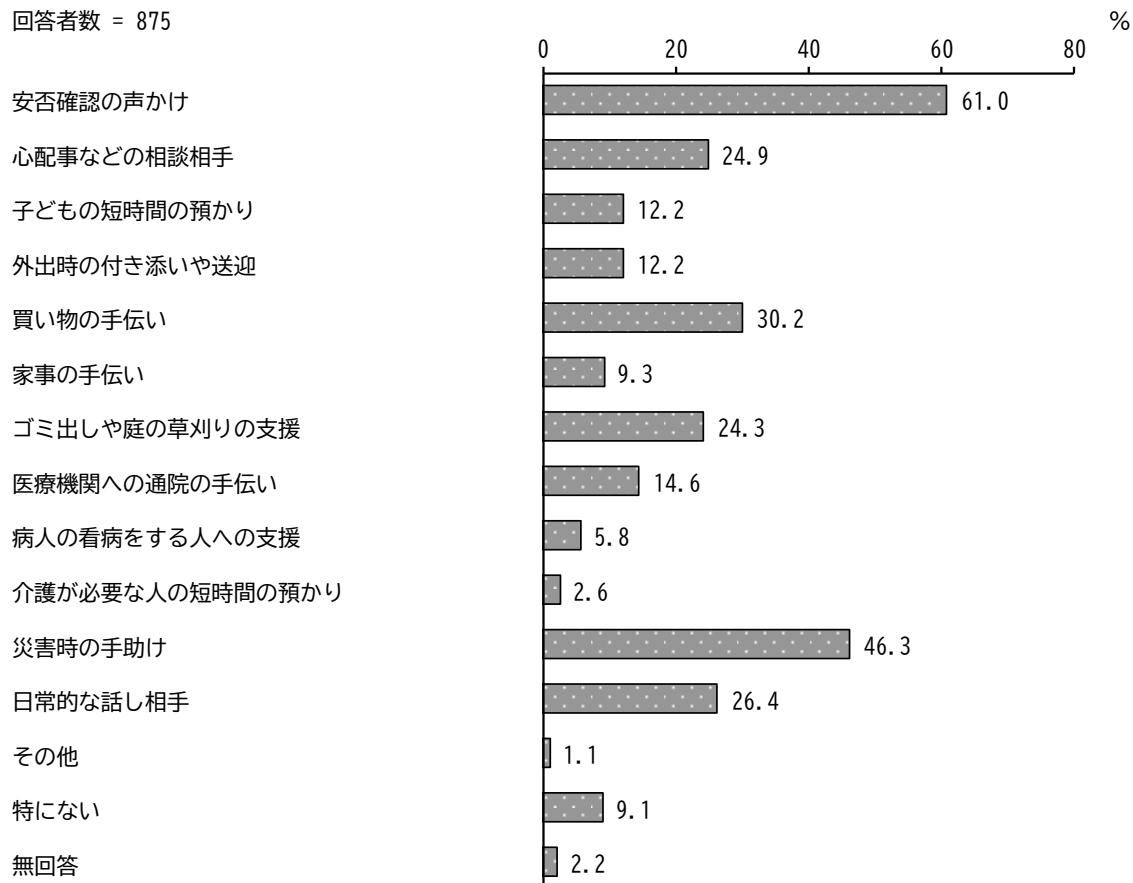
回答者数 = 875



困りごとに対する地域での助け合いについて、【手助けできること】は「安否確認の声かけ」の割合が61.0%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が46.3%、「買い物の手伝い」の割合が30.2%となっています。

困りごとに対する地域での助け合い【手助けできること】

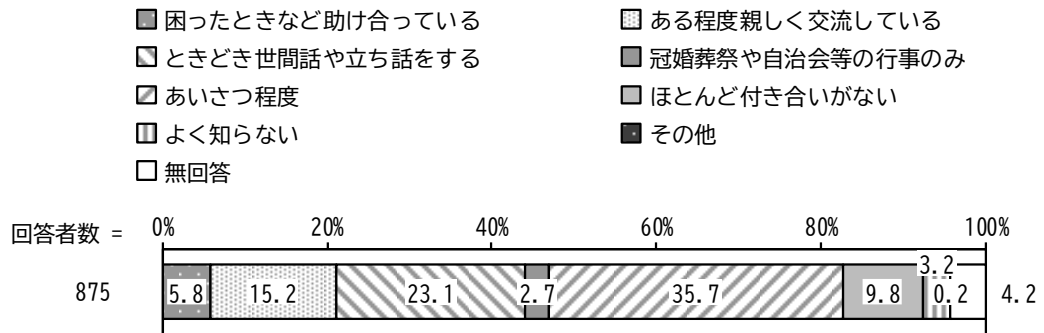
回答者数 = 875



声かけ・見守り体制の充実について

近所づきあいの程度について、「あいさつ程度」の割合が35.7%と最も高く、次いで「ときどき世間話や立ち話をする」の割合が23.1%、「ある程度親しく交流している」の割合が15.2%となっています。

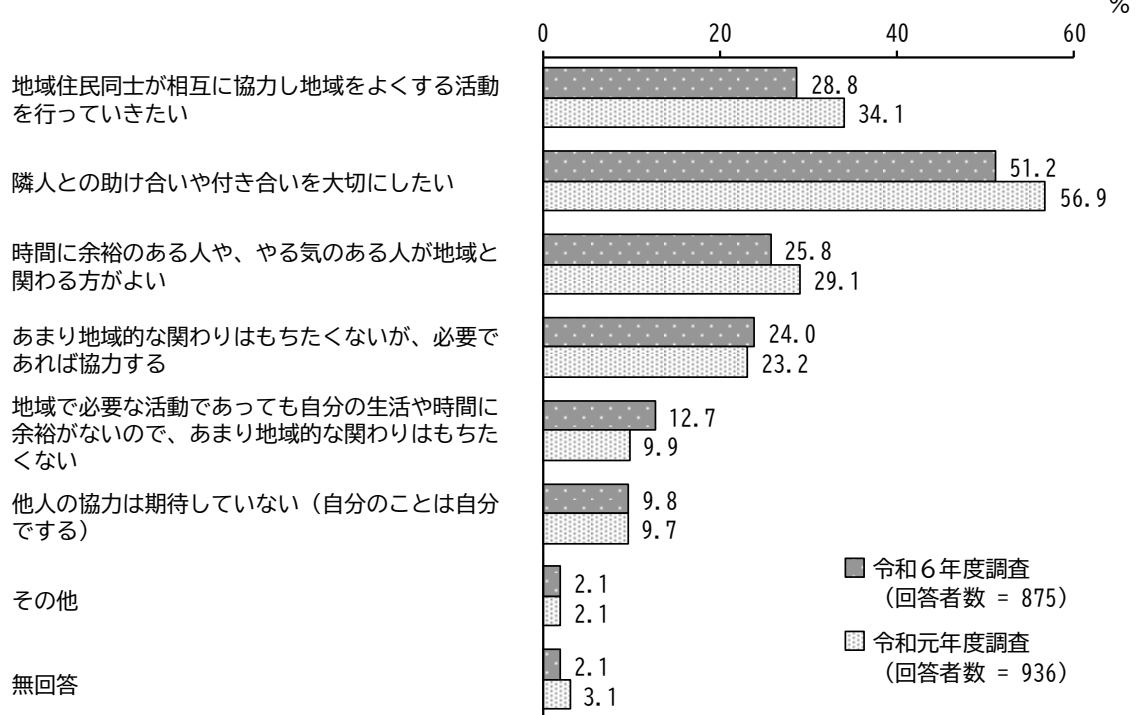
近所づきあいの程度



地域住民同士の付き合いや、地域との関わりについての考え方について、「隣人との助け合いや付き合いを大切にしたい」の割合が51.2%と最も高く、次いで「地域住民同士が相互に協力し地域をよくする活動を行っていききたい」の割合が28.8%、「時間に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わる方がよい」の割合が25.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「地域住民同士が相互に協力し地域をよくする活動を行っていききたい」、「隣人との助け合いや付き合いを大切にしたい」、「時間に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わる方がよい」の割合が減少しています。

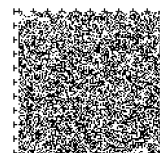
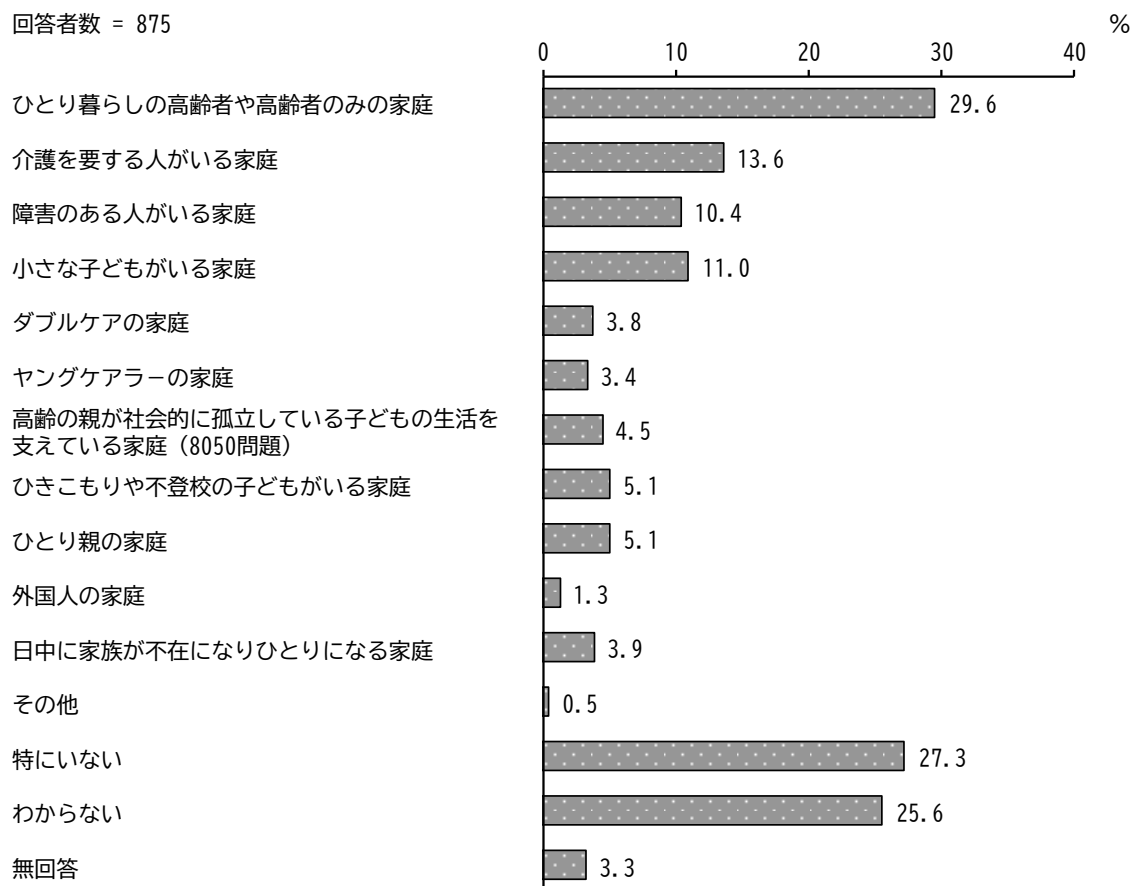
地域住民同士の付き合いや、地域との関わりについての考え方



隣近所における周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭の有無について、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭」の割合が29.6%と最も高く、次いで「特にいない」の割合が27.3%、「わからない」の割合が25.6%となっています。

隣近所における周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭の有無

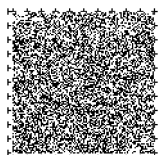
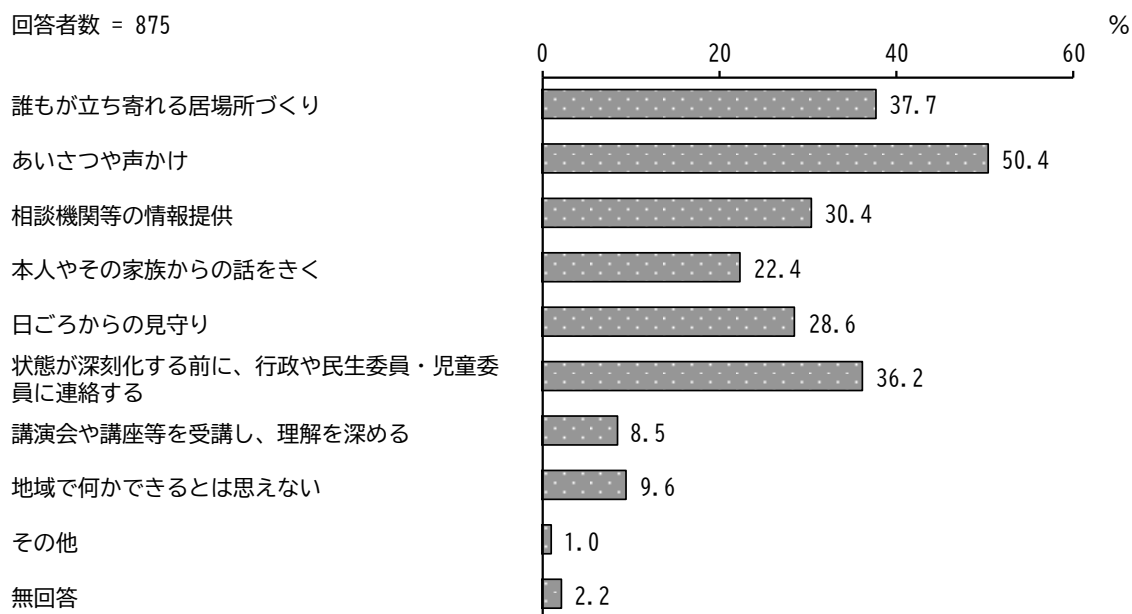
回答者数 = 875



社会的孤立やひきこもりの問題に対して地域でできることについて、「あいさつや声かけ」の割合が50.4%と最も高く、次いで「誰もが立ち寄れる居場所づくり」の割合が37.7%、「状態が深刻化する前に、行政や民生委員・児童委員に連絡する」の割合が36.2%となっています。

社会的孤立やひきこもりの問題に対して地域でできること

回答者数 = 875

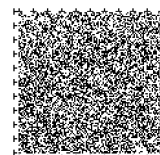
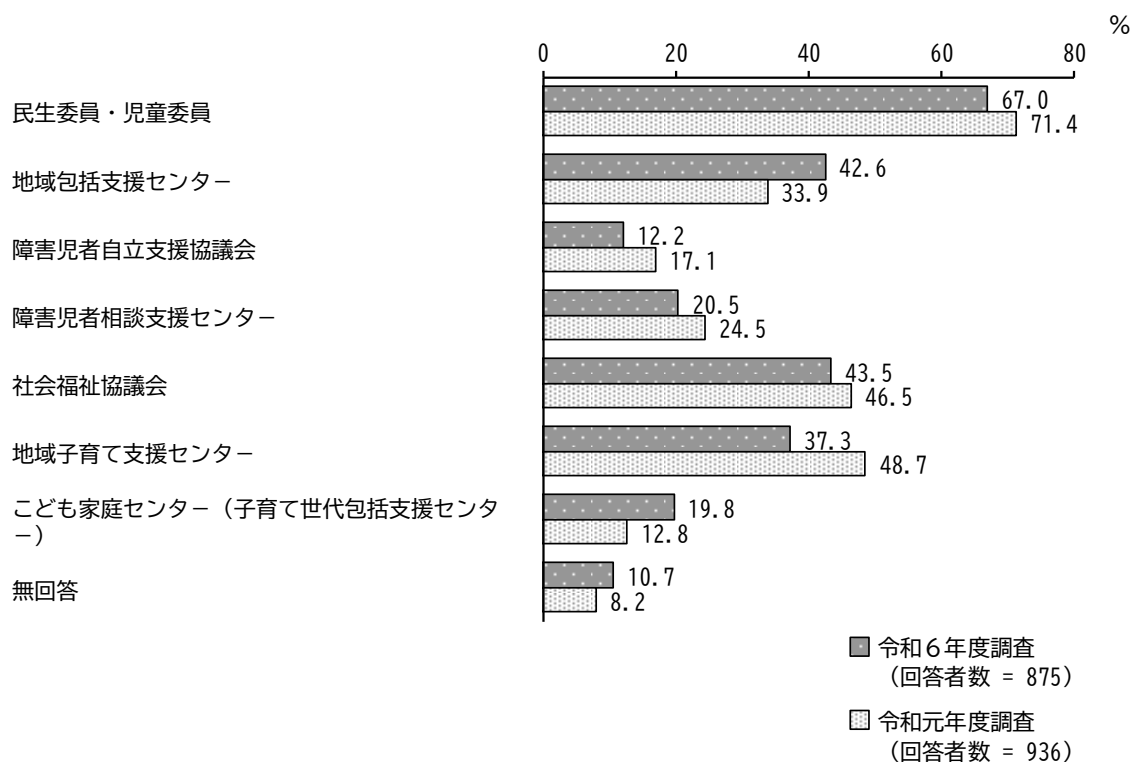


地域福祉活動を行っている団体・組織、NPO等への活動支援について

福祉関連で知っている団体や機関について、「民生委員・児童委員」の割合が67.0%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」の割合が43.5%、「地域包括支援センター」の割合が42.6%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「地域包括支援センター」「こども家庭センター（子育て世代包括支援センター）」の割合が増加しています。一方、「地域子育て支援センター」の割合が減少しています。

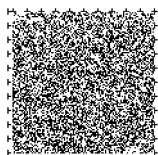
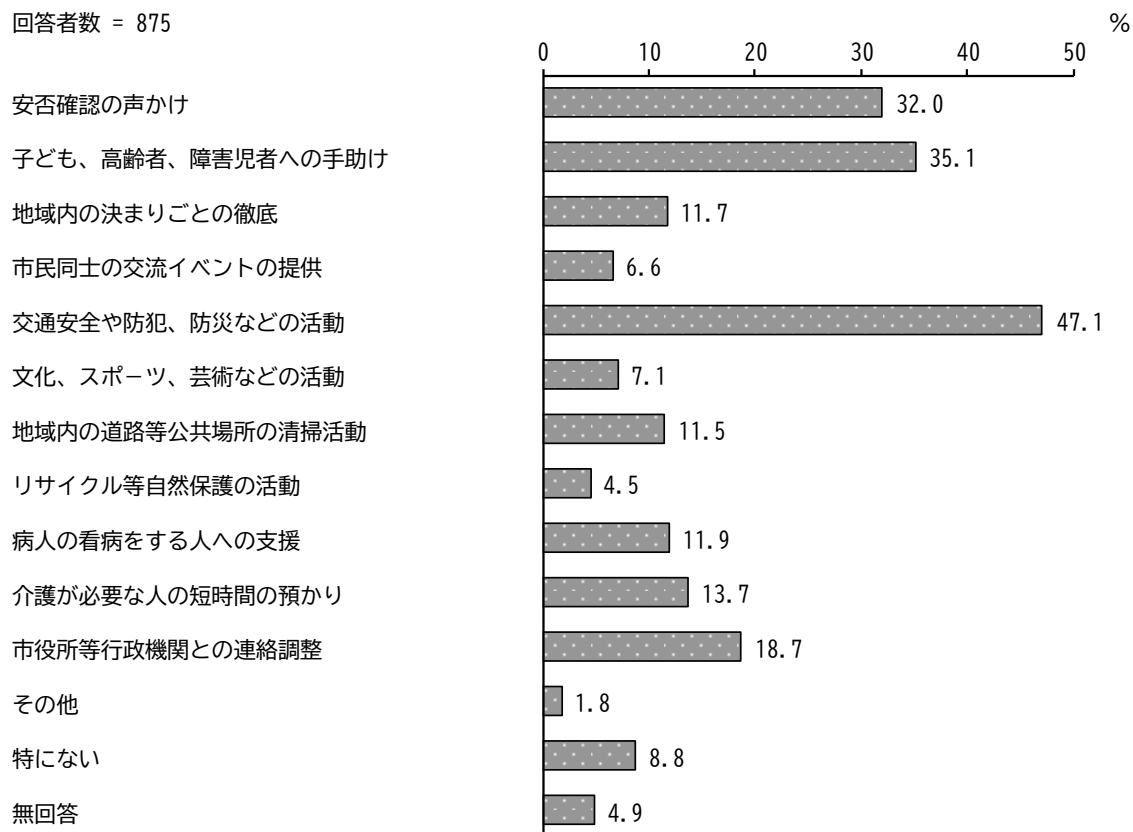
福祉関連で知っている団体や機関



地域にある組織や団体に期待する活動について、「交通安全や防犯、防災などの活動」の割合が47.1%と最も高く、次いで「子ども、高齢者、障害児者への手助け」の割合が35.1%、「安否確認の声かけ」の割合が32.0%となっています。

地域にある組織や団体に期待する活動

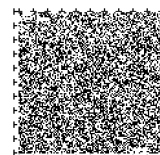
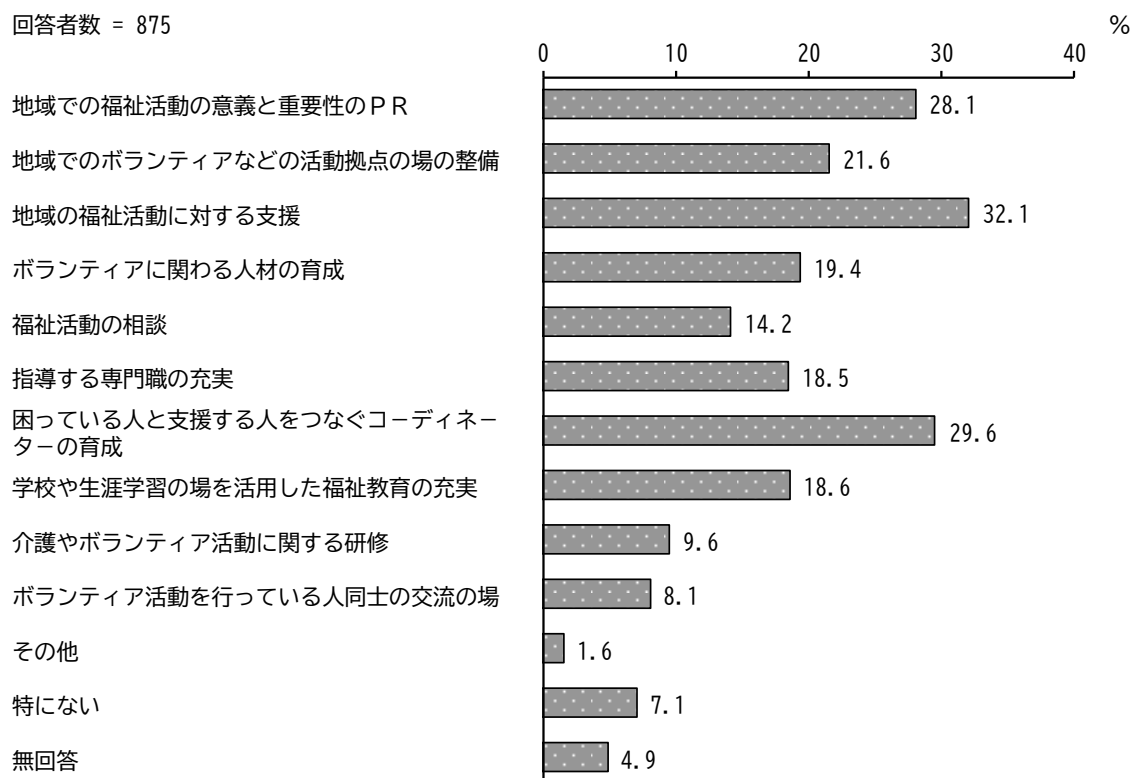
回答者数 = 875



地域における支え合い、助け合いを活発にするために重要と思う取組について、「地域の福祉活動に対する支援」の割合が32.1%と最も高く、次いで「困っている人と支援する人をつなぐコーディネーターの育成」の割合が29.6%、「地域での福祉活動の意義と重要性のPR」の割合が28.1%となっています。

地域における支え合い、助け合いを活発にするために重要と思う取組

回答者数 = 875

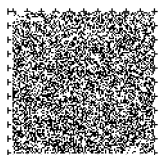
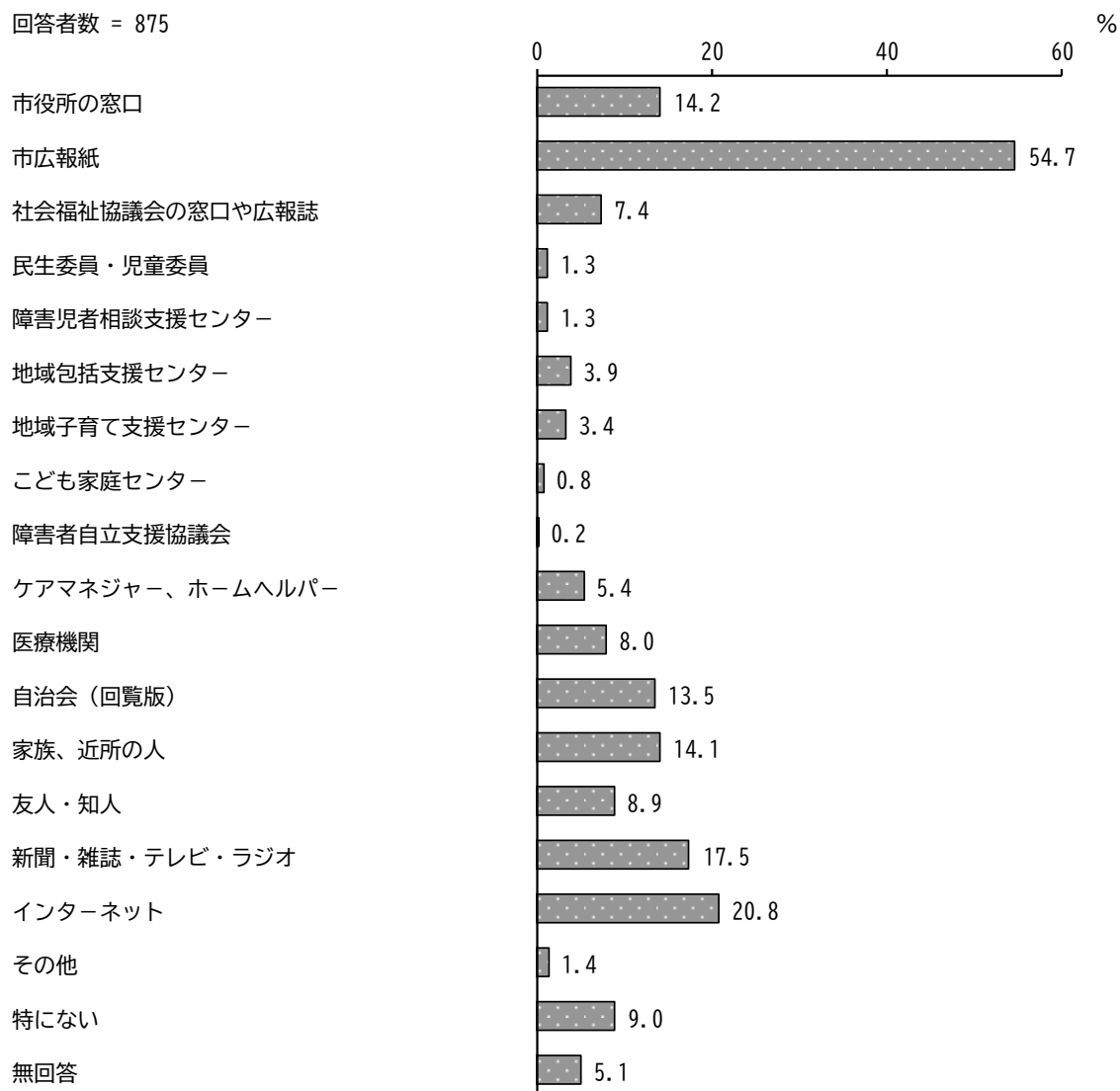


福祉サービスの利用促進と質の向上について

福祉に関する情報の入手先について、「市広報紙」の割合が54.7%と最も高く、次いで「インターネット」の割合が20.8%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」の割合が17.5%となっています。

福祉に関する情報の入手先

回答者数 = 875



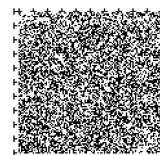
年齢別にみると、「市広報紙」について20歳代で低く、「こども家庭センター」について30歳代で高く、「ケアマネジャー、ホームヘルパー」について80歳以上で高く、「自治会（回覧版）」について70歳代で高くなっています。

福祉に関する情報の入手先【年齢別】

単位：％

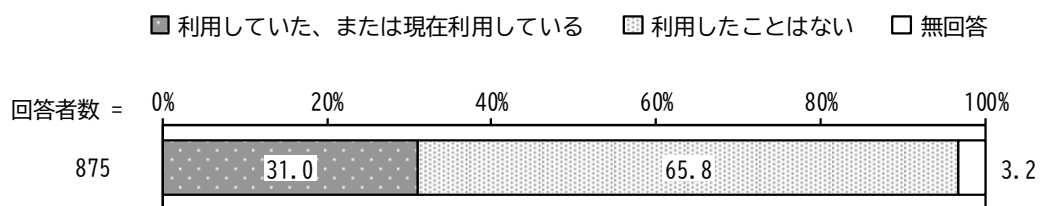
区分	回答者数 (件)	市役所の窓口	市広報紙	社会福祉協議会の窓口や広 報誌	民生委員・児童委員	障害児者相談支援センター	地域包括支援センター	地域子育て支援センター	こども家庭センター	障害者自立支援協議会
全 体	875	14.2	54.7	7.4	1.3	1.3	3.9	3.4	0.8	0.2
20 歳代	73	9.6	21.9	4.1	—	2.7	—	11.0	1.4	—
30 歳代	113	9.7	42.5	2.7	—	1.8	2.7	12.4	4.4	—
40 歳代	129	7.0	58.1	5.4	—	2.3	1.6	3.9	0.8	—
50 歳代	136	16.2	57.4	6.6	—	—	4.4	1.5	—	—
60 歳代	190	19.5	64.2	9.5	2.1	1.6	3.7	—	—	1.1
70 歳代	142	17.6	64.8	9.2	3.5	0.7	7.0	0.7	—	—
80 歳以上	77	15.6	54.5	13.0	2.6	—	6.5	—	—	—

区分	ケアマネジャー、ホームヘルパー	医療機関	自治会（回覧版）	家族、近所の人	友人・知人	オ 新聞・雑誌・テレビ・ラジ オ	インターネット	その他	特 に ない	無 回 答
全 体	5.4	8.0	13.5	14.1	8.9	17.5	20.8	1.4	9.0	5.1
20 歳代	5.5	5.5	2.7	21.9	11.0	12.3	28.8	5.5	23.3	2.7
30 歳代	0.9	8.8	7.1	15.9	15.9	6.2	31.0	2.7	13.3	4.4
40 歳代	3.1	9.3	9.3	15.5	11.6	10.1	34.1	0.8	7.8	4.7
50 歳代	4.4	10.3	8.8	8.8	8.8	16.2	25.0	—	9.6	6.6
60 歳代	7.4	6.8	13.7	10.5	5.8	22.1	16.8	0.5	7.4	3.2
70 歳代	4.9	4.9	26.8	12.0	7.0	28.9	7.7	0.7	4.2	4.2
80 歳以上	14.3	13.0	22.1	23.4	3.9	24.7	5.2	—	1.3	13.0



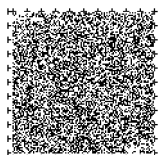
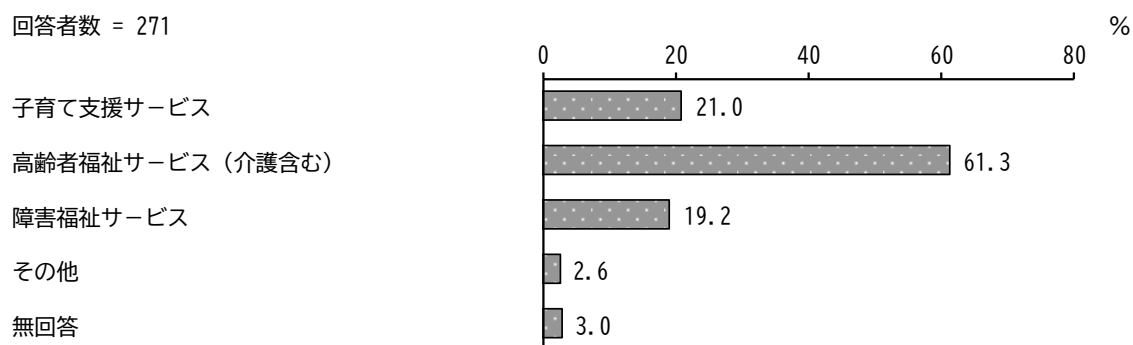
福祉サービスの利用状況について、「利用していた、または現在利用している」の割合が31.0%、「利用したことはない」の割合が65.8%となっています。

福祉サービスの利用状況



利用経験の多いサービスについて、「子育て支援サービス」の割合が21.0%、「高齢者福祉サービス（介護含む）」の割合が61.3%、「障害福祉サービス」の割合が19.2%となっています。

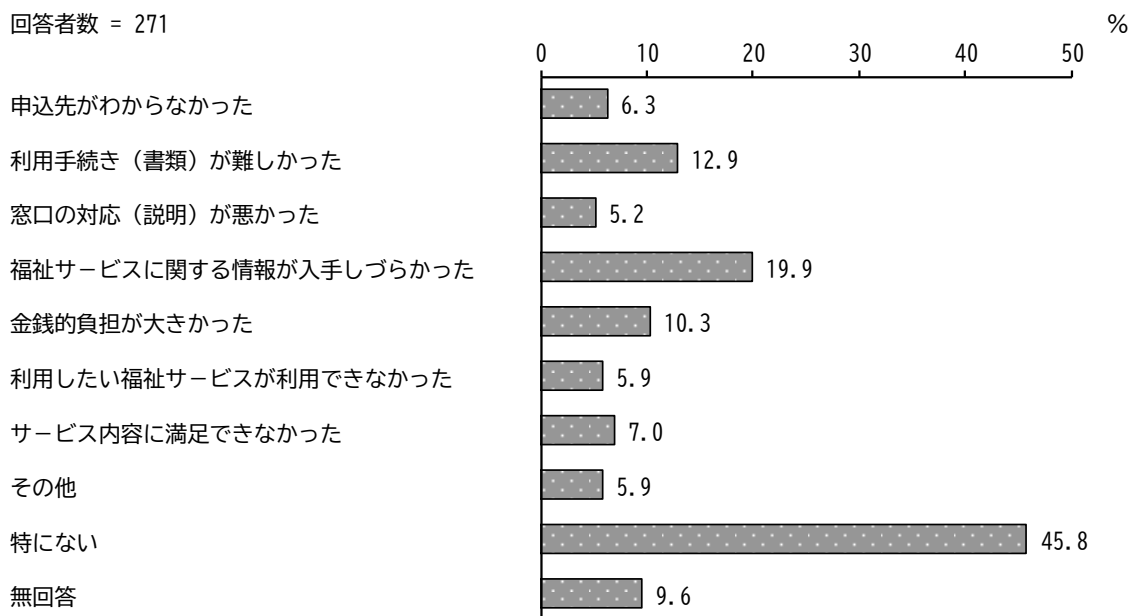
利用経験の多いサービス



サービスの利用に関する不都合・不満について、「特にない」の割合が45.8%と最も高く、次いで「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」の割合が19.9%、「利用手続き（書類）が難しかった」の割合が12.9%となっています。

サービスの利用に関する不都合・不満

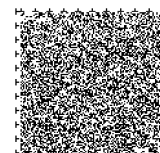
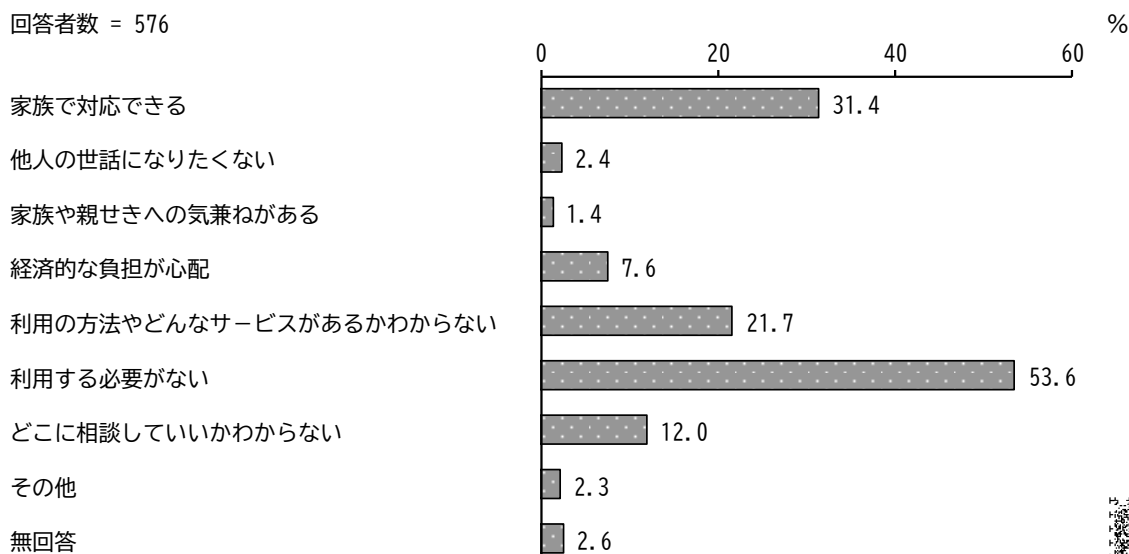
回答者数 = 271



福祉サービスを利用しない理由について、「利用する必要がある」の割合が53.6%と最も高く、次いで「家族で対応できる」の割合が31.4%、「利用の方法やどんなサービスがあるかわからない」の割合が21.7%となっています。また、「どこに相談していいかわからない」の割合が12.0%となっています。

福祉サービスを利用しない理由

回答者数 = 576

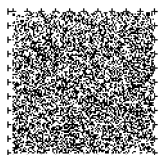
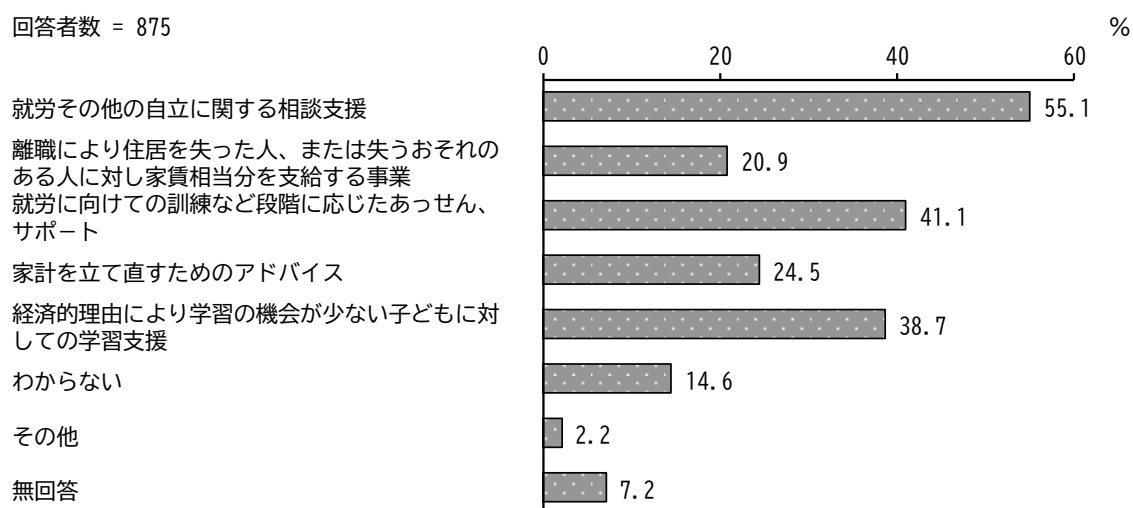


生活困窮者の自立支援の推進について

生活困窮者に対する支援で今後期待する取組について、「就労その他の自立に関する相談支援」の割合が55.1%と最も高く、次いで「就労に向けての訓練など段階に応じたあっせん、サポート」の割合が41.1%、「経済的理由により学習の機会が少ない子どもに対しての学習支援」の割合が38.7%となっています。

生活困窮者に対する支援で今後期待する取組

回答者数 = 875

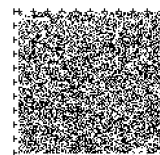
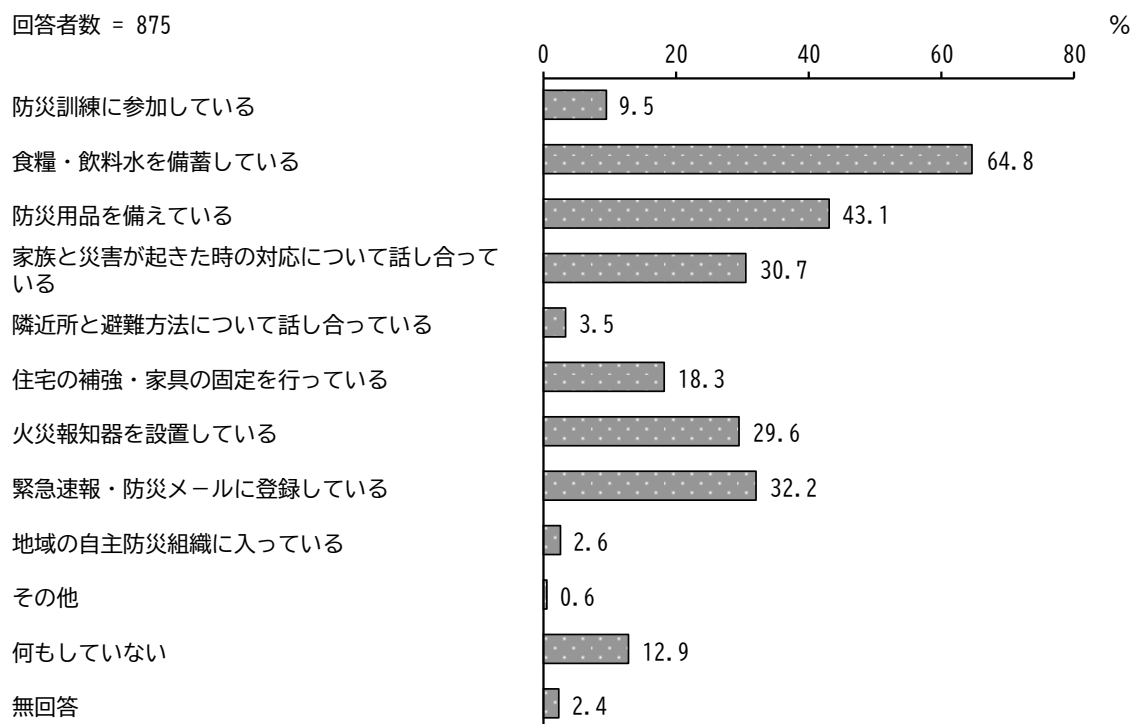


安全・安心の生活環境づくりについて

日ごろ行っている災害への備えについて、「食糧・飲料水を備蓄している」の割合が64.8%と最も高く、次いで「防災用品を備えている」の割合が43.1%、「緊急速報・防災メールに登録している」の割合が32.2%となっています。

日ごろ行っている災害への備え

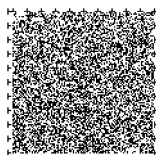
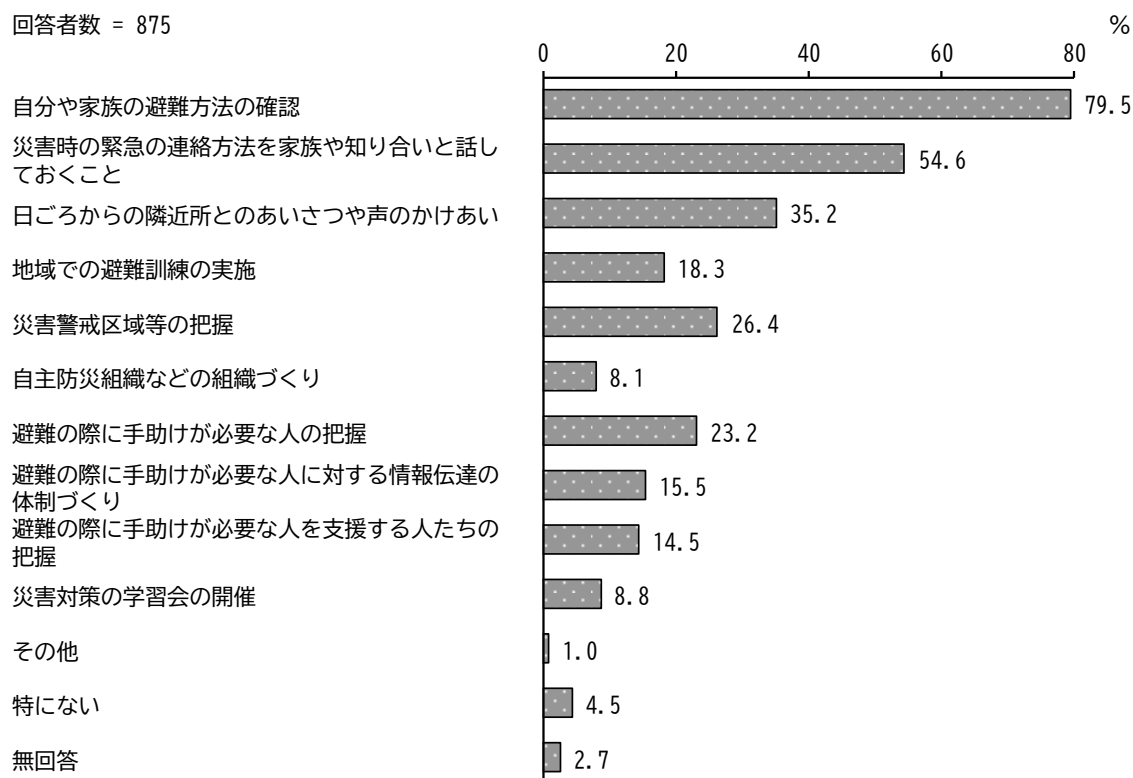
回答者数 = 875



災害発生時の備えとして重要なことについて、「自分や家族の避難方法の確認」の割合が79.5%と最も高く、次いで「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合いと話しておくこと」の割合が54.6%、「日ごろからの隣近所とのあいさつや声のかけあい」の割合が35.2%となっています。

災害発生時の備えとして重要なこと

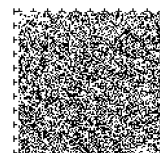
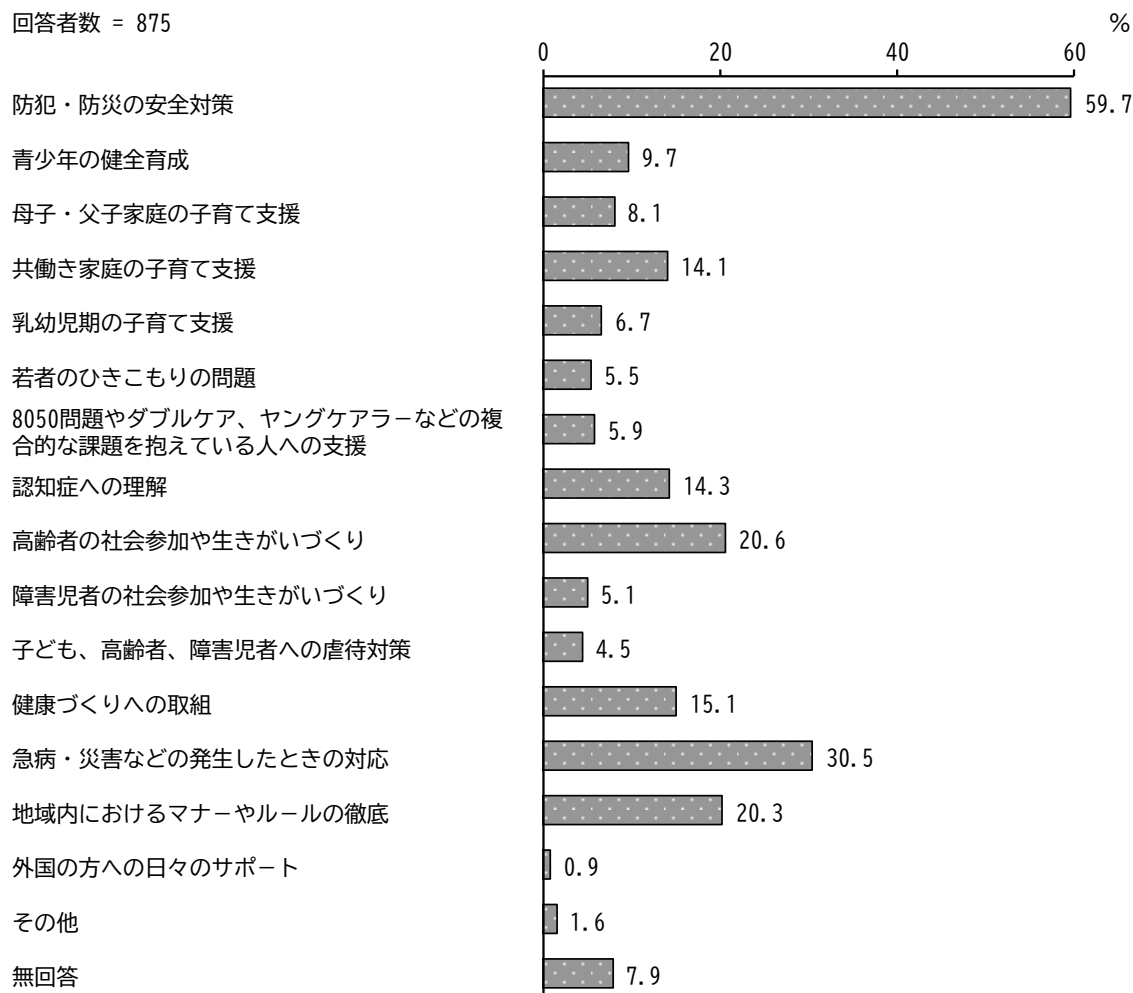
回答者数 = 875



地域住民が取り組むべき課題や問題について、「防犯・防災の安全対策」の割合が59.7%と最も高く、次いで「急病・災害などの発生したときの対応」の割合が30.5%、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」の割合が20.6%となっています。

地域住民が取り組むべき課題や問題

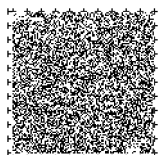
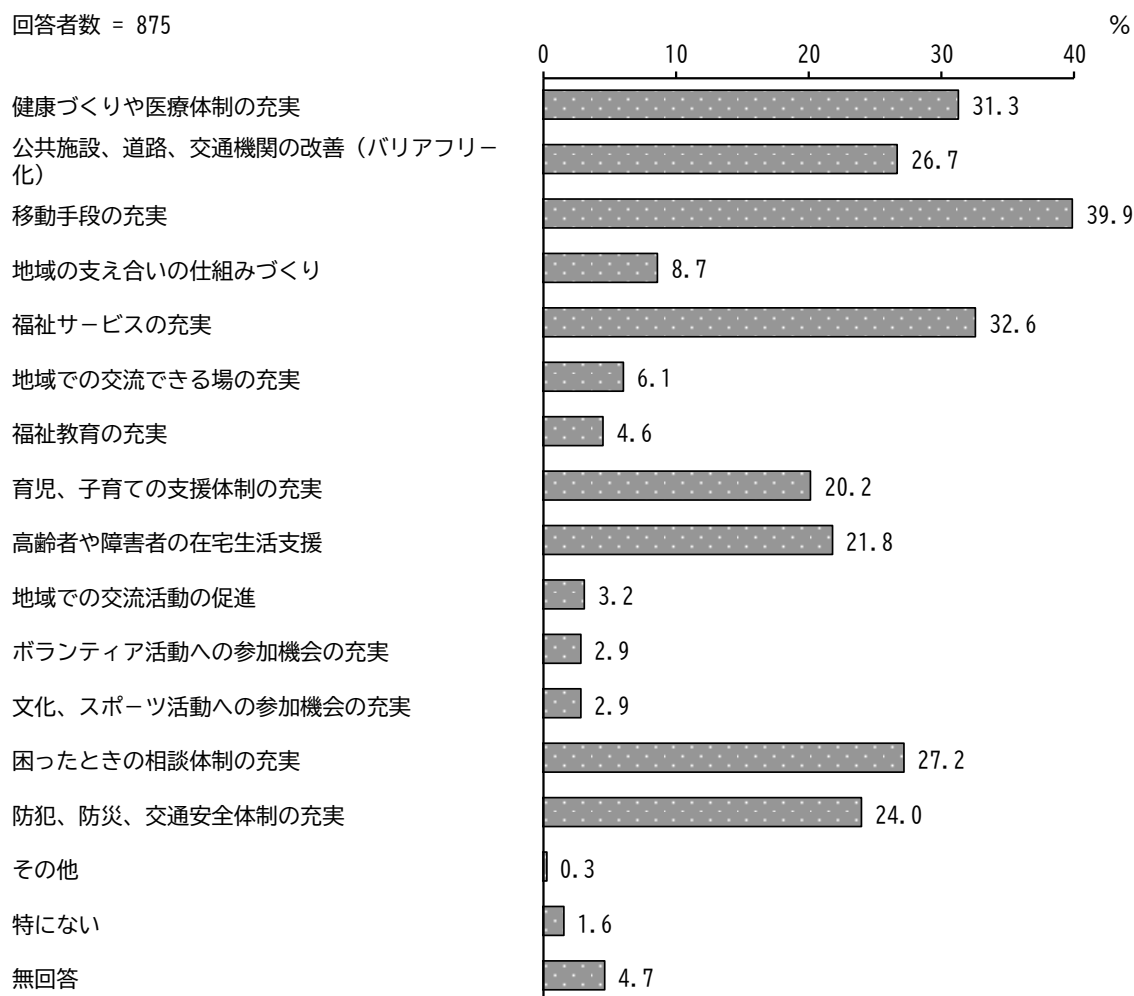
回答者数 = 875



住み慣れた地域で、安心して暮らしていくための福祉のあり方について、「移動手段の充実」の割合が39.9%と最も高く、次いで「福祉サービスの充実」の割合が32.6%、「健康づくりや医療体制の充実」の割合が31.3%となっています。

住み慣れた地域で、安心して暮らしていくための福祉のあり方

回答者数 = 875

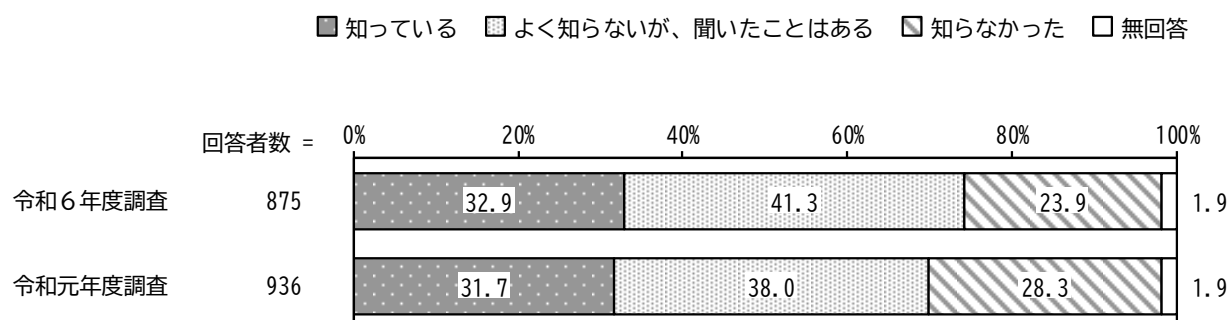


自立支援や権利擁護等に向けた取組の推進について

成年後見制度の認知度について、「知っている」の割合が32.9%、「よく知らないが、聞いたことはある」の割合が41.3%、「知らなかった」の割合が23.9%となっています。

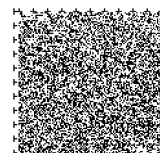
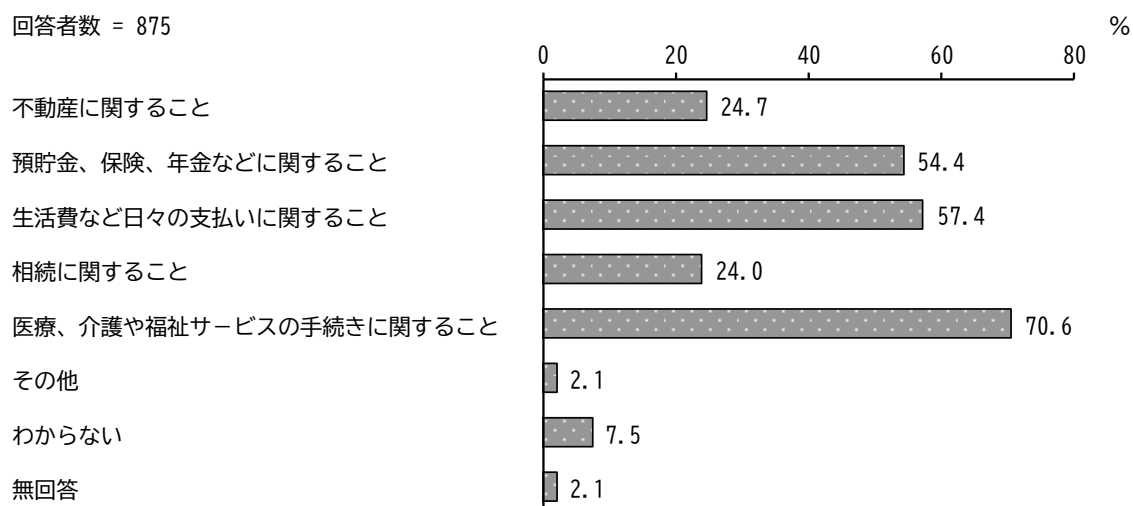
令和元年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

成年後見制度の認知度



障害や認知症などで判断能力が低下した場合、困ることや支援してほしいことについて、「医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること」の割合が70.6%と最も高く、次いで「生活費など日々の支払いに関すること」の割合が57.4%、「預貯金、保険、年金などに関すること」の割合が54.4%となっています。

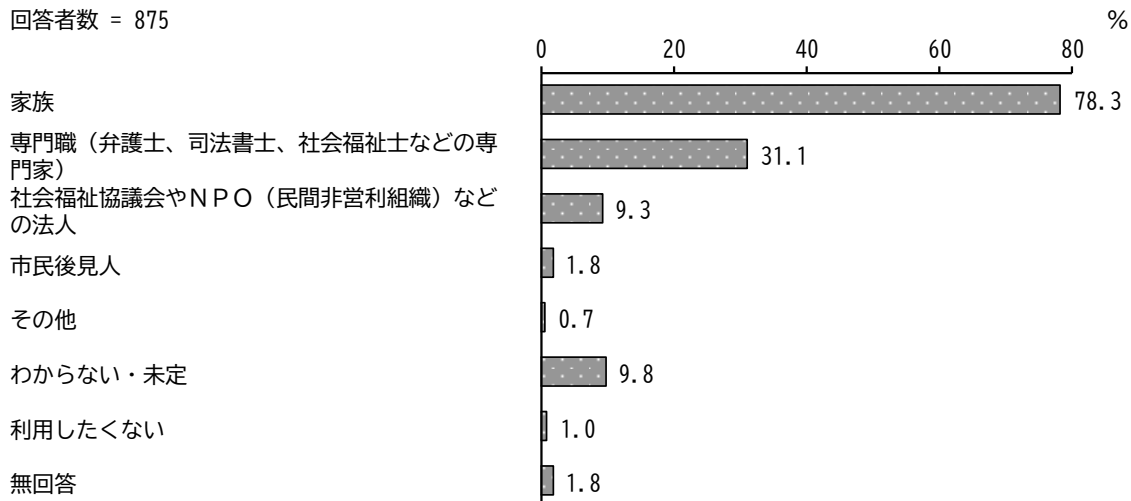
障害や認知症などで判断能力が低下した場合、困ることや支援してほしいこと



成年後見制度を利用する場合の後見人について、「家族」の割合が78.3%と最も高く、次いで「専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家）」の割合が31.1%、「わからない・未定」の割合が9.8%となっています。

成年後見制度を利用する場合の後見人

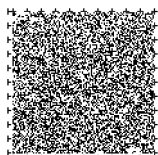
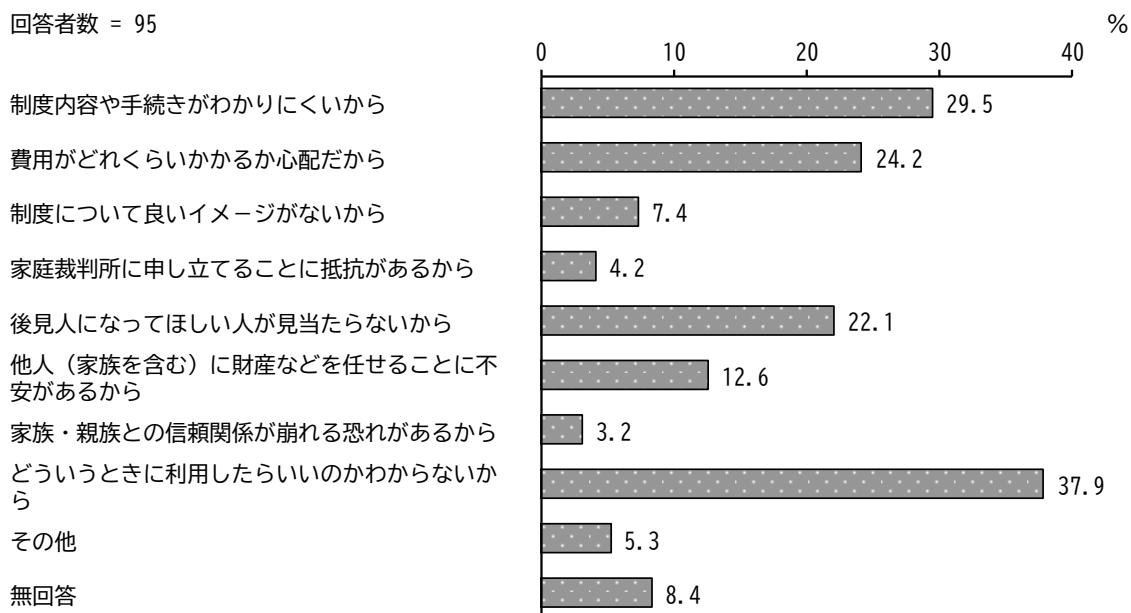
回答者数 = 875



成年後見制度の利用について、「わからない、利用したくない」と思う理由は、「どういふときに利用したらいいのかわからないから」の割合が37.9%と最も高く、次いで「制度内容や手続きがわかりにくいから」の割合が29.5%、「費用がどれくらいかかるか心配だから」の割合が24.2%となっています。

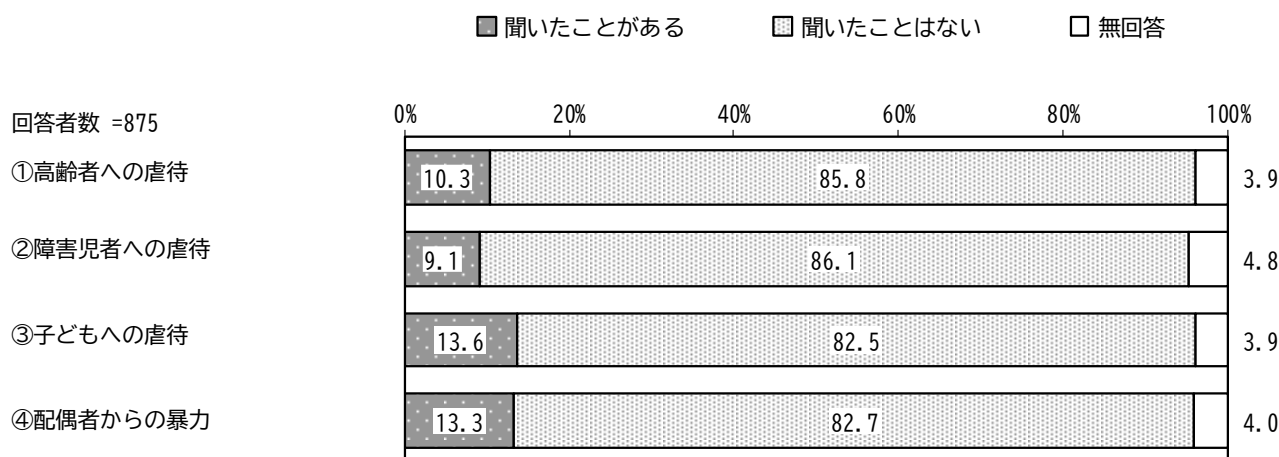
成年後見制度の利用について、「わからない、利用したくない」と思う理由

回答者数 = 95



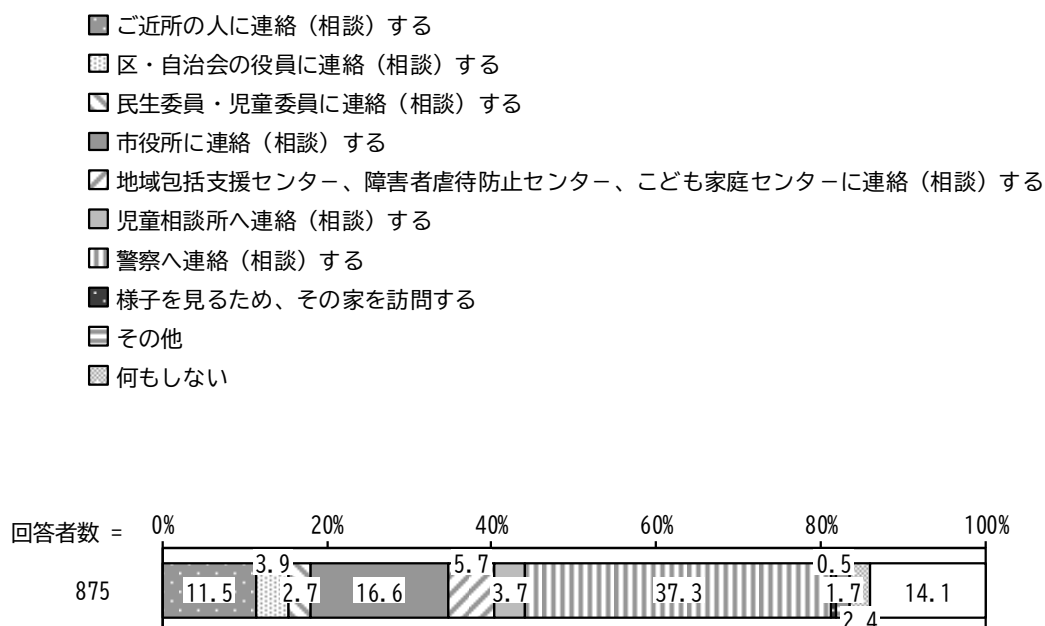
高齢者・障害者・子どもへの虐待、配偶者からの暴力については、「聞いたことがある」の割合が高い順に、「子どもへの虐待」が13.6%、「配偶者からの暴力」が13.3%、「高齢者への虐待」が10.3%、「障害児者への虐待」が9.1%となっています。

高齢者・障害者・子どもへの虐待、配偶者からの暴力について



周囲で虐待や暴力が発生していることが分かった時の対応方法については、「警察へ連絡（相談）する」の割合が37.3%と最も高く、次いで「市役所に連絡（相談）する」の割合が16.6%、「ご近所の人に連絡（相談）する」の割合が11.5%となっています。

周囲で虐待や暴力が発生していることが分かった時の対応方法

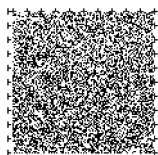


3 団体意識調査結果

(1) アンケート調査概要

令和8年度からの第3次地域福祉計画策定にあたり、「地域福祉」に対する活動を実施されている方々から、日ごろの活動等の中で把握されている課題やご意見をお聞かせいただき、計画策定の基礎資料とするため実施しました。

対象者	岩出市内の地域団体及び組織、福祉団体、NPO法人、ボランティア団体等
方法	郵送及びWEBによる配布・回収
時期	令和7年10月27日～令和7年11月14日
調査票配布数	15通
調査票回収結果	15通（100.0%）
回答団体	岩出市民生委員児童委員協議会 岩出地区地域福祉協議会 山崎地区地域福祉協議会 上岩出地区地域福祉協議会 岩出市身体障害者連盟 岩出市老人クラブ連合会 特定非営利活動法人 fun-fun NPO法人 Com子育て環境デザインルーム いわで地域ボランティアネットワーク (福)紀の国福樹会 特別養護老人ホーム 岩出憩い園 社会福祉法人 皆楽園 社会福祉法人 しらゆり福祉会 社会福祉法人 きのかわ福祉会 社会福祉法人 和歌山つくし会 くれーどる ぽこ

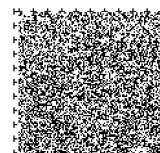
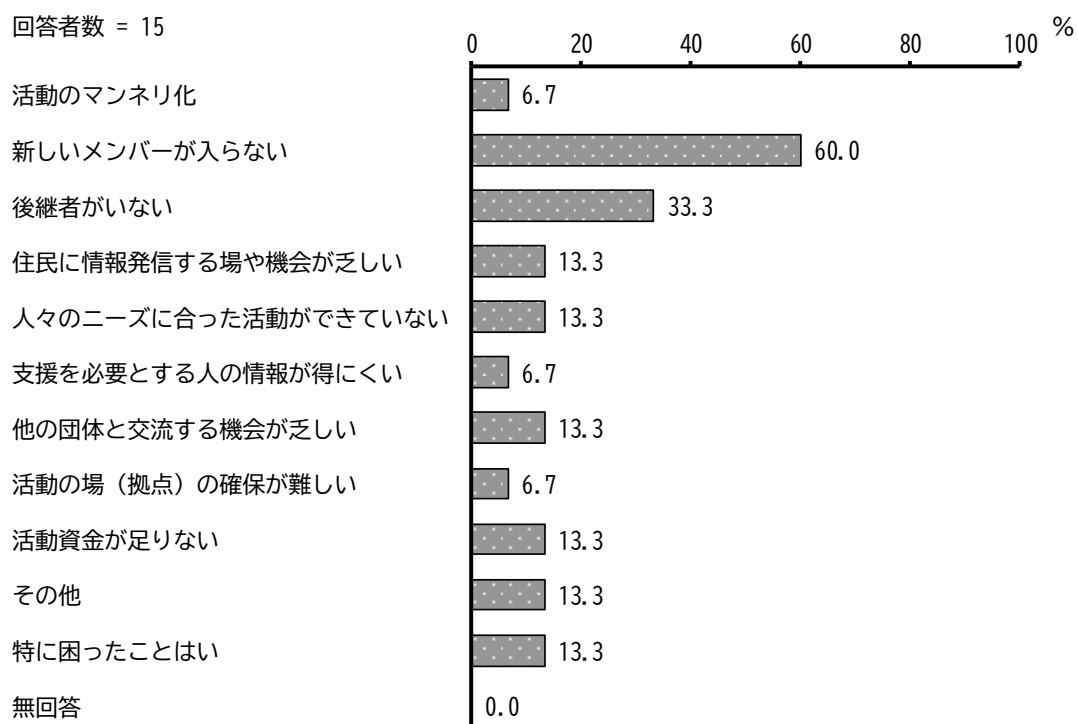


(2) アンケート調査結果

課題解決に向けた取組について

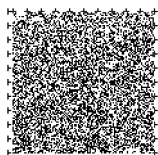
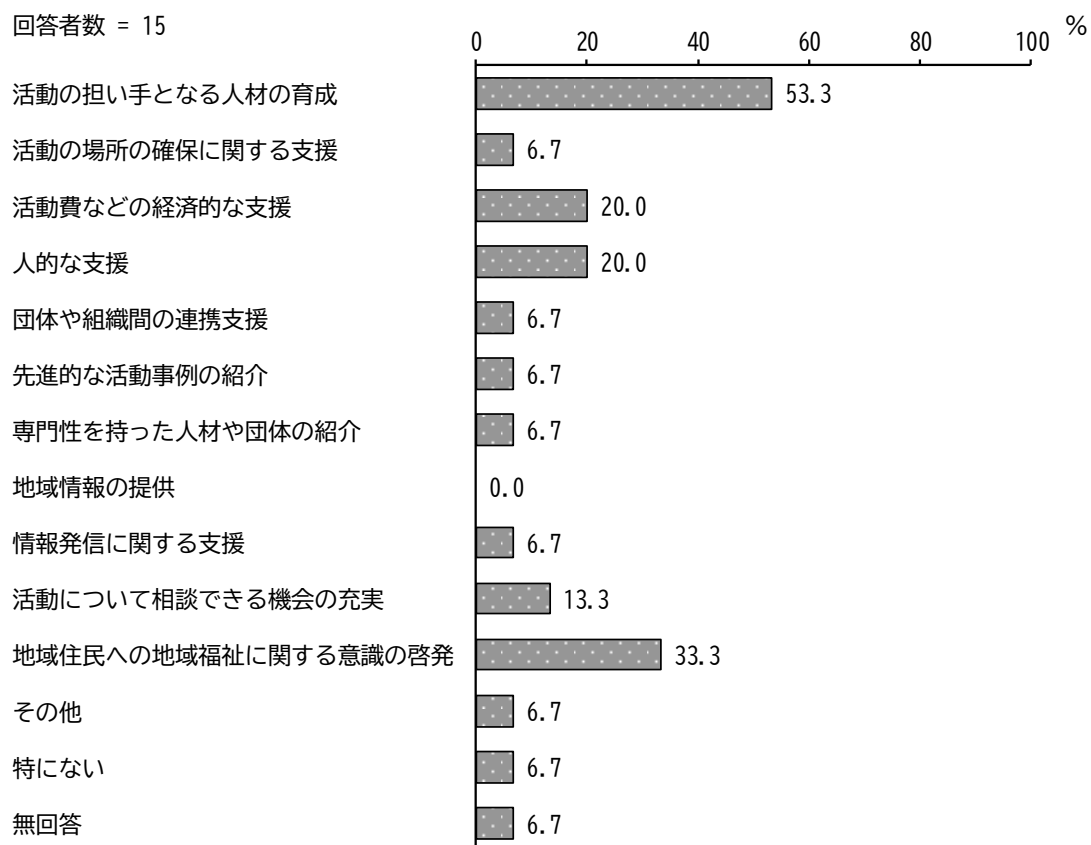
活動を進めるうえで困っていることについては、「新しいメンバーが入らない」の割合が60.0%と最も高く、次いで「後継者がいない」の割合が33.3%、「住民に情報発信する場や機会が乏しい」・「人々のニーズに合った活動ができていない」・「他の団体と交流する機会が乏しい」・「活動資金が足りない」・「特に困ったことはない」の割合が13.3%となっています。

活動を進めるうえで困っていること



困っていること・課題の解決のために必要な支援については、「活動の担い手となる人材の育成」の割合が53.3%と最も高く、次いで「地域住民への地域福祉に関する意識の啓発」の割合が33.3%、「活動費などの経済的な支援」・「人的な支援」の割合が20.0%となっています。

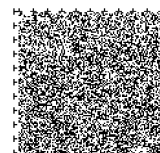
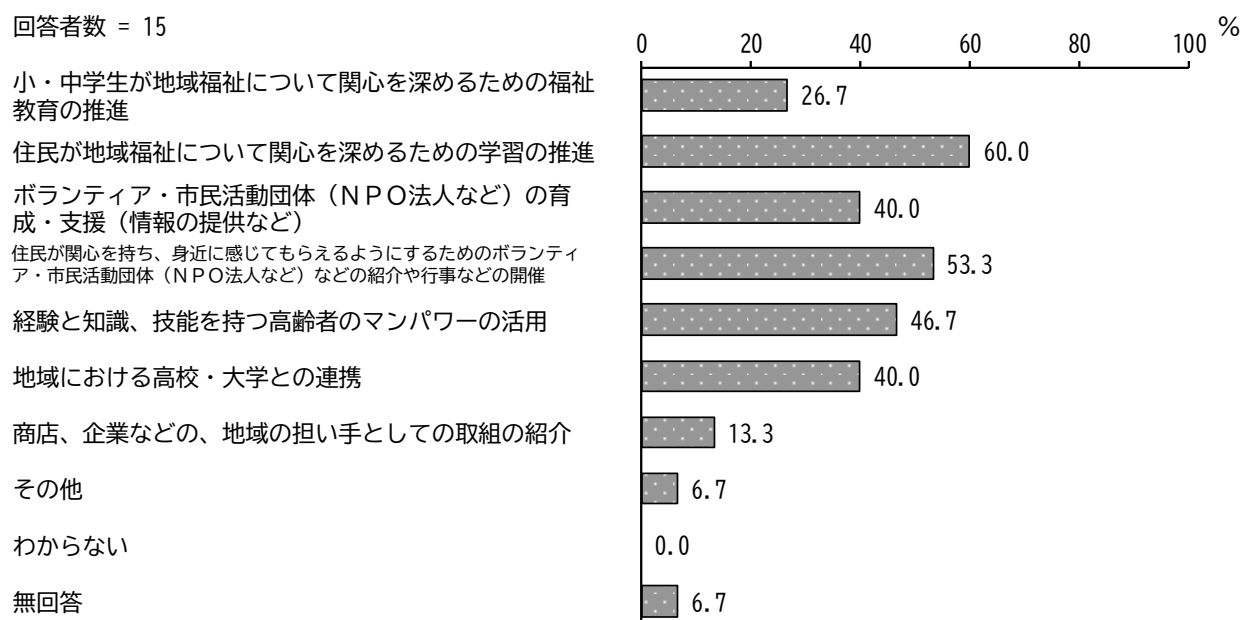
困っていること・課題の解決のために必要な支援



課題に取り組むための地域の担い手を増やす手段については、「住民が地域福祉について関心を深めるための学習の推進」の割合が60.0%と最も高く、次いで「住民が関心を持ち、身近に感じてもらえるようにするためのボランティア・市民活動団体（NPO法人など）などの紹介や行事などの開催」の割合が53.3%、「経験と知識、技能を持つ高齢者のマンパワーの活用」の割合が46.7%となっています。

課題に取り組むための地域の担い手を増やす手段

回答者数 = 15



4 第2次計画の指標の実施状況

第2次計画の成果指標の評価結果は以下のとおりとなっています。

【基本目標1 一人ひとりのつながりづくり】

指標名	実績値						目標値
	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
地域での活動に参加している市民の割合	36.9%					31.6%	40.0%
高齢者交流の場(介護予防に資する住民主体の通いの場)	62か所	90か所	103か所	114か所	126か所	125か所	100か所

【基本目標2 住民同士が「支え合い、助け合う」関係づくり】

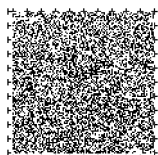
指標名	実績値						目標値
	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
福祉についての関心がある市民の割合	78.6%					80.8%	80.0%
福祉ボランティアの人数	324人	299人	235人	246人	184人	148人	328人

【基本目標3 安全で安心して生活できるまちづくり】

指標名	実績値						目標値
	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
防災訓練に参加している市民の割合	14.5%					9.5%	15.7%
生活困窮者就労支援による新規就労率	40.5%	41.7%	40.9%	43.8%	42.1%	52.4%	42.5%

【基本目標4 一人ひとりを認め合うまちづくり】

指標名	実績値						目標値
	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
成年後見制度について知っている市民の割合	31.7%					32.9%	40.0%
「人権を考えるつどい」参加人数	503人	コロナ禍により中止			540人	410人	510人



5 岩出市の地域福祉の課題

第2次計画の基本目標に位置付けられた施策ごとに、国の動向やアンケート調査結果から課題を整理しました。

基本目標1 一人ひとりのつながりづくり

主な課題

- 転入者への区・自治会加入の勧奨、区・自治会への支援の強化
- 地域コミュニティの活動拠点となる集会所や公民館等の継続的な整備を推進
- 地域活動への参加者拡大に向け、活動内容の情報発信の強化

(1) 地域コミュニティづくり

本市では、「地域共生社会」の実現に向けて、区・自治会への加入促進を図るとともに、区・自治会の相互間の連携強化に取り組むなど、地域の課題に対応し、解決できる地域コミュニティの形成に努めてきました。

今後も引き続き、転入者に対し区・自治会への加入を勧奨する取組を進めるとともに、区・自治会に対して様々な支援を行っていくことが必要です。また、地域コミュニティの活動拠点となる、集会所や公民館等の整備についても継続する必要があります。

(2) 地域での交流促進

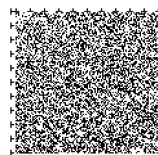
核家族化の進展、個人意識の加速などにより、近所付き合いや交流が希薄化している中、本市では、住民一人ひとりのつながりを深めていくため、夏まつり等のイベントや地域交流の場を充実させることにより、年代や居住年数の長さに関係なく、多くの住民が交流できるような機会の確保に努めてきました。

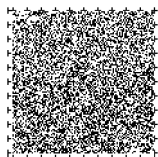
アンケート調査結果で、地域活動に参加している人の割合をみると、「継続的に参加している」と「ときどき参加している」が合わせて31.6%となっています。参加している活動は「区・自治会活動」が71.5%と最も高い割合です。

地域活動に参加していない理由は、「仕事や家事で忙しく、時間がない」が51.7%と最も高く、次いで「どのような活動があるか知らない」が30.3%、「知り合いがいないので参加しづらい」が20.0%と続きます。

地域活動に参加していない約7割の人のうち、3割が活動内容を知らないことを理由に挙げていることから、今後は、地域活動の活動内容等に関する情報発信を一層強化する必要があります。

また、知り合いがいないことも不参加の理由で多く挙げられているため、そのような人でも気軽に参加できるようなイベントや地域交流の場を開催するなどの取組も必要です。





基本目標２ 住民同士が「支え合い、助け合う」関係づくり

主な課題

- 福祉制度やサービスについて学ぶ機会や介護者との交流機会の充実、福祉への理解促進
- 同様の困難を抱える人同士が助け合える仕組みづくりや交流の促進
- あいさつなど日常の隣近所とのコミュニケーションの重要性についての周知啓発
- 地域を良くしたい住民が行動しやすくなる仕組みづくり

(１) 地域で活動するきっかけづくり

民生委員・児童委員や地域福祉活動団体等の人材・担い手不足が全国的な課題となっている中、本市では、住民一人ひとりが住んでいる地域に興味・関心を持てるよう、福祉や地域に関する講座等を実施することで地域福祉の意識の醸成を図るとともに、住民が地域活動やボランティア活動に参加するためのきっかけや場づくりに努めてきました。

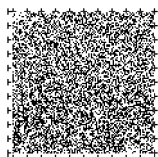
アンケート調査結果で、福祉についての関心をみると、「とても関心がある」と「やや関心がある」が合わせて80.8%となっています。前回調査と大きな変化はありません。また、関心のある福祉の分野は、「高齢者に関する福祉」が79.5%と最も高く、次いで「子どもに関する福祉(子どもの貧困含む)」が53.5%、「障害のある人に関する福祉」が38.6%と続きます。

福祉についての理解を深めるために必要な機会は、「福祉の制度、サービス等について学ぶこと」が62.9%と最も高く、次いで「小中学生が授業の一部として障害者施設等を訪問することや、交流する機会をつくること」が32.5%、「介護を必要とする人やその家族の話を聞いたり、交流したりすること」が30.9%となっています。

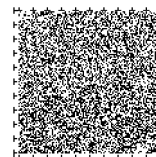
地域活動やボランティア活動などの助け合い活動を活性化させるために必要なことは、「気軽に相談できる窓口を設置する」が43.8%と最も高く、次いで「活動に関する情報の発信」が39.0%、「若い世代の参加」が23.4%となっています。

困りごとに対する地域での助け合いについては、「手助けできること」は、「安否確認の声かけ」が61.0%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が46.3%、「買い物の手伝い」が30.2%で、「手助けしてほしいこと」は、「災害時の手助け」が43.3%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が30.1%、「特にない」が29.4%となっています。また、「手助けできること」と同じ内容を、「手助けしてほしいこと」で答えている人が多い傾向がみられます。

今後も引き続き、住民の関心に応じた福祉に関する講座等を開催することで地域福祉の醸成を図っていく必要があります。また、福祉についての理解を深めるために、制度やサービス等について学ぶ機会や、障害者・高齢者等の介護に取り組んでいる人と交流する機会の充実が求められています。そして、住民が実際に助け合いの活動に取り組むためには、地域活動やボランティア活動に関する情報を市が積極的に発信し続



けていくことが重要です。活動に関して気軽に相談できる相談窓口の設置も強く求められています。



さらに、住民の助け合いの意識の方向性をみると、同じ困りごとを抱える人同士で助け合いたいと思っている傾向がうかがえます。そのような人たちが交流し、助け合えるような仕組みづくりも必要です。

(2) 声かけ・見守り体制の充実

本市では、住民の誰一人として地域で孤立しないことを目標に、隣近所や民生委員・児童委員、地域見守り協力員、民間事業者などが連携し、各地域の実情に応じた声かけや見守り、安否確認等を行う体制の充実を図ってきました。

アンケート調査結果では、近所づきあいの程度について、「あいさつ程度」が35.7%と最も高く、次いで「ときどき世間話や立ち話をする」が23.1%、「ある程度親しく交流している」が15.2%と続きます。

地域住民同士の付き合いや、地域との関わりについての考え方は、「隣人との助け合いや付き合いを大切にしたい」が51.2%と最も高く、次いで「地域住民同士が相互に協力し地域をよくする活動を行っていききたい」が28.8%、「時間に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わる方がよい」が25.8%となっています。前回調査から「地域住民同士が相互に協力し地域をよくする活動を行っていききたい」と「隣人との助け合いや付き合いを大切にしたい」の割合が減少しています。

隣近所における周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭の有無については、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭」が29.6%と最も高く、次いで「特にいない」が27.3%、「わからない」が25.6%となっています。

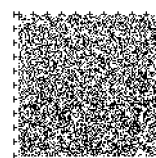
社会的孤立やひきこもりの問題に対して地域でできることは、「あいさつや声かけ」が50.4%と最も高く、次いで「誰もが立ち寄れる居場所づくり」が37.7%、「状態が深刻化する前に、行政や民生委員・児童委員に連絡する」が36.2%と続きます。

今後も引き続き、あいさつなどで隣近所の人と日頃からコミュニケーションをとることの重要性を周知啓発していく必要があります。また、隣人とのつながりを大切にしたい人や、相互に協力して地域をよくしていきたいと思っている人が、実際に行動しやすくなるような取組も必要です。そして現在、隣近所から孤立している人や家庭が、行政や地域の支援につながるができるように、相談や支援を行う窓口を周知することや、その内容を充実させることも重要です。

(3) 地域福祉活動を行っている団体・組織、NPO等への活動支援

本市では、地域福祉の推進に関する取組を行っている様々な団体・組織、NPO等について、それらの団体等が置かれている状況やニーズ等を十分に把握するよう努めるとともに、運営や活動を支援してきました。

アンケート調査結果では、福祉関連で知っている団体や機関は、「民生委員・児童委員」が67.0%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が43.5%、「地域包括支援センター」が42.6%となっています。前回調査から、「地域包括支援センター」「こども家庭センター（子育て世代包括支援センター）」の割合が増加して



いる一方、「地域子育て支援センター」の割合が減少しています。

地域にある組織や団体に期待する活動については、「交通安全や防犯、防災などの活動」が47.1%と最も高く、次いで「子ども、高齢者、障害児者への手助け」が35.1%、「安否確認の声かけ」が32.0%と続きます。

地域における支え合い、助け合いを活発にするために重要と思う取組は、「地域の福祉活動に対する支援」が32.1%と最も高く、次いで「困っている人と支援する人をつなぐコーディネーターの育成」が29.6%、「地域での福祉活動の意義と重要性のPR」が28.1%となっています。

今後も引き続き、福祉関連の団体や機関について市民に周知啓発を行うことで、活動の活発化を図っていく必要があります。また、活動内容に市民の意見を反映することや、活発化に関する市民の意見を積極的に取り入れていくことも重要です。

基本目標3 安全で安心して生活できるまちづくり

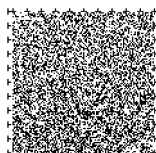
主な課題

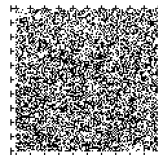
- 孤立しがちな人々が行政や地域支援にアクセスできる相談窓口の周知強化
- 福祉関連団体や機関の認知度向上、活動活性化の推進
- 地域包括ケアシステムの構築や複合的な課題を持つ人への包括的な相談体制の整備
- 多世代に対応する媒体を活用した、福祉情報の提供
- 生活困窮者が抱える多様な課題への支援体制の整備
- 災害への備えの重要性の周知と、防災組織の活動促進

(1) 相談支援・情報提供の充実

本市では、すべての住民が安心して生活を送ることを目標に、地域や専門の相談窓口の周知と機能の充実を図りました。また、従来の周知方法に加え、SNSなどの新たなコミュニケーションツールを活用し、効果的かつ効率的な情報の発信・提供に努めてきました。

今後も引き続き、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築や、複合的な課題を抱える人たちの相談を包括的に受け止める体制の整備を推進する必要があります。





(2) 福祉サービスの利用促進と質の向上についての課題

本市では、支援を必要とするすべての住民が福祉サービスを利用できることを目標に、様々な媒体や機会を活用した福祉サービスの周知啓発や情報提供を進めてきました。また、福祉サービスの質の確保と向上にも取り組んできました。

アンケート調査結果では、福祉に関する情報の入手先について、「市広報紙」が54.7%と最も高く、次いで「インターネット」が20.8%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が17.5%となっています。年齢別にみると、「市広報紙」について20歳代で低く、「こども家庭センター」について30歳代で高く、「ケアマネジャー、ホームヘルパー」について80歳以上で高く、「自治会（回覧版）」について70歳代で高くなっています。

福祉サービスの利用状況は、利用経験がある人が31.0%、ない人が65.8%となっています。利用経験の多いサービスは、「子育て支援サービス」が21.0%、「高齢者福祉サービス（介護含む）」が61.3%、「障害福祉サービス」が19.2%です。サービスの利用に関する不都合・不満は、「特にない」が45.8%と最も高く、次いで「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」が19.9%、「利用手続き（書類）が難しかった」が12.9%と続きます。

また、福祉サービスを利用しない理由は、「利用する必要がない」が53.6%と最も高く、次いで「家族で対応できる」が31.4%、「利用の方法やどんなサービスがあるかわからない」が21.7%。また、「どこに相談していいかわからない」が12.0%となっています。

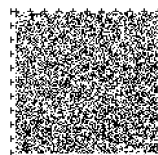
今後も引き続き、様々な年代に向けて、多様な媒体で福祉に関する情報を提供していく必要があります。また、福祉サービスに対する不満や、サービスを利用しない理由として、情報が入手しづらいという意見が多く挙がっているため、情報の内容や提供方法について見直しを行い、充実を図っていくことも重要です。

(3) 生活困窮者の自立支援の推進

本市では、生活困窮者の早期発見や情報把握に努めるとともに、生活困窮者それぞれが抱える多様な課題に対応した自立支援を図る取組を進めてきました。

アンケート調査結果では、生活困窮者に対する支援で今後期待する取組は、「就労その他の自立に関する相談支援」が55.1%と最も高く、次いで「就労に向けての訓練など段階に応じたあっせん、サポート」が41.1%、「経済的理由により学習の機会が少ない子どもに対しての学習支援」が38.7%となっています。

今後も引き続き、生活困窮者の一人ひとりが抱える多様な課題に対応した支援体制の整備を図っていく必要があります。特に、就労や学習に関する支援をより充実させることが求められています。



(4) 安全・安心の生活環境づくり

本市では、災害時の対応や支援を充実させていくとともに、自主防災組織の結成や活動の活性化等を図ることで、災害が起きた時に安全な避難や支え合いができる地域づくり・関係づくりを進めました。また、高齢者等の自家用乗用車等による移動が困難な人に向けた移動手段として、公共交通の維持確保及び利用促進に努めてきました。

アンケート調査結果では、日ごろ行っている災害への備えについて、「食糧・飲料水を備蓄している」が64.8%と最も高く、次いで「防災用品を備えている」が43.1%、「緊急速報・防災メールに登録している」が32.2%となっています。

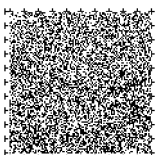
災害発生時の備えとして重要なことは、「自分や家族の避難方法の確認」が79.5%と最も高く、次いで「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合いと話しておくこと」が54.6%、「日ごろからの隣近所とのあいさつや声のかけあい」が35.2%と続きます。

地域住民が取り組むべき課題や問題は、「防犯・防災の安全対策」が59.7%と最も高く、次いで「急病・災害などの発生したときの対応」が30.5%、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が20.6%となっています。年齢別にみると、20歳代で「若者のひきこもりの問題」が高く、30歳代で「乳幼児期の子育て支援」について高くなっています。

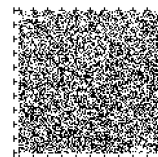
住み慣れた地域で、安心して暮らしていくための福祉のあり方は、「移動手段の充実」が39.9%と最も高く、次いで「福祉サービスの充実」が32.6%、「健康づくりや医療体制の充実」が31.3%となっています。

今後も引き続き、日ごろから災害発生時に備えることの重要性を周知するとともに、防災組織等の活動を促進させていく必要があります。市民の防災意識を高揚し、維持していくことが重要です。また、地域住民が取り組むべき課題として、若年層から「若者のひきこもりの問題」と「乳幼児期の子育て支援」が挙げられているため、これらに対する支援も必要です。

そして、公共交通機関の整備にも継続して取り組む必要があります。住民からも移動手段の充実を強く求められています。



基本目標4 一人ひとりを認め合うまちづくり



主な課題

- 人権教育の推進を通じ、障害者差別解消や男女共同参画の意識の醸成
- 成年後見制度の周知の強化、内容や利用目的の理解の促進
- 虐待や暴力の正しい知識や対応方法の周知、早期発見と迅速対応の実現

(1) 人権教育・啓発の推進

本市では、判断能力が十分でない人などの権利が守られ、その人らしく生活できるよう、権利擁護に関する取組を推進しました。また、児童、高齢者、障害のある人への虐待等の防止、早期発見・早期対応等に向けた取組も進めてきました。

アンケート調査結果では、成年後見制度の認知度について、「知っている」が32.9%、「よく知らないが、聞いたことはある」が41.3%、「知らなかった」が23.9%となっています。前回調査から大きな変化はみられません。

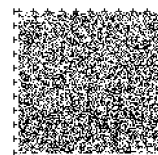
将来、障害や認知症などで判断能力が低下した場合、困ることや支援してほしいことは、「医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること」が70.6%と最も高く、次いで「生活費など日々の支払いに関すること」が57.4%、「預貯金、保険、年金などに関すること」が54.4%と続きます。

成年後見制度を利用する場合の後見人として、「家族」が78.3%と最も高く、次いで「専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家）」が31.1%、「わからない・未定」が9.8%となっています。また、成年後見制度の利用について、「わからない、利用したくない」と思う理由は、「どういうときに利用したらいいのかわからないから」が37.9%と最も高く、次いで「制度内容や手続きがわかりにくいから」が29.5%、「費用がどれくらいかかるか心配だから」が24.2%となっています。

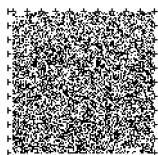
高齢者・障害者・子どもへの虐待、配偶者からの暴力については、「聞いたことがある」の割合が高い順に、「子どもへの虐待」が13.6%、「配偶者からの暴力」が13.3%、「高齢者への虐待」が10.3%、「障害児者への虐待」が9.1%となっています。

周囲で虐待や暴力が発生していることが分かった時の対応方法は、「警察へ連絡（相談）する」が37.3%と最も高く、次いで「市役所に連絡（相談）する」が16.6%、「ご近所の人に連絡（相談）する」が11.5%と続きます。

成年後見制度について、内容を知らない人や利用目的がわからない人が多くみられることから、今後は制度の内容の周知を一層強化する必要があります。成年後見制度を利用することで、判断能力が低下した際にどのような支援が受けられるのか、わかりやすく周知することが重要です。また、成年後見制度自体の手続きや費用に関する不安を解消することも求められています。



そして、高齢者・障害者・子どもへの虐待、配偶者からの暴力について、「聞いたことがある」がそれぞれ約1割存在することから、身近に虐待や暴力の存在を感じている人が一定数いることがうかがえます。今後も、虐待や暴力に関する正しい知識や、発生時の適切な対応方法について周知啓発を続けることで、虐待や暴力の早期発見と迅速な対応の実現をめざしていく必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

わが国では、少子高齢化の進行や家族形態の多様化、地域コミュニティのつながりの希薄化などにより、地域における支援のあり方が大きく変化しています。また、経済的困窮、障害、介護、子育て、ひとり親、孤立など複数の課題を抱える世帯が増え、生活上の問題は一層複雑かつ多様化しています。

本市においても、高齢化の進展とともに、単身世帯や高齢者のみ世帯などが増加しており、地域の支え合いの重要性が一層高まっています。

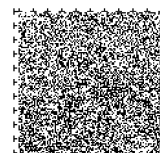
こうした中で、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けるためには、行政だけでなく、住民、地域団体、社会福祉協議会、NPO、企業など、多様な主体が地域の課題を共有し、互いに力を合わせて取り組むことが求められています。

そのため、本市では、第1次計画で掲げた「みんなで支え合い安心して暮らせる笑顔のいわで ～参加と協働による共生社会の実現～」を基本理念として引き続き継承し、性別・年齢・国籍・障害の有無等に関わらず、地域の誰もがつながり、支え合いながら、多様な価値観や生き方を認め合う地域共生社会の実現をめざします。

今後は、複雑・複合化する課題にも切れ目なく対応できるよう、包括的な支援体制の整備と、住民主体の参加と協働による地域づくりを一層推進していきます。

みんなで支え合い安心して暮らせる笑顔のいわで

～参加と協働による共生社会の実現～



2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の基本目標を設定します。

基本目標1 一人ひとりのつながりづくり

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、本市においても、地域福祉を支える担い手の高齢化や新たな担い手の確保が課題となっています。加えて、地域コミュニティ内でのつながりや支え合いの希薄化が進んでおり、地域のつながりを再構築することが求められています。

このため、区・自治会への活動支援や、地域住民が気軽に集い、交流できる居場所や活動拠点の充実を図ります。

また、地域住民の支え合いの機能を高めるとともに、地域と支援機関をつなぐ仕組みを充実させ、誰もが地域の一員として安心して暮らし、参加できる地域づくりを進めます。

基本目標2 住民同士が「支え合い、助け合う」関係づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における支え合いの機能をさらに強化します。そのために、住民、関係団体・機関、福祉関係者、行政が相互に連携し、地域の課題を共有しながら、日常的に助け合い・見守り合う関係を強化していきます。

また、地域活動のきっかけづくりとして、活動内容の積極的な情報発信や、福祉制度・サービスについて学ぶ機会の充実を図ります。

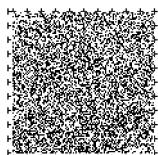
さらに、あいさつや声掛け・見守りなど日常的な隣近所のコミュニケーションの大切さを広め、地域をより良くしたいと願う住民が行動しやすい環境づくりに取り組みます。

基本目標3 安全で安心して暮らせるまちづくり

住民一人ひとりが安全で安心して暮らすことができる地域をつくるため、行政、福祉関連団体、地域組織が連携し、複合的な課題を抱える人も含め、誰もが必要な支援や情報にアクセスできる体制を整備します。

特に、孤立しがちな人や生活困窮者への早期把握と包括的支援に取り組むとともに、部局横断的ケース会議やアウトリーチ活動を通じて支援機関間の連携を強化します。

また、多世代に対応した媒体を活用した福祉情報の提供や、防災組織の活動促進、災害への備えに関する周知にも努め、地域全体で安全・安心な生活基盤をつくります。

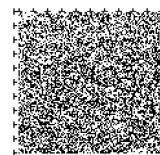


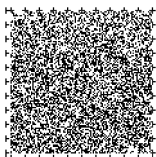
基本目標4 一人ひとりを認め合うまちづくり

地域福祉を推進していくうえで、「住民がそれぞれの多様性を認め合い、一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合う」という視点が基本であり、引き続き、地域や関係機関と協働して取り組む必要があります。

そのためには、住民一人ひとりが性別・年齢・国籍・障害の有無等に関わらず、お互いを尊重し合い、判断能力が十分でない人、刑を終えて出所した方の包摂的な支援などの権利を守る必要があります。

また、障害者差別や男女共同参画に関する理解等、あらゆる虐待や差別等が起こることがないように、誰もが自分らしく、いきいきと暮らし、一人ひとりを認め合うことができる関係づくりに取り組みます。





3 岩出市版包括的支援体制の構築

岩出市では、「みんなで支え合い安心して暮らせる笑顔のいわで～参加と協働による共生社会の実現～」という理念のもと、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざしています。

この理念を実現するために、市は住民・関係機関・各種団体・行政が連携しながら、地域の福祉課題に住民同士で支え合う仕組みをつくってきました。そのようななかで、福祉支援の現場では、制度の枠組みと支援ニーズとの間にずれが生じ支援者が支援のしづらさを感じる場面があります。

加えて、人的資源に限られる中で、分野横断的な対応を一人の支援者に依存しがちであるという課題もあります。こうした背景を受け、岩出市においても、国の地域共生社会に向けた包括的な支援体制の構築のための方向性を踏まえて、各施策に包括的支援体制の構築につながる視点を取り入れ、岩出市版の包括的な支援体制の構築につなげます。

●地域で支え合う機能の強化

・居場所・交流の場の整備

地域住民が気軽に集まり、交流できる機会（サロンなど）と場（集会所、公民館など）を整備し、継続的に実施できる支援を行う。

・見守り機能の充実

高齢者や子ども、障害のある人など孤立しやすい人への日常的な見守り体制を構築する。

・地域住民等の担い手の育成

地域住民やボランティア、関係団体などが主体的に関われるよう、担い手の発掘・育成や活動の継続に向けた支援を行う。

●支援機関同士の連携

・部局横断的ケース会議の実施

複合的・複雑化した課題を抱える住民に対して、市役所の福祉・医療・教育部局や福祉専門職に加え、庁外の福祉専門職とも連携し、情報共有・対応方針を協議する体制を構築する。複合的・複雑化したケースを検討する会議については、開催方法、対象、個人情報適切な取扱い等を整理し、継続的に開催できる仕組みを構築する。

・分野横断的に対応できる人材育成

分野横断的な課題に対して、他部署と連携ができるよう、横断的なケースに対応できる人材の育成に取り組む。

●困り事を抱えた人と支援機関をつなぐ仕組み

・地域の気づきを支援につなぐ体制整備

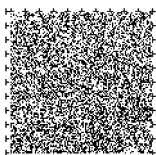
地域住民が見守り活動を通じて把握した困り事や変化について、必要に応じて支援機関につなぐ仕組みを整備し、地域の気づきが支援につながる流れを構築する。

・支援が届きにくい人への訪問・相談支援

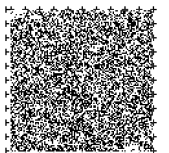
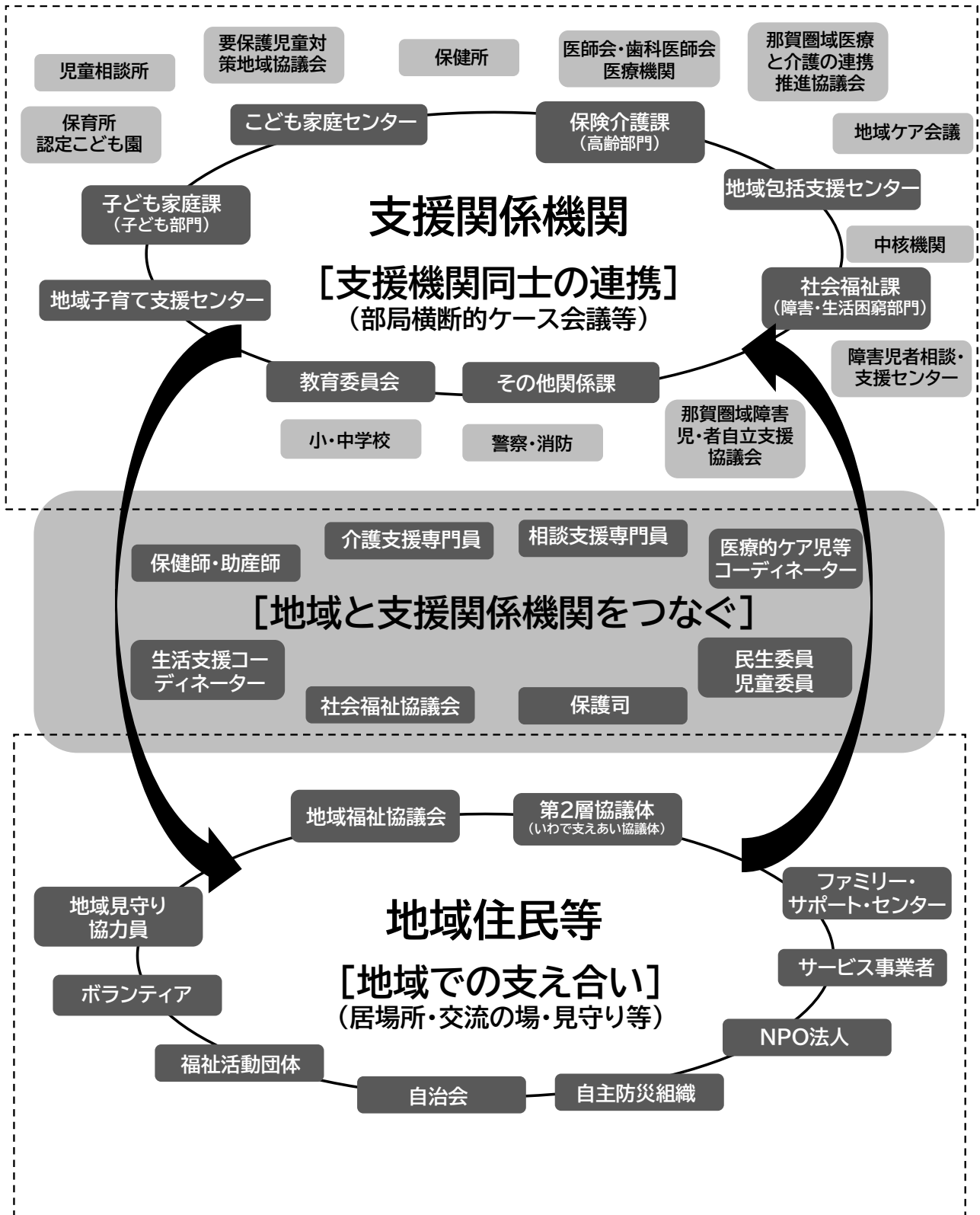
困り事を抱えた人で支援が届きにくい人に対して、地域住民や支援機関が直接訪問し、相談・支援の機会の提供につなげる。また、継続的に関われる体制を確保し、地域住民と支援機関をつなぐ役割を担う調整役（コーディネーター等）を中心に、関係機関と連携して支援を行う。

・ニーズに応じた居場所・支援へのつなぎ

地域住民や支援機関が把握した困り事を抱えた人について、その人のニーズに応じた、居場所や支援につながるようサポートする。



岩出市版包括的支援体制の構築のイメージ

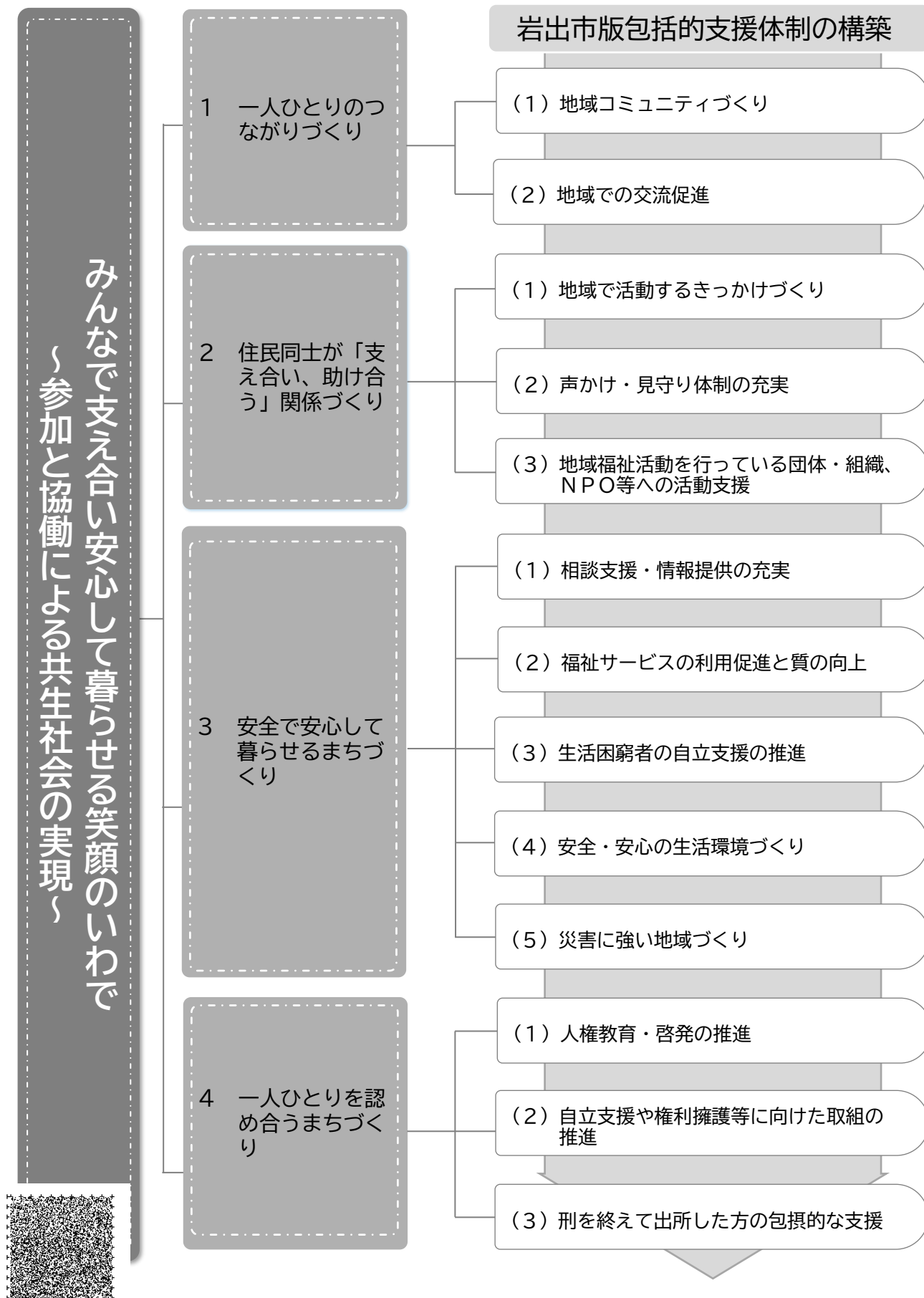


4 施策体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向性 〕



5 成果指標・数値目標

本計画では、計画の進行管理と評価を適切に行うため、成果指標及び数値目標を設定します。

計画全体の達成状況を把握する指標として、第3次岩出市長期総合計画における地域福祉分野の成果指標を、本計画の成果指標として位置付けます。

また、各基本目標の取組の進捗状況を把握するため、基本目標ごとに定める施策の達成状況や活動状況を確認するための数値目標を設定します。

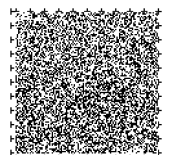
【 成果指標 】

指標名	現状値（R 6）	目標値（R12）
地域福祉の充実に満足している市民の割合	45%	48%

【 数値目標 】

	指標名	現状値（R 6）	目標値（R12）
基本目標 1	地域での活動に参加している市民の割合	31.6%	40.0%
	高齢者交流の場 （介護予防に資する住民主体の通いの場）	125 か所	140 か所
基本目標 2	地域福祉講座参加人数（累計）	790 人	1,400 人
	福祉についての関心がある市民の割合	80.8%	85.0%
	福祉ボランティアの人数	148 人	150 人
	地域見守り協力員の人数	35 人	45 人
基本目標 3	福祉関連団体・機関※を知っている市民の割合	89.3%	95.0%
	生活困窮者就労支援による新規就労率	52.4%	55.0%
	防災訓練に参加している市民の割合	9.5%	15.7%
基本目標 4	「人権を考えるつどい」参加人数	410 人	510 人
	成年後見制度について知っている市民の割合	32.9%	40.0%

※福祉関連団体・機関（民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障害児者自立支援協議会、障害児者相談支援センター、社会福祉協議会、地域子育て支援センター、こども家庭センター）



第4章 施策の展開

基本目標

1

一人ひとりのつながりづくり

基本施策

- (1) 地域コミュニティづくり
- (2) 地域での交流促進

【数値目標】

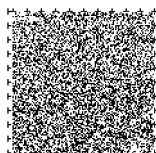
指標名	現状値（R 6）	目標値（R 12）
地域での活動に参加している市民の割合 *市民意識調査より	31.6%	40.0%
高齢者交流の場 （介護予防に資する住民主体の通いの場） *保険介護課より	125 か所	140 か所

（1）地域コミュニティづくり

住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現に向けて、住民が世代や分野を超えてつながり、相互に役割を持ち、「受け手」「支え手」といった関係を超えて支え合うことが必要です。

地域における様々な問題が複雑化・多様化している現代社会において、地域における住民同士のつながり、連携、支え合いが求められており、地域コミュニティの基盤となる区・自治会の必要性、重要性が再認識されています。

その中で、区・自治会が住民の最も身近な組織であることから、住民が豊かで住みよいまちづくりをめざし、情報提供や加入促進、経済的支援などの支援に取り組むなど、地域の課題に対応し、解決できる地域コミュニティの形成に努めます。

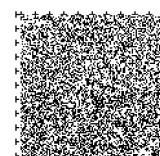


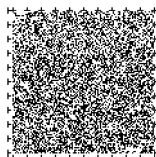
【 今後の取組方針 】

岩出市の主な取組方向	
項目名	主な取組内容
①区・自治会への支援	○ 地域コミュニティづくりに向け、転入者に対し、区・自治会への加入促進に関するチラシの配布や周辺区・自治会の情報提供を行うとともに、区・自治会には、振興助成や補助事業等の経済的支援に加え、全団体への制度PRを図り、また、防犯灯の新設や器具交換支援に関しては、LED化への切り替えを年次計画として実施し、スムーズな移行をめざすなど、情報提供・連携等、様々な視点から区・自治会を支援します。
②地域の活動拠点の整備	○ 地区集会所整備補助事業を通じ、地域住民の活動拠点となる地区集会所の整備補助を行い、住民の自主的な地域活動への参加を促すことで、地域福祉の推進を図ります。 ○ 地区公民館運営事業を通じ、公民館が生涯学習の推進拠点として機能するよう、機能強化と利用促進に取り組みます。また、安心して長期間利用できるよう、施設の長寿命化対策に積極的に取り組みます。

社会福祉協議会の主な取組方向
○ 区・自治会や市民活動団体などの新たな担い手の発掘・育成のため、各種啓発や研修会などを実施します。

住民や地域に期待する主な役割
○ 世代や分野を超えて、友人や隣近所の人に声かけを行い、区・自治会の活動に積極的に参加します。 ○ 区・自治会が連携し、地域の課題を考え、情報提供などの支援を通じた連携体制の強化に努めます。 ○ 地域活動に関心を持ち、自分にできる地域活動やボランティア活動の情報収集を行うほか、研修会などにも積極的に参加します。





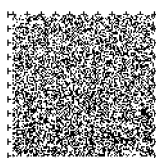
(2) 地域での交流促進

地域の中で、住民が互いを知り、支え合う関係づくりを進めるためには、イベントや地域交流の場の充実により、参加者を増やすきっかけづくりが必要です。イベントや公民館活動、各種講座・教室を通じて世代間交流の促進を図り、子どもから高齢者まで多様な住民が参加しやすい環境づくりを進めます。

また、参加者ニーズを踏まえた周知・啓発の強化、居場所・交流の場の整備、支援機関との連携による参加支援の仕組みづくりなど、他の福祉関係者等と連携して、地域で支え合う交流の場づくりに取り組みます。

【 今後の取組方針 】

岩出市の主な取組方向	
項目名	主な取組内容
①世代間交流の促進	○ 公民館活動については、引き続き、参加者のニーズを踏まえるとともに、イベントや子ども・高齢者の交流に加え、世代間交流につながる内容の教室開催及びウェブサイト・ポスター等での一層の周知・啓発を実施し、参加者の興味・関心が湧く内容や情報発信等、効果的な実施方法の検討を行います。 ○ 子育て世代の交流では、保護者の育児不安の解消や安心して出産・育児に臨める環境づくりを目的に、各種講座・教室等を開催します。また、子どもの健やかな心と身体づくり、住民との交流促進を図ります。 ○ 高齢者の交流については、社会参加・介護予防の観点から高齢者交流事業（みんなの交流会及びサポーター会）を継続して実施します。また、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と情報を共有し交流できる場として「認知症カフェ」を実施し、より一層の交流機会を提供します。 ○ コミュニティスクールを推進するため、学校運営協議会や学校支援ボランティアの活動に地域の多様な人材や資源を取り入れ、学校・家庭・地域の連携のもと「地域とともにある学校づくり」に取り組みます。 ○ 子どもや保護者、地域の高齢者など世代を超えた交流や見守りの場となる「こども食堂」について、市内で開設されている情報を周知し、地域交流の促進を図ります。
②交流機会の創出	○ 公民館活動や各種イベントを開催するとともに、各種イベントの参加者や公民館で活動している方にアンケートを実施し、ニーズの把握及び今後の展開につなげるとともに、交流につながる教室の開催や学習内容を充実します。 ○ 公民館等において、交流の場の提供やより多くの方に参加いただけるイベントの開催にも工夫を凝らして展開するなど、今後も既存資源を活用した交流機会の創出に努め、健康づくりや福祉について理解と関心を深めるとともに、住民同士の交流を図ります。 ○ 交流の場や催しに未参加の住民の参加促進のため、SNS の活用等情報発信を工夫し、継続的な参加が可能な内容を掲載した「いわで交流マップ」等の周知を行います。 ○ 認知症の人やその家族が地域の人等と安心して過ごせる交流の場づくりにも取り組むことで、地域全体で健康づくりや福祉意識の向上を図ります。

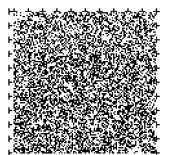


社会福祉協議会の主な取組方向

- 地域団体等と連携し、住民や福祉関係者が交流し、意見交換ができる機会を創出します。
- 地域交流の場やイベントなどに、側面的な支援を行うことで、活動内容の充実を図ります。

住民や地域に期待する主な役割

- 日頃、地域のために様々な取組を行っている人へ、理解と関心を示し、周知・啓発の強化や支援機関との連携に努めます。
- 地域活動やイベントなどの情報を積極的に受け止り、参加を呼びかけます。また、地域団体等は、公民館活動や教室を通じて魅力的な交流の場の整備を推進します。
- 子どもや子育て世代、高齢者など、様々な人が交流できる場に参加します。



住民同士が「支え合い、助け合う」関係づくり

基本施策

- (1) 地域で活動するきっかけづくり
- (2) 声かけ・見守り体制の充実
- (3) 地域福祉活動を行っている団体・組織、NPO等への活動支援

【数値目標】

指標名	現状値（R6）	目標値（R12）
地域福祉講座参加人数（累計） *社会福祉課より	790 人	1,400 人
福祉についての関心がある市民の割合 *市民意識調査より	80.8%	85.0%
福祉ボランティアの人数 *市社会福祉協議会より	148 人	150 人
地域見守り協力員の人数 *社会福祉課より	35 人	45 人

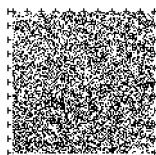
(1) 地域で活動するきっかけづくり

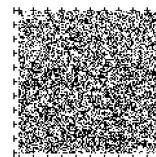
急速な高齢化や住民ニーズの多様化に伴い、福祉サービスや地域の活動を担う人材の不足は全国的な課題となっており、本市においても、地域での福祉を担う人材不足が課題となっています。

子どもから大人まで、福祉に関わる機会をつくっていくため、福祉教育・福祉体験の実施や、地域行事への参加支援などを通じて、市民が主体的に福祉を学ぶ機会を確保します。

さらに、参加者のニーズに基づく地域福祉推進や新たな担い手確保につながる講座を開催し、福祉への理解や意識の醸成を図ります。

また、さまざまな活動に、情報提供や広報・SNS等を活用した効果的な情報発信を行い、地域活動に参加していない人が参加しやすい仕組みを構築します。



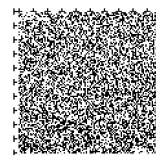


【 今後の取組方針 】

岩出市の主な取組方向	
項目名	主な取組内容
①福祉の意識づくり	○ 福祉の意識の醸成に向け、市内の小・中学校においては、福祉教育・福祉体験事業を実施し、学校行事への招待といった継続的な学習機会を設けます。 ○ 児童・生徒が主体的に福祉活動を体験することにより、自他の立場を理解し、適切な行動がとれるよう、あらゆる場面で福祉教育的視点を取り入れた授業展開や、地域行事への参加支援を通じた主体的な福祉体験活動の指導にも努めます。 ○ 参加者のニーズにあった各種講座等を開催し、地域福祉についての知識と関心を深めます。
②地域活動やボランティア活動の促進	○ 多くの住民の地域活動やボランティアに対する理解・関心が深まるよう、社会福祉協議会による講座や研修等に関する情報提供を行うとともに、新たな担い手を育成するための講座を開催し地域福祉を推進します。 ○ 市広報紙やSNS等、各種情報媒体により地域活動やボランティアに関する情報発信を効果的に行い、交流の場に参加していない高齢者を把握し、第2層協議体構成員で協力し合いながら地域交流の推進に努めます。
③地域を支える担い手の発掘・育成	○ ファミリー・サポート・センターのスタッフを養成する講座など、研修・講座を実施し、担い手の確保及び支援を行います。また、市広報紙やウェブサイトでの周知により会員の増加に努めます。 ○ 認知症の方やその家族を支援する理解者を養成するための認知症サポーター養成講座を小学校の教育現場を含めあらゆる世代に対して実施し、サポーターの拡大を図ります。 ○ 高齢者支援に関心がある方を対象に、高齢者生活支援等担い手養成研修（基準緩和サービス従事者研修）を実施し、支援が必要な高齢者に対して掃除や買い物、調理などの家事援助サービスを提供できる人材の育成に努めます。

社会福祉協議会の主な取組方向
○ 社会福祉協議会の広報誌「福祉いわで」やホームページ等の電子媒体を通じて、地域福祉の意識の醸成を図ります。 ○ 住民を対象に地域の福祉講座を開催し、福祉に関する正しい情報を提供していくとともに、地域福祉座談会を通じて、現状認識の共有が図られるよう努めていきます。 ○ ボランティアに関する相談、情報提供を行うとともに、ネットワークの構築・活動支援に努めます。

住民や地域に期待する主な役割
○ 市広報紙や社会福祉協議会の広報誌「福祉いわで」またはSNS等により、福祉に関する情報を収集し、周囲と共有します。 ○ 近くに困っている人がいたら、声をかけ、必要に応じて関係機関へつなぎます。 ○ 積極的に研修会や各種講座に参加し、地域福祉への理解を深めます。 ○ 地域団体等は、参加者ニーズに応じた講座の開催や、地域行事への参加支援を通じた新たな担い手の確保をめざします。



(2) 声かけ・見守り体制の充実

住み慣れた地域で、誰もが安心して生活を送り続けるためには、隣近所や地域内において、日常的なコミュニケーションや見守り、支え合いが重要となります。

あいさつ運動の推進や子どもたちの登下校時の見守り、民間事業者との協定による地域見守りの取組など、日頃からの声かけやコミュニケーションの重要性を周知し、地域ぐるみの支え合いを進めます。

今後も、住民の誰一人として地域で孤立しないことをめざし、隣近所や民生委員・児童委員、地域見守り協力員、民間事業者など、それぞれの活動、各地域の実情に応じた声かけや見守り体制の充実を図ります。また、見守り活動におけるステッカー配付や街頭指導・パトロール等の取組の強化を図るとともに、特に認知症の方に対しては、地域全体での見守り体制と緊急時の連携強化を推進します。

【 今後の取組方針 】

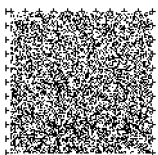
岩出市の主な取組方向	
項目名	主な取組内容
①声かけの推進	○ 日常生活の困ったことに対しても、隣近所で助け合うことができるよう、日頃からのコミュニケーション、近所付き合いについて、その重要性を周知・啓発します。 ○ 子どもたちの登下校時の声かけ、見守りのため、地域住民や青少年育成市民会議・各種団体によるあいさつ運動を推進します。
②見守り活動の充実	○ 民生委員・児童委員等をはじめ、民間事業者との連携により、市全体の活動として定着するよう、見守り活動の周知を徹底し、活動の充実を図ります。また、市広報紙への掲載やステッカーの配付、あいさつ運動の推進及び街頭指導・パトロールの実施を通じ、必要な人に本事業の情報が提供できるよう努めます。 ○ 認知症の方に対する、地域の見守り活動（見守り愛ネットワーク事業）を強化するため、協力事業者のさらなる拡大をめざします。

社会福祉協議会の主な取組方向

- 高齢者や障害のある人など、支援が必要な方を把握し、地域・団体・行政等と連携して声かけ・見守りを行える体制の整備を支援します。

住民や地域に期待する主な役割

- 日頃からのコミュニケーションや近所付き合いを心がけ、あいさつ運動を推進します。
- 回覧板の受け渡しなどの日常的な行動だけでなく、民生委員・児童委員、地域見守り協力員、民間事業者と連携して声かけや見守りを行います。
- 地域全体で登下校中の子どもたちを見守ります。
- 緊急時の連携強化に備え、ひとり暮らしの高齢者、障害のある人など、ひきこもりがちな人を地域で把握します。



（３）地域福祉活動を行っている団体・組織、ＮＰＯ等への活動支援

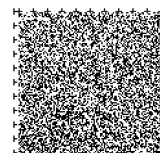
近年、様々な団体・組織、ＮＰＯ等の活動により、地域の課題に応じた取組が展開されており、多様な主体がそれぞれの専門性やアイデアを活かし、連携・協力しながら地域における福祉活動を推進していく必要があります。

地域福祉の推進に関する取組を行っている様々な団体・組織、ＮＰＯ等について、それらの団体等が置かれている状況やニーズ等を十分に把握し、特に社会福祉協議会との協働を一層深め、他の機関と連携を行い、地域福祉を推進する中心的役割が発揮できるよう環境整備を進めます。

また、区・自治会等との連携を強化し、活動活性化に向けた情報提供や研修実施、活動場所の提供等に努めます。

【 今後の取組方針 】

岩出市の主な取組方向	
項目名	主な取組内容
①社会福祉協議会との連携・協働	○ 今後も引き続き、社会福祉協議会の各種活動支援を行うとともに、協力連携を一層深め、社会福祉協議会が地域福祉を推進する中心的な役割を果たせるよう、環境づくりに努めます。
②地域福祉協議会への支援	○ 今後も引き続き、地域福祉協議会の活動が活性化されるよう、協力連携を一層深め、支援の充実に努めます。
③各種団体・サークル、組織、ＮＰＯ等への活動支援	○ 区・自治会をはじめ、地域の新たな課題に対応する様々な団体・組織、ＮＰＯ等との連携を図り、情報提供や活動場所の提供など、活動の活性化に向けた支援を行います。また、県や他市の状況把握に努め、必要な研修を実施し活動しやすい環境づくりに努めます。 ○ 地域交流の促進や健康づくりに関する活動など、営利活動を目的としない広く市民に開放された団体に対し、公民館などの市内公共施設の使用料を減免し、経済的負担の軽減を図ります。
④個人情報の有効活用の検討	○ 個人情報について、個人情報の取扱いに留意しながら地域福祉活動で適正かつ有効活用に務めます。関係機関等と共有を図るなど、引き続き広報等で制度の周知を図るとともに、個人情報の保護に留意しながら適宜情報共有を行い、要保護児童対策地域協議会における研修会も実施します。

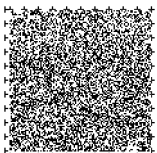


社会福祉協議会の主な取組方向

- 地域団体等と連携し、地域の福祉課題を共有しながら、課題解決に向けて取り組みます。
- 地域の NPO やボランティア団体等に対し、様々な支援を行い、活動のさらなる充実や円滑な進行を図ります。

住民や地域に期待する主な役割

- 地域の施設、団体・組織、ボランティア、NPO、企業等、様々な地域資源の把握を行います。
- 地域で福祉事業を運営する事業所は、各主体が抱える現状やニーズを十分に調査し、社会福祉協議会との協働を一層深めます。
- 地域活動を行っている団体・組織、ボランティア、NPO等の活動を把握し、区・自治会との連携を強化します。



安全で安心して暮らせるまちづくり

基本施策

- (1) 相談支援・情報提供の充実
- (2) 福祉サービスの利用促進と質の向上
- (3) 生活困窮者の自立支援の推進
- (4) 安全・安心の生活環境づくり
- (5) 災害に強い地域づくり

【数値目標】

指標名	現状値（R 6）	目標値（R12）
福祉関連団体・機関※を知っている市民の割合 * 市民意識調査より	89.3%	95.0%
生活困窮者就労支援による新規就労率 * 社会福祉課より	52.4%	55.0%
防災訓練に参加している市民の割合 * 市民意識調査より	9.5%	15.7%

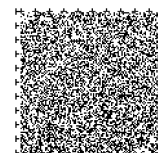
※福祉関連団体・機関（民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障害児者自立支援協議会、障害児者相談支援センター、社会福祉協議会、地域子育て支援センター、こども家庭センター）

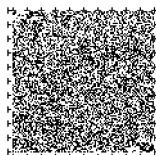
(1) 相談支援・情報提供の充実

国では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「地域共生社会」の実現を掲げ、高齢者福祉の分野では先行して、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。このような中、近年、地域福祉を取り巻く課題は多様化・複合化しており、様々な相談機関が専門性を活かし連携して対応する体制づくりや、分野横断的に解決する仕組みづくりが求められています。

今後も、すべての住民が安心して生活を送ることができるよう、相談窓口の周知を行うとともに、それぞれの抱える生活課題に迅速に対応できるよう、身近な地域での相談体制の強化や専門的な相談窓口との連携、アウトリーチも含めた地域の関係機関と連携した相談体制の強化を図ります。

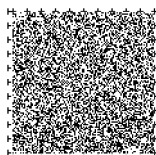
また、誰もが必要な情報をそれぞれの手段で入手することができるよう、紙面の見やすさや音声提供への配慮、ウェブサイトの充実、手話通訳等の情報のアクセシビリティ向上に努めるとともに、行政情報の効果的な発信を行います。





【 今後の取組方針 】

岩出市の主な取組方向	
項目名	主な取組内容
①相談支援の充実	○ 相談支援については、これまでの取組を継続しながら、様々な相談機関（身近な窓口・専門窓口等）で培ってきた各分野の専門性を活かし、それぞれの相談機関が連携した対応に努めます。また、若年者への周知・啓発を強化し、関係機関と連携してケースごとに協議する場の設置を検討する取組も進めます。 ○ 情報提供については、情報を一方的に発信するだけでなく、あらゆる媒体を通じて、欲しい情報が「いつでも・どこでも・誰もが」入手できる体制づくりに努めます。引き続き子育て支援サイトや関係機関と連携し、切れ目のない支援に関する情報提供を実施します。 ○ 高齢者や障害のある人、子育て・育児、ひきこもりなどについて、今後も行政・各種専門機関等による各相談窓口の周知徹底及び情報提供を行います。また、切れ目のない支援体制の整備や、育児不安解消を目的とした育児・家事援助等の支援を継続します。 ○ 身近な地域における相談については、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との連携強化を図るとともに、個別の専門的な相談には、地域包括支援センター、こども家庭センター、保健師等の専門職による対応を図り、相談・支援センターや自立支援協議会、各事業所と連携して相談支援事業所の普及と相談員の支援力向上に努め、誰もが安心して生活できる環境を整えます。 ○ 各専門相談機関との連携やアウトリーチを含めた分野横断的な解決策の体制づくりを推進し、迅速かつ的確な支援につなげます。 ○ 自殺対策については、自殺の現状と正しい情報の周知、悩みやストレスなど自殺の原因となる要因への対処法の啓発、ゲートキーパーの養成や相談窓口の充実を図ります。加えて、相談体制のさらなる強化に努めていきます。
②既存の情報媒体等の充実	○ 住民が必要とする行政情報について、市広報紙やウェブサイト、SNS等、各種情報伝達手段を効果的に活用し、誰もが必要な情報をそれぞれの手段で入手することができるよう、今後も継続して努めていきます。
③情報のアクセシビリティの向上	○ 行政等が発信する各種情報において、文字や色、形などに配慮した紙面づくりに取り組むとともに、音声による情報提供に努めます。 ○ ウェブサイトでは、JIS規格上のウェブアクセシビリティ適合レベルAAに準拠することをめざします。 ○ 意思疎通を図ることに支障のある人に対し、遠隔手話通訳・コミュニケーション支援事業を活用するとともに、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、社会参加の推進を図ります。

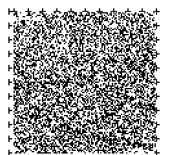


社会福祉協議会の主な取組方向

- 職員間や関係機関との連携強化を図り、適切な支援につなげられる体制を整えます。
- 職員の相談支援能力、専門性の向上を図るため、研修会への参加を行うなど、スキルアップに努めます。
- 高齢者や障害のある人など、普段から情報入手が困難な状況にある人に対し、「情報を届ける」仕組みを整えます。

住民や地域に期待する主な役割

- 困りごとがある時は、個人や家族で抱え込むことがないよう、広報やホームページなどから相談場所や窓口等の情報把握に努めます。
- 地域交流の場などで、困っている方への相談先の情報提供を心がけます。
- 地域行事への参加や日頃のあいさつなど、近所付き合いを活発化し、誰もが孤立せず気軽に相談し合える関係づくりに努めます。



(2) 福祉サービスの利用促進と質の向上

介護、障害者支援、子育て支援など、様々な福祉サービスの充実、地域福祉を推進していくうえで重要な基盤となります。今後も、住民を取り巻く福祉課題の多様化・複合化が進む中、誰もが安心して利用できるよう周知・啓発や関係機関を通じた情報提供を行い、サービスの利用促進と質の向上を図ります。

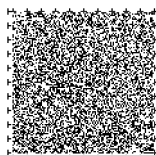
今後も、支援を必要とするすべての住民の福祉サービスの利用促進を図られるよう、様々な媒体や機会を活用した福祉サービスの周知・啓発や情報提供を進めていくとともに、課題共有と検討の充実、顔が見える関係づくりを通じて、地域の関係機関との連携体制の強化に努めます。

【 今後の取組方針 】

岩出市の主な取組方向	
項目名	主な取組内容
①福祉サービスの利用促進	○ 誰もが安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの周知・啓発や情報提供を行うとともに、各種関係機関を通じ情報提供を行い、苦情については相談・支援センターや自立支援協議会等と連携して迅速かつ適切に対応し、今後も研修等の積極的な受講に努め、サービスの利用促進、質の向上を図ります。
②各種会議・協議会の充実と連携強化	○ 地域における高齢者支援のあり方や、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、関係者が情報や課題を共有し、解決に向けた検討を行うため、地域ケア会議や那賀圏域障害児・者自立支援協議会等の会議内容や運営方法を工夫し、顔が見える関係を構築するとともに、今後も地域の各関係機関との連携体制の強化に努めます。

社会福祉協議会の主な取組方向
○ 社会福祉協議会が担う福祉サービスについて、利用者ニーズに応じて適切に実施し、住民の福祉向上を図ります。 ○ 市内の福祉サービス提供者と連携し、困りごとを抱える人を適切な支援につなぐことができる体制を整えます。

住民や地域に期待する主な役割
○ 近所の高齢者や障害のある人、支援が必要な人、地域活動に参加しない人、ひきこもりがちな人などを把握し、必要に応じて福祉サービスへつなげます。 ○ 認知症高齢者の把握、外国人支援、ごみ出し、買い物支援など、地域でできることを検討します。 ○ 地域で福祉事業を運営する事業所は、介護、障害者支援、子育て支援等の各種福祉サービスに関する情報の周知・啓発と利用促進・サービスの質の向上に努めます。 ○ 関係機関との連携体制を強化し、住民が安心して福祉サービスを利用できる環境を整備します。



(3) 生活困窮者の自立支援の推進

生活困窮の課題を抱える世帯では、失業や傷病など、その原因となる様々な課題を複合的に抱えているケースが多く、自身の悩みや課題を相談できず、社会的に孤立してしまうケースが懸念されます。

社会情勢などの変化に伴い、生活困窮者の抱える課題も多様化・複雑化しているため、生活保護法や生活困窮者自立支援法に基づく相談対応に加え、社会福祉協議会・公共職業安定所等と連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行っていきます。

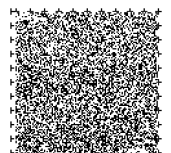
また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、経済的に困窮している家庭等に対する支援を強化していきます。

【 今後の取組方針 】

岩出市の主な取組方向	
項目名	主な取組内容
①生活困窮者の早期発見・把握	○ 民生委員・児童委員、関係各課・機関等と連携し、生活困窮者の早期発見と正確な情報把握に努めます。
②生活困窮者の自立支援の推進	○ 生活保護法や生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談を受け付け、地域で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会・公共職業安定所等の関係機関と連携し、自立相談支援を提供します。 ○ 公共職業安定所等と連携を図りながら、就職に向けた効果的な支援を行うなど、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。
③子どもの貧困問題への取組の推進	○ 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、経済的に困窮している家庭等に対し、今後も暮らしや生活に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携を一層強化し、各児童・生徒の基礎学力の定着や自己実現へ向けたキャリア教育を、きめ細かに組織的な支援体制のもとで展開していきます。

社会福祉協議会の主な取組方向
○ 生活困窮者をはじめ、様々な課題を抱える人たちに対して相談支援を実施し、必要な公的支援や福祉サービスにつなげます。 ○ 複合的な課題を抱える人に対し、多方面からのアプローチができるよう、関係機関との連携体制を強化します。

住民や地域に期待する主な役割
○ 生活困窮者は地域の中で孤立したり、声をあげられなかったりするケースが考えられるため、地域間の交流を密にし、生活困窮者の早期発見や支援につながるよう努めます。



(4) 安全・安心の生活環境づくり

本市では、自家用乗用車等による移動手段が主となっており、高齢となり免許返納となった際の移動手段が特に課題となっています。

地域に住む誰もが安全で安心した生活を送れるよう、移動手段の確保など、日常生活における課題に対応するため、市内巡回バスをはじめとする公共交通の維持確保及び利用促進に努め、安全で円滑な移動手段を確保します。

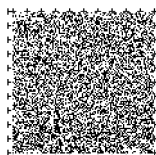
近年全国的に特殊詐欺被害が増加しています。被害にあわないよう、特殊詐欺や悪質商法などの情報提供、相談窓口の周知に努め、地域の見守り力向上に取り組めます。

【 今後の取組方針 】

岩出市の主な取組方向	
項目名	主な取組内容
① 安全で円滑な移動手段の確保	○ 日常生活や社会参加における利便性向上をめざし、引き続き関係機関と連携して生活交通の確保を進めるとともに、大阪方面路線バス、岩出市巡回バス、紀の川コミュニティーバスの3路線の利用促進と運行ルートやダイヤの改正を含む路線維持に取り組めます。また、新交通システムの導入についても、先行事例を参考に情報収集等をおこない研究を続けます。
② 子どもが安心して遊べる環境の整備	○ 自然や地域住民とふれあうことのできる遊び場として活用されるよう、公園遊具の定期点検や遊具、施設の修繕を行うことで、遊具等公園施設の安全管理及び整備の充実を図ります。 ○ 子どもたちを交通事故から守るため、警察、学校、自治会などの関係機関等と連携し、協力体制の強化を図ります。
③ 消費者被害防止の推進	○ 消費者と事業者との間の消費生活トラブルに対応するため、専門相談員による相談体制の強化を図るとともに、未然防止のための情報提供や若年者等への周知・啓発を含む出前講座を今後も継続実施します。

社会福祉協議会の主な取組方向
○ 関係機関との連携を強化し、消費生活トラブルに関する情報の提供に努めます。

住民や地域に期待する主な役割
○ 市内巡回バス等の公共交通機関を利用します。 ○ 特殊詐欺や悪質商法に対する情報を収集・共有し、被害防止に努めます。



(5) 災害に強い地域づくり

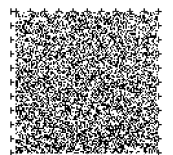
近年多発する大雨や台風などの風水害や地震などの自然災害に対して、普段からの防災対策が求められており、防災・減災意識の普及・啓発を推進、避難行動要支援者について制度周知や名簿・個別避難計画の定期的な更新を進め、関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。

【 今後の取組方針 】

岩出市の主な取組方向	
項目名	主な取組内容
①防災・減災意識の普及・啓発	○ 防災意識の高揚を図るため、広報活動を強化し、参加者の増加に努めるとともに、自助・共助の意識向上を目的とした普及・啓発を継続的に実施し、加えて中学校や消防署等と連携して、防災ジュニアリーダー育成講座を展開し、若年層の防災意識を一層高めます。 ○ 区・自治会に対して、防災活動への補助制度の導入を通じて自主防災組織の結成率と活動の活性化を図るとともに、随時各種マニュアルの見直しとマニュアルに基づく訓練の検討・実施、さらに福祉避難所に適した改修を推進していきます。
②避難行動要支援者への支援体制の強化	○ 高齢者や障害のある人など災害時に自力での避難が困難な方について、平常時から消防、警察、民生委員・児童委員等避難支援関係者と情報共有を図ります。また、広報活動を通じて制度の周知をさらに強化するとともに、名簿及び個別避難計画の定期的な更新に努めます。また、必要に応じてケアマネジャーや相談支援専門員等関係者と連携し、計画作成を進めていきます。 ○ 福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用できるよう民間企業等と防災協定を締結するなど、大規模災害発生時に備えます。

社会福祉協議会の主な取組方向
○ 災害時には災害ボランティアセンターを設置し、災害時のボランティア活動が円滑に行われる体制を整えます。 ○ 災害時に備え、関係機関やボランティア団体と連携を図ります。

住民や地域に期待する主な役割
○ 非常時の備蓄や避難場所と避難経路の確認など、個人や家族で日頃から災害時に備えます。 ○ 地域で防災訓練や避難所での対応訓練などを実施するとともに、若い世代へも参加の呼びかけを行います ○ 普段から地域全体で関係づくりや見守りを行い、避難行動要支援者や危険場所の把握につなげます。



基本目標

4

一人ひとりを認め合うまちづくり

基本施策

- (1) 人権教育・啓発の推進
- (2) 自立支援や権利擁護等に向けた取組の推進
- (3) 刑を終えて出所した方の包摂的な支援

【数値目標】

指標名	現状値（R 6）	目標値（R12）
「人権を考えるつどい」参加人数 *社会福祉課より	410 人	510 人
成年後見制度について知っている市民の割合 *市民意識調査より	32.9%	40.0%

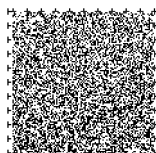
(1) 人権教育・啓発の推進

住民が互いに支え合い、心豊かに過ごすことができる地域づくりのためには、住民一人ひとりが地域福祉に対する理解を深め、身近なことから地域を支える担い手を増やしていく必要があります。

また、自他をかけがえのない存在として認める人権尊重の精神の確立が必要であり、性別・年齢・国籍・障害の有無等に関わらず、住民がそれぞれの多様性を認め合い、一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合うことができる社会の実現をめざし、子どもから大人まで、様々なライフステージに応じた人権教育・啓発を進めます。

【今後の取組方針】

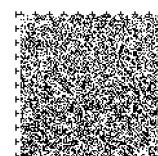
岩出市の主な取組方向	
項目名	主な取組内容
①人権に関する理解の促進	○ 関係各課及び小中学校と連携し、保護者と連携した実体験に基づく学習機会の計画的導入や、児童・生徒の実態に即した指導・支援を継続的に行うことで、人権に関する理解や認識を深めるための講座・教育等を実施します。 ○ 人権教育・啓発については、リーフレットの配布や「人権を考えるつどい」、「地区別人権学習会」、各種研修等を継続して開催します。また、インターネット上における人権侵害が多発していることを踏まえ、正しい利用について周知啓発を行うとともに、今後も人権に関する理解の促進につながる取組を継続的に実施します。



岩出市の主な取組方向	
項目名	主な取組内容
②障害者差別解消に向けた取組の推進	○「障害者差別解消法」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めるとともに、那賀圏域障害児・者自立支援協議会内の障害者差別解消支援地域協議会において事例発表や研修会を開催し、機会を捉えた周知・啓発活動を行っていきます。
③男女共同参画の推進	○すべての住民が、性別による固定的な役割分担意識や慣習にとらわれず、地域における様々な活動を主体的に選択できるよう、男女共同参画プランに基づきながら、各種事業に取り組みます。

社会福祉協議会の主な取組方向
○ 広報やホームページ等での情報提供を通じて、住民への福祉意識啓発に努めます。 ○ 学校や地域で行われる福祉教育や体験に対し、助成や支援を行い、活動の充実を図ります。

住民や地域に期待する主な役割
○ 多様性と個々のかけがえのなさを認め合い、子どもから大人まで人権に関わる問題を正しく理解し、行動できるよう努めます。 ○ 住民が支え合い、心豊かに暮らす地域共生社会の実現をめざし、人権に関する地域での学習の場に参加します。



(2) 自立支援や権利擁護等に向けた取組の推進

判断能力が十分でない人などの権利が守られ、本人の意思決定を尊重し、その人らしく生活できるよう、成年後見制度の利用促進等、権利擁護に関する取組を推進します。

児童虐待防止法や高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の趣旨を踏まえた住民への周知・啓発、関係機関との連携により、児童、高齢者、障害のある人への虐待等の防止、早期発見・早期対応等に向けた取組を推進します。

また、「誰一人取り残さない」セーフティネットの強化を図るため、権利擁護の取組を推進するとともに、現行の制度で対応が難しいケースに柔軟に対応できるよう、連携体制や相談支援体制の強化に努めます。

【今後の取組方針】

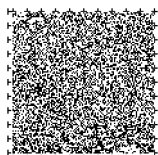
岩出市の主な取組方向	
項目名	主な取組内容
①成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及・促進	○ 成年後見制度の利用支援や、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の周知・啓発に努めます。 ○ 成年後見制度や日常生活自立支援事業については、リーフレット、広報、チラシ等により周知・啓発を行います。 ○ 成年後見制度の利用が必要な方が、安心して制度を利用できるよう、中核機関を設置し、関係機関や専門職団体との連携を強化することで、支援体制をさらに充実させることをめざします。
②虐待・ひきこもり等に対する理解の普及・啓発	○ 児童虐待防止法や高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の趣旨を踏まえ、虐待に対する正しい理解を推進するため、住民への周知・啓発に加え、保健・福祉・医療等の関係機関との連携による虐待の早期発見・防止、並びに相談・通報への迅速な対応を実施します。 ○ ひきこもり支援に関する相談窓口及び支援機関の情報発信や関係機関とのネットワークづくり、支援拠点づくり等を通じて、ひきこもりの状態にある本人の状況を踏まえた早期支援、自立支援を図ります。

社会福祉協議会の主な取組方向

- 判断能力が十分でないため、福祉サービスの利用に支障がある方に適切な福祉サービスが利用できるように支援し、必要に応じ成年後見制度につなげます。
- 様々な課題を抱える人への相談支援を実施し、課題解決に向けてアプローチを行うとともに、関係機関と連携し、複雑な課題を抱える人の見守りや早期把握に努め、支援へとつなぎます。

住民や地域に期待する主な役割

- 身近に支援を必要とする人がいる際、本人の意思決定について配慮します。
- 虐待の可能性を感じた時は、ためらわずに関係機関へ通報します。



(3) 刑を終えて出所した方の包摂的な支援

刑を終えて出所した人が地域で安心して生活できるよう、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を行い、市民理解の促進を図るとともに、更生保護活動に携わる関係者の支援や、その活動の意義が地域に広く理解されるよう広報・啓発に努めます。

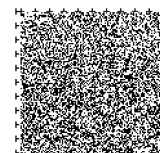
また、国・県・更生支援団体などの関係機関と連携し、就労支援や住まいの確保、相談支援など、出所者の社会復帰に向けた具体的な環境整備を進め、切れ目のない支援体制を整備することで、包摂的な支援をめざします。

【 今後の取組方針 】

岩出市の主な取組方向	
項目名	主な取組内容
①偏見や差別の解消に向けた啓発	○ 刑を終えて出所した人への偏見や差別の解消に向けた啓発活動を行い、市民理解の促進を図ります。 ○ 更生保護活動に携わる関係者を支援するとともに、その活動が地域に広く理解されるよう、広報・啓発に努めます。
②関係機関との連携強化	○ 国・県・更生支援団体などと連携し、就労や住まいの確保、相談支援など、社会復帰に向けた具体的な環境整備を進めます。

社会福祉協議会の主な取組方向
○ 生活に関する相談を通じて必要な助言を行うとともに適切な支援機関へつなぎます。

住民や地域に期待する主な役割
○ 更生保護活動に携わる関係者への理解と敬意を持ちます。 ○ 更生に向け努力する人への偏見や差別をなくすため、地域の一員として身近な場面での理解と協力を努めます。



第5章 計画の推進等

1 計画の進捗管理と評価

本計画の進捗管理と評価については、「岩出市地域福祉計画策定委員会」を通じて、計画に関する取組などの進捗状況を把握するとともに、評価・検証を行います。また、本計画を推進する中で、その推進方策や新たに生じた課題などについても検討していき、本計画の実効性・実現性の確保に努めます。

2 計画の推進

(1) 協働による計画の推進

本計画にあたっては、地域における生活・福祉課題に対して、地域住民をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域に根づいて活動している団体・組織、福祉サービス事業者、行政、学校などが協働して取組を展開し、本計画の推進を図ります。

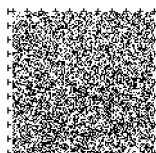
(2) 庁内推進体制の整備

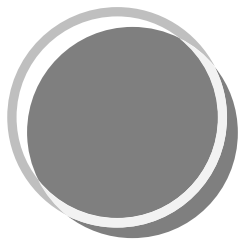
地域福祉に関する課題や問題は、福祉、保健、医療はもとより、教育、防災など、庁内の担当課も多岐にわたるため、庁内会議において、関係各課が地域福祉に関する課題や問題の共有を図りながら、連携して本計画を推進します。

また、各個別計画の推進や見直し時には本計画との整合性を確保しつつ、個別計画で示された施策の展開を図ります。

3 和歌山県や国との連携強化

地域福祉を推進するにあたっては、市単独では解決が困難な課題や問題、広域的な対応が効果的な課題や問題などについては、和歌山県や国との連携を強化することで、その解決を図ります。

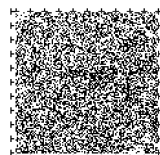




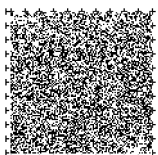
資料編

1 計画策定の経過

期日等	内容
令和6年11月13日～ 令和6年12月20日 「岩出市の地域福祉に関する市民意識調査」の実施	本計画を策定するにあたり、「地域福祉」に対する考え方や意見をお聞かせいただき、計画策定の基礎資料とするため実施しました。
令和7年7月31日 第1回岩出市地域福祉計画策定委員会	1. 策定委員の紹介 2. 委員長・副委員長の選出 3. 第3次岩出市地域福祉計画策定に係る諮問について 4. 議 事 (1) 市民意識調査の結果報告について (2) 地域福祉計画進捗状況報告について (3) 地区懇談会について 5. その他
令和7年9月17日 「岩出市地域福祉計画策定に向けた地区別懇談会」の開催	参加者同士の自由な意見交換や提案により、地域資源の発掘や地域課題の把握を行い、課題解決のための方策をともに考えることを目的として開催しました。
令和7年10月6日 岩出市地域福祉計画策定委員会（第1回作業部会）	1. 岩出市地域福祉計画策定に向けた地区別懇談会について 2. 岩出市地域福祉計画にかかる団体アンケート調査について 3. 第3次岩出市地域福祉計画の体系・骨子（案）について 4. その他
令和7年10月22日 第2回岩出市地域福祉計画策定委員会	1. 報 告 (1) 岩出市地域福祉計画策定に向けた地区別懇談会の報告について 2. 議 事 (1) 岩出市地域福祉計画にかかる団体アンケート調査について (2) 第3次岩出市地域福祉計画の体系・骨子（案）について 3. その他
令和7年10月27日～ 令和7年11月14日 「岩出市地域福祉計画策定にかかる団体アンケート調査」の実施	本計画を策定する際の基礎資料とするため、地域福祉の担い手である地域団体・組織等を対象に、地域における福祉・生活課題等について、書面によるヒアリング調査を実施しました。
令和7年11月25日 岩出市地域福祉計画策定委員会（第2回作業部会）	1. 岩出市地域福祉計画【素案】について 2. その他
令和7年12月5日 第3回岩出市地域福祉計画策定委員会	1. 報 告 (1) 岩出市地域福祉計画にかかる団体アンケート調査について 2. 議 事 (1) 第3次岩出市地域福祉計画【素案】について 3. その他



期日等	内容
令和7年12月26日～ 令和8年1月30日 パブリックコメントの実施	本計画を策定するため、市民の方々からご意見を募りました。
令和8年2月19日 第4回岩出市地域福祉計画 策定委員会	1. 議 事 (1) 第3次岩出市地域福祉計画【素案】について (2) パブリックコメントの実施結果と対応について (3) 第3次岩出市地域福祉計画策定に係る答申（案）について 2. その他



2 岩出市地域福祉計画策定委員会条例

平成 28 年 9 月 9 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき岩出市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定等を実施するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、岩出市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の点検・評価に関すること。
- (3) 計画の推進方策の検討に関すること。
- (4) その他計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (3) 社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表
- (4) 市民公募により選考された者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

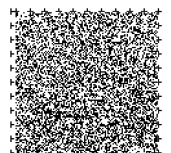
2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第 7 条 委員会の円滑な運営に資するため、必要に応じ作業部会を置くことができる。



2 作業部会の運営については、作業部会で協議して決定する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生活福祉部社会福祉課において処理する。

(平 31 条例 18・令 2 条例 12・令 5 条例 13・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に廃止前の岩出市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成 26 年岩出市告示第 182 号)の規定により設置された岩出市地域福祉計画策定委員会(以下「従前の委員会」という。)の委員の職にある者は、この条例の規定により設置された委員会の委員とみなし、その任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、従前の委員会の委員としての残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に従前の委員会の委員長又は副委員長の職にある者は、この条例の規定により設置された委員会の委員長又は副委員長として選任されたものとみなす。

(最初に行われる委員会の招集の特例)

4 委員の任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附則(平成 31 年 3 月 31 日条例第 18 号)

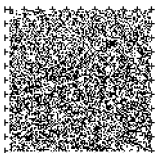
この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 2 年 3 月 31 日条例第 12 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 3 月 31 日条例第 13 号)

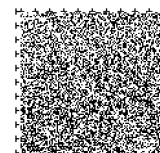
この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



3 岩出市地域福祉計画策定委員会及び岩出市地域福祉計画 作業部会委員名簿

項目	分野	所属	氏名	作業部会
学識経験者		和歌山大学経済学部	◎金川 めぐみ	●
保健、医療 又は 福祉施設等の関係者	保健	岩出保健所	赤井 淳博	
	医療・福祉	社会福祉法人 和歌山つくし会	谷本 美佐子	
	福祉施設	特別養護老人ホーム 皆楽園	吉田 篤幸	●
		介護医療院 やよい苑	黒山 達也	
社会福祉を目的とする 団体又は事業者の代表	地域	岩出市区自治会長代表	大地 保次	
		住民で組織する 各地区の地域福祉推 進組織の代表	(岩出) 井谷 満守美	
			(山崎) 近藤 加奈子	●
			(根来) 中谷 侃司	●
			(上岩出) 今城 さより	
	社会福祉	岩出市民生委員児童委員協議会	山本 茂	●
		岩出市身体障害者連盟	上田 榮子	
		岩出市社会福祉協議会	湯浅 敦之	●
	老人福祉	岩出市老人クラブ連合会	○殿崎 和美	
	障がい福祉	岩出障害児者相談・支援センター	岩崎 愛	
	児童福祉	いわで・きのかわ ファミリー・サポート・センター	田岡 亜希	
市民公募			重藤 隆子	
その他市長が認める者		生活福祉部長	松本 美早子	
		地域子育て支援センター長	西村 美穂	

◎委員長 ○副委員長



4 岩出市地域福祉計画策定に向けた地区別懇談会

岩出地区、山崎地区、根来地区、上岩出地区から参加者を募ったところ、24名の参加があり、グループワーク形式での意見交換を行いました。

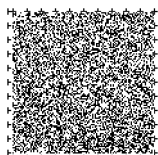
テーマ①では、「私達の地区のいいところ（地区の魅力、できていること）」、「私達の地区の気になるところ（不安・問題に感じること）」、テーマ②では、「私達がこれからできること」（テーマ①の意見を組み合わせてできること）について話し合いました。

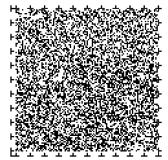
寄せられた主な意見については、以下のとおりです。

《意見概要》

岩出地区

テーマ①：私達の地区のいいところ（地区の魅力、できていること）	
・商業施設が充実している	スーパーやレストランなどの商業施設が多く、買い物や食事の選択肢が豊富である。住民が自分の好みに合わせて利用できる便利な環境が整っている。
・公共施設とインフラが利用しやすい	市役所や銀行などの公共施設が近くにあり、必要な手続きやサービスを簡単に利用できる。道路が広く整備されており、駐車場が多いことで車の利用もしやすい。
・自然に囲まれた環境	山や川が近くにあり、自然の中で生活できる魅力がある。
・地域交流の場が豊富にある	健康体操やサロン活動、岩出げんき体操、子供会活動など、住民同士が交流できる場が整っている。顔見知りが多いことで相談しやすい環境がある。
・国際交流が行われている	交換留学生が多く、多文化交流の機会がある。
テーマ②：私達の地区の気になるところ（不安・問題に感じること）	
・公共施設の老朽化と文化施設の不足	公民館が古く、十分に機能していない。文化的な施設が不足しており、住民が楽しめる施設が限られている。
・少子高齢化と人口減少	子供が少なく、子供会が無い状況がある。子育て世代にとって住みにくい環境となっており、高齢者が増え、人口全体も減少している。
・歩道や街灯など安全面での課題	歩道に段差があることで危険な箇所がある。場所によっては暗い道が存在し、安全性に問題がある。
・地域活動や自治会の問題	自治会の加入者が減少している。加入しても協力しない人がいるほか、封建的な考え方が残ることで、地域活動への意欲が低下している。
・公共交通の使いづらさ	巡回バスの運行スケジュールが住民の生活時間に合わない。バス停の位置が使いづらい場所にあり、公共交通の利便性が低い。





テーマ②：私達がこれからできること（テーマ①の意見を組み合わせることができること）

・子育て支援の充実	子供会活動を復活させる。子供が少なくなった状況を改善するため、子育て世代を支援する施策を充実させる。
・地域交流を促進する取り組み	挨拶運動やボランティア活動を通じて住民同士のつながりを強化する。自助・共助の意識を高める活動を進める。
・公共施設と安全対策の整備	公民館の改修や文化施設の新設を行う。大きな木のある公園を整備する。歩道の段差を解消し、暗い場所に街灯を設置することで安全対策を進める。
・働き世代の地域活動参加の促進	草刈りなどの活動を通じて、働いている男性にも地域活動に参加してもらう。地域活動を幅広い層に広げる取り組みを進める。
・公共交通の改善	巡回バスのスケジュールを見直し、住民の利用しやすい時間帯に調整する。バス停の場所の改善を行い、公共交通を使いやすくする。

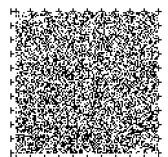
山崎地区

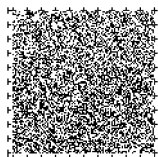
テーマ①：私達の地区のいいところ（地区の魅力、できていること）

・地域の広さと人口の多さ	山崎地区は岩出市で最も広い面積を有し、人口が最も多い地区である。旧岩出住民と新岩出住民が共存している土地であり、多様な住民が集まる地域である。
・緑が多く、自然を感じられる環境	紀の川沿いにさぎのせ公園があり、緑が多い環境が美しい。山崎神社もあり、根来寺との関係も深い歴史を持つ地域である。
・商業施設や交通の利便性	ラーメン屋やコンビニ、スーパーマーケットが多く、便利な生活環境が整っている。紀伊駅行きのバスも多く運行しており、交通の利便性がある。
・地域の安全意識と交流文化	紀泉台では防犯意識が高く、経塚団地では自然に挨拶が行われるなど、安全で温かい地域文化が根付いている。
・教育や子育て環境の充実	保育所や小学校が近くにあり、子供が生活しやすい環境が整っている。また、夏の盆踊りや秋の田んぼでの運動会、餅投げといった地域行事が活発である。

テーマ①：私達の地区の気になるところ（不安・問題に感じる点）

・高齢化と人口減少の問題	子供の数が少なく、高齢者世帯が増加している。特に一人暮らしの高齢者が増えており、特に男性が生活面で不安を抱える状況がある。
・公共交通や買い物の不便さ	車がなければ生活が成り立たないが、バスの運行本数が少なく、交通の便が悪い。また、スーパーが遠く、本屋や文房具店が無いなど、日常生活での不便さが指摘されている。
・地域内の分断と交流不足	旧団地と新団地の間で意見の違いや考えのずれがあり、外国人住民とも十分な交流ができていない。結果として、地域の一体感が弱くなっている。
・安全性の課題	夜道が暗く、街灯が不足している。道幅が狭い箇所や歩道が狭い場所があり、安心して通行しづらい場所が多い。防犯面では訪問販売の増加も課題として挙げられている。
・空き家や耕作放棄地の増加	空き家が増えており、活用されていない建物が多い。また、耕作放棄地が増えたことで虫の発生が問題となっている。





テーマ②：私達がこれからできること（テーマ①の意見を組み合わせることができること）

・公共交通の改善	コミュニティバスを増便し、巡回バスのルート変更や頻度の増加を検討する。安価な送迎タクシーの導入や、乗り合いタクシーの仕組みをつくることで、交通の課題を解決する。
・空き家や公共スペースの活用	空き家を活用して集える場や居場所を作る。カフェのような明るい自習室や学習スペースを作ることで、地域住民が気軽に集まれる環境を整える。
・地域交流を活発化させる取り組み	さぎのせ公園で噴水遊具を設置する、山崎神社で祭りや盆踊りを行うなど、地域行事やイベントを充実させる。また、外国人住民や子供、不登校の子供、高齢者が集まれる明るい広場を設置することで交流を促す。
・子供や高齢者支援の強化	移動図書館を導入し、図書館利用の不便さを改善する。不登校の子供たちが利用できる農園の設置や、シニア世代による子供へのアドバイスや支援の仕組みを作るなど、世代間のサポートを増やす。
・地域防犯と安全対策の向上	街灯を増設し、夜道の安全を確保する。防犯意識をさらに高める活動を進めることで、誰もが安心して生活できる環境を目指す。

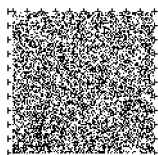
根来地区

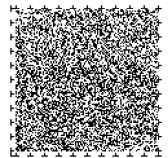
テーマ①：私達の地区のいいところ（地区の魅力、できていること）

・地域のつながりが強い	公民館で福祉活動が活発に行われており、地域住民のまとまりや地域への愛着が強い。桜台団地の自治会も非常によくまとまっており、積極的に活動に参加している。公民館を住民が自助的に活用していることも地域の特徴となっている。
・自然の豊かさ	緑が多く、桜が有名であったことから、自然環境に恵まれている。これにより、住民は四季を感じながら生活できる。
・商業施設の利便性	スーパーや病院、学校などが近くにあり、生活環境が整っている。必要な施設が身近にあることで、住民が便利に暮らすことができる。
・他府県へのアクセス	車さえあれば他府県へのアクセスが良い点も、この地区のメリットである。移動が容易なため、住民は外出の幅を広げることができる。

テーマ①：私達の地区の気になるところ（不安・問題に感じる点）

・移動手段への制約	買い物に行く手段が徐々に制約されてきており、特に高齢者が移動手段を確保するのが難しくなっている。加えて、巡回バスの時間が守られていないという指摘もある。
・高齢化への課題	高齢化が進む中で高齢者の安否が心配されており、特に一人暮らしの世帯では見守りの必要性が高まっている。
・地域活動の減退	地区の活動への参加が少ない、または消極的な状況が見られる。市民運動会が簡素化されていることや、学校行事が減少していることも地域活動の活発化にマイナスの影響を与えている。自治会への無断欠席の問題もある。
・ゴミ問題とトラブル	農業地と住宅地が接近してきたことで苦情が増加している。粗大ゴミ処分やゴミ出しのマナーの悪さが課題として挙げられている。
・民生委員の認知度不足	民生委員の存在や役割が住民に十分認知されておらず、高齢者支援や地域福祉活動の周知が進んでいない状況がある。





テーマ②：私達がこれからできること（テーマ①の意見を組み合わせることができること）

・地域の声かけと活動の呼びかけ	地域内でまず自分たちから声かけを行い、住民を積極的に地域活動へ巻き込んでいく。行事を増やし、地域が集まりやすい仕組みを作ること、活動への参加意識を向上させる。
・民生委員の認知度向上	民生委員の役割を広く周知し、高齢者支援の重要性を地域全体で共有する取り組みを進める。公民館事業などと連携して福祉活動を活性化させることが必要である。
・若い世代の参加促進	中学生や高校生、大学生などの若い世代にボランティアとして参加してもらう仕組みを構築する。若い世代が地域活動に関わることで、世代間のつながりを深めるとともに、活動の活性化が期待できる。
・行事を通じた地域の活性化	地域住民が集まりやすい行事を増やし、住民同士が自然に交流できる場を設けることで、地域活動への参加を習慣化させる。
・地域支援の情報共有	岩出市の支援や制度について住民に知らせる努力をする。支援内容を共有することで、地域全体で利用可能なサービスを活用し、生活環境を改善する意識を高める。

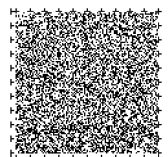
上岩出地区

テーマ①：私達の地区のいいところ（地区の魅力、できていること）

・都会と田舎が共存している	地区の中に都会的なエリアと自然豊かな田舎のエリアがあり、さまざまな生活スタイルが楽しめる。戦国時代から続く歴史ある土地であり、懐かしい風習も残っている。
・豊かな自然と魅力的な風景	山や畑があり、空気が美味しく自然が豊かである。緑花センターは遊びやすい環境を提供し、新池では夜景がきれいでカップルも訪れるなど、自然ならではの魅力が感じられる。
・継続する地域行事	夏祭りや秋祭り、上岩出神社の行事などが続いており、花火や伝統的な地蔵盆など、地域行事が活発に行われている。
・地元の特産品と食文化	米がおいしいとされており、地域の食文化が魅力の一つとなっている。
・子どもが遊べる環境	自然の中で子どもたちが遊べる場所があり、家族で楽しめる環境が整っている。

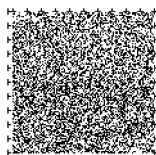
テーマ①：私達の地区の気になるところ（不安・問題に感じる点）

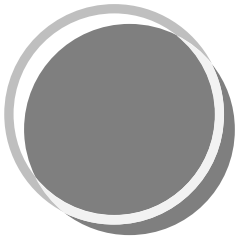
・新興住宅地と旧地元の分断	新興住宅地と昔からの地元住民との交流が少なく、分断が起きている。新しい住民が自治会に参加しないことや、共有財産の問題があることでまとまりに欠ける状況がある。
・高齢化による課題	高齢化が進み、特定の地区に集中している。高齢者が自治会を抜けるケースがあり、孤立化が心配されている。また、高齢者支援が十分に届いていない状況が指摘されている。
・南北の交通課題と買い物の不便さ	上岩出地区には南北の道がなく、交通の利便性が低い。また、車が必要な環境であり、買い物の不便さに地域住民が困っている。
・子どもたちの減少と地域行事の衰退	少子化によって子どもたちが地域から外へ出て行き、夏祭りをやめる地域も出てきている。これにより地域活動の活力が失われつつある。
・新池の災害リスク	新池が大きいいため、大雨や災害時に氾濫などの影響が懸念されている。住民にとって不安の要因となっている。



テーマ②：私達がこれからできること（テーマ①の意見を組み合わせることができること）

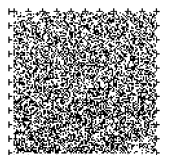
・ 南北の道を整備して利便性を向上させる	上岩出地区に南北の道をつくり、交通アクセスを改善する。道を広げることで学校区や住宅地の利便性を向上させ、新しい家が建ちやすい環境を整える。
・ 高齢者を地域に引き込む仕組みをつくる	高齢者が地域活動に参加しやすい場を設ける。サロンや共通のテーマを通じて仲間をつくり、食事会や共食を行うなど、交流を促進するイベントを開催する。住民全体で手を引っ張り合うような環境づくりが必要である。
・ 新興住宅地とのつながりを強化する	新興住宅地も住民同士でつながりを持てるよう、共通のテーマや関心事を設けた活動を推進する。あいさつを習慣化することで交流を自然に生み出し、参加意欲を高める。
・ 災害への対策と不安解消を進める	新池の災害リスクを軽減するための具体的な対策を検討し、住民の不安を解消する取り組みを進める。災害時への対応を強化することで安心して暮らせる環境をつくる。
・ 安価で利用しやすい高齢者施設を増設する	高齢者が安心して暮らせるよう、安価な老人ホームを増やす。これにより、高齢者の孤立化を防ぎ、より快適な生活を提供できるようになる。





用語解説

- アウトリーチ
 - ・ 支援を必要とする人が相談に来るのを待つのではなく、支援者側が積極的に訪問・介入し支援する手法のこと。多様な支援ニーズに迅速に対応するための地域福祉活動の基本的なアプローチ
- アクセシビリティ
 - ・ ウェブサイトに掲載されている情報や機能等について、年齢や障害の有無に関わらず、誰でも必要な情報に簡単にたどり着け、利用できること。
- SNS
 - ・ Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称。インターネット上で利用者同士がつながり、情報共有や交流するためのサービス
- NPO
 - ・ 様々な社会貢献活動を実施し、団体の構成員に対し、収益の分配を目的としない団体の総称
- 通いの場
 - ・ 地域住民が身近な場所で集まり、運動・趣味・交流を行う場所のこと。フレイル予防や認知症予防の拠点として、市内各地で展開している。
- 共生社会
 - ・ 障害の有無にかかわらず、老若男女すべての人がお互いの人権（私たちが幸福に暮らしていくための権利）や尊厳（その人の人格を尊いものと認めて敬うこと）を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会
- ゲートキーパー
 - ・ 自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人



○ 合計特殊出生率

- ・ 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、その年齢別出生率を前提とした場合に一人の女性が一生の間に生むこどもの数に相当する。

○ 更生保護

- ・ 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動

○ コーディネーター

- ・ 社会福祉においては、様々な施設や機関、人からの支援が同時に必要になる場合に、互いに連携を図り、それぞれの役割を調整しながら全体としての支援を行うことが必要な場面が多くあり、その調整を行う人のこと。

○ こども家庭センター

- ・ 母子保健機能と児童福祉機能が一体的に全ての妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、切れ目のない包括的で継続的な支援を提供する地域の相談・支援拠点のこと。

○ こども食堂

- ・ 地域のボランティアがこどもたちに対して無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する居場所。地域のサロンとしての機能を持つケースもある。

○ コミュニティスクール

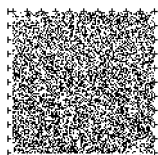
- ・ 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。コミュニティスクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色のある学校づくりを進めていくことができる。

○ 災害ボランティアセンター

- ・ 災害時に設置される、被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点のこと。被災地ニーズの把握やボランティアの受け入れ、資機材の貸し出しなどを行う。

○ 再犯防止推進計画

- ・ 犯罪歴のある者の再犯防止を目的とし、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るための施策を定めた計画で、防犯上の観点からも、地域福祉計画と連携して実施される重要計画



- 自立支援協議会
 - ・ 障害のある人等への支援体制の整備を図るために、福祉、医療、教育、雇用等の関係者が連携し、協議等を行う機関

- 生活困窮者
 - ・ 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情により経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者自立支援法による定義）

- 生活困窮者自立支援
 - ・ 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対し、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ること。

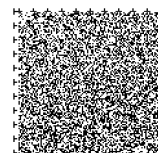
- 成年後見制度
 - ・ 認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な人の財産管理や日常生活の援助を代理権や同意権、取引権が付与された後見人等が行う仕組み

- 第2層協議体
 - ・ 高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域における支え合いの仕組みを話し合い、推進するための場

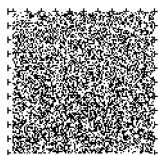
- ダブルケア
 - ・ 介護と子育てを同時にしなければならない状態。女性の晩婚化や高齢化が進む社会において、家庭内の多重負担問題となっている。

- 地域共生社会
 - ・ 支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働することで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会

- 地域ケア会議
 - ・ 介護保険法に基づき、高齢者の自立支援と地域包括ケアシステムの実現を目的に、医療・介護・福祉・行政など多職種が連携して支援方針を検討する場のこと。



- 地域包括ケアシステム
 - ・高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援について、地域の包括的な支援・サービスが提供される体制のこと。
- 地域包括支援センター
 - ・介護予防のケアマネジメントを行う機関。高齢者やその家族に対する総合的な相談窓口、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントとしての機能もある。
- 日常生活自立支援事業
 - ・認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うこと。
- 認知症
 - ・脳の病気などにより記憶や判断力が低下し、日常生活に支障が生じる状態。適切な支援や周囲の理解により、住み慣れた地域でその人らしい生活が続けることができる。
- 認知症カフェ
 - ・認知症の本人や家族、地域住民、関係機関などが気軽に集まれる交流の場のこと。
- 認知症サポーター
 - ・認知症について正しい知識を学び、地域で本人やその家族を見守り、応援する市民のこと。
- 8050問題
 - ・中高年のひきこもりのこどもを高齢の親が養っている状態。ひきこもりの長期化、親の高齢化から、生活困窮や社会的孤立リスクが高い。
- ひきこもり
 - ・特定の病気や障がいではなく、ひきこもっている「状態」を指す言葉。厚生労働省の定義などを参考にすると、何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある人、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態にある人、支援を必要とする状態にある人を指す。



- 避難行動要支援者
 - ・ 災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等のこと。

- ファミリー・サポート・センター
 - ・ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

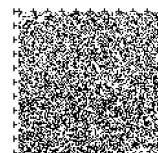
- 福祉避難所
 - ・ 災害時において通常の避難所での生活を続けることが困難となり、特別な配慮を必要とする人を対象とする避難所

- 民生委員・児童委員
 - ・ 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場から生活や福祉に関する相談・援助活動を行うことで社会福祉の増進に努める非常勤の地方公務員のこと。児童委員は、妊産婦の心配ごとや子育てに関する不安に対する相談支援を行う人のこと。

- 要保護児童対策地域協議会
 - ・ 虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等に関する必要な情報の交換や支援を行うために支援関係機関で協議を行う場。児童福祉法に位置付けられている。

- 老人クラブ
 - ・ 老人福祉法に基づき、老人福祉を推進するために地域を基盤とした高齢者（おおむね60歳以上）の会員制による自主的な組織。「健康・友愛・奉仕」を三大運動として掲げ、健康づくりや生きがいづくりを目的とした活動を行うとともに、地域の諸団体と連携して、豊富な知識や経験を活かした活動を行っている。

- 老老介護
 - ・ 65歳以上の高齢者が同じ65歳以上の高齢者を介護している状態



第3次岩出市地域福祉計画

令和8年3月

発行：岩出市

編集：岩出市 生活福祉部 社会福祉課

〒649-6292 岩出市西野 209 番地

T E L 0736-62-2141（代表）

F A X 0736-63-0075

